

川崎市地域防災計画 風水害対策編

(平成30年度修正)

新旧対照表

修正素案

総務企画局危機管理室

頁	修正後	修正前	修正理由等				
P1	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】</p> <p>第2節 国・県の防災計画等との関係【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p><u>2 大規模氾濫減災協議会及び神奈川県県大規模氾濫減災協議会との関係</u> <u>国〔国土交通大臣〕及び神奈川県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「神奈川県大規模氾濫減災協議会」に参加し、国、神奈川県等の多様な関係者と、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針【総務企画局危機管理室、消防局、市民文化局、各局室区】</p> <p>第2節 国・県の防災計画との関係【総務企画局危機管理室】 (省略) <u>(新設)</u></p>	<p>水防法の改正を反映。(危機管理室・計画)</p>				
P3	<p>第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】</p> <p>過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの課題が明らかになっている。</p> <p>こうした課題を踏まえ、<u>災害時における様々な被害やニーズに対応するため、市では、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、</u>この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いに<u>配慮を行う</u>など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>第8節 男女共同参画の視点への配慮【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】</p> <p>過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。</p> <p>こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、<u>地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。</u></p>	<p>震災対策編（平成30年度修正）と整合。(市民文化局)</p>				
P6	<p>第2章 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第4節 指定地方行政機関 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="213 1163 1359 1255"> <tr> <td data-bbox="213 1163 537 1255">関東農政局 <u>(神奈川支局)</u></td> <td data-bbox="537 1163 1359 1255">1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</td> </tr> </table>	関東農政局 <u>(神奈川支局)</u>	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整	<p>第2章 防災関係機関の業務大綱</p> <p>第4節 指定地方行政機関 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1451 1163 2597 1255"> <tr> <td data-bbox="1451 1163 1774 1255">関東農政局 <u>(横浜地域センター)</u></td> <td data-bbox="1774 1163 2597 1255">1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整</td> </tr> </table>	関東農政局 <u>(横浜地域センター)</u>	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整	<p>県からの修正意見を反映。(危機管理室・計画)</p>
関東農政局 <u>(神奈川支局)</u>	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整						
関東農政局 <u>(横浜地域センター)</u>	1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整						
P7	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="213 1304 1359 1661"> <tr> <td data-bbox="213 1304 537 1661">東京管区气象台 (横浜地方气象台)</td> <td data-bbox="537 1304 1359 1661"> 1 <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> </td> </tr> </table>	東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1451 1304 2597 1751"> <tr> <td data-bbox="1451 1304 1774 1751">東京管区气象台 (横浜地方气象台)</td> <td data-bbox="1774 1304 2597 1751"> 1 <u>気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の発表並びに関係機関への伝達</u> 2 <u>注意報、警報等の伝達体制の整備</u> 3 <u>気象災害の発生に関する調査の実施</u> 4 <u>気象観測の実施及び観測施設の維持管理</u> 5 <u>気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言</u> 6 <u>風水害に関わる防災訓練の実施及び関係機関との協力</u> 7 <u>発災後の各種情報提供、専門委員の派遣及び照会対応</u> 8 <u>噴火警報の伝達及び火山災害の防止に関する関係機関との協力</u> </td> </tr> </table>	東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 <u>気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の発表並びに関係機関への伝達</u> 2 <u>注意報、警報等の伝達体制の整備</u> 3 <u>気象災害の発生に関する調査の実施</u> 4 <u>気象観測の実施及び観測施設の維持管理</u> 5 <u>気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言</u> 6 <u>風水害に関わる防災訓練の実施及び関係機関との協力</u> 7 <u>発災後の各種情報提供、専門委員の派遣及び照会対応</u> 8 <u>噴火警報の伝達及び火山災害の防止に関する関係機関との協力</u>	<p>内容を整理し簡潔にした。(横浜地方气象台)</p>
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> 2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> 3 <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> 4 <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> 5 <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u>						
東京管区气象台 (横浜地方气象台)	1 <u>気象・洪水・高潮・波浪に関する注意報、警報及び情報の発表並びに関係機関への伝達</u> 2 <u>注意報、警報等の伝達体制の整備</u> 3 <u>気象災害の発生に関する調査の実施</u> 4 <u>気象観測の実施及び観測施設の維持管理</u> 5 <u>気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言</u> 6 <u>風水害に関わる防災訓練の実施及び関係機関との協力</u> 7 <u>発災後の各種情報提供、専門委員の派遣及び照会対応</u> 8 <u>噴火警報の伝達及び火山災害の防止に関する関係機関との協力</u>						

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等												
P8	<p>第6節 指定公共機関 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="210 310 1359 583"> <tr> <td data-bbox="210 310 617 583">日本銀行 (横浜支店)</td> <td data-bbox="617 310 1359 583"> <ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 </td> </tr> </table>	日本銀行 (横浜支店)	<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 	<p>第6節 指定公共機関 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1451 310 2599 583"> <tr> <td data-bbox="1451 310 1857 583">日本銀行 (横浜支店)</td> <td data-bbox="1857 310 2599 583"> <ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 </td> </tr> </table>	日本銀行 (横浜支店)	<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 	<p>県からの修正意見を反映。(危機管理室・計画)</p>								
日本銀行 (横浜支店)	<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 														
日本銀行 (横浜支店)	<ol style="list-style-type: none"> 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 資金決裁の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 金融機関の業務運営の確保に係る措置 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 各種措置に関する広報 														
P9	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="210 632 1359 993"> <tr> <td data-bbox="210 632 617 856">日本通運株式会社(川崎支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</td> <td data-bbox="617 632 1359 856"> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 856 617 993">東京電力パワーグリッド株式会社(川崎支社)</td> <td data-bbox="617 856 1359 993"> <ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="210 1035 1359 1396"> <tr> <td data-bbox="210 1035 617 1396">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="617 1035 1359 1396"> <ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 </td> </tr> </table>	日本通運株式会社(川崎支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 	東京電力パワーグリッド株式会社(川崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 	日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 	<p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1451 632 2599 993"> <tr> <td data-bbox="1451 632 1857 856">日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</td> <td data-bbox="1857 632 2599 856"> <ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1451 856 1857 993">東京電力株式会社(川崎支社)</td> <td data-bbox="1857 856 2599 993"> <ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 </td> </tr> </table> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1451 1035 2599 1396"> <tr> <td data-bbox="1451 1035 1857 1396">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="1857 1035 2599 1396"> <ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 </td> </tr> </table>	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 	東京電力株式会社(川崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 	日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 	<p>窓口となる事業所名を明記。「災害対策用物資の輸送確保」という観点から、陸上輸送を主としている川崎支店を表記。(日本通運) 社名変更(東京電力パワーグリッド株式会社)</p> <p>県からの修正意見を反映。(危機管理室・計画)</p>
日本通運株式会社(川崎支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 														
東京電力パワーグリッド株式会社(川崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 														
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 														
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の輸送確保 災害時の応急輸送対策 														
東京電力株式会社(川崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 電力供給施設の整備及び保全 災害時における電力供給の確保及び広報 被災施設の調査及び復旧 														
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便物の送達の確保 救助用物資を内容とする小包郵便物及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 														
P14	<p>第3章 市の自然と災害 第1節 地勢の概況【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局】</p> <p>4 港湾 (省略)</p> <p>川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第10位(平成28年)。16万トンの超大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に平均60隻ほど入港している。</p>	<p>第3章 市の自然と災害 第1節 地勢の概況【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局】</p> <p>4 港湾 (省略)</p> <p>川崎港は、埋立ててできた港で、川崎市が管理する公共ふ頭と企業が所有する専用ふ頭からなる。川崎港での海上出入貨物量は全国で第8位(平成24年)。16万トンの超大型タンカー船から5トンの小型船まで、大小さまざまな船舶が1日に平均70隻ほど入港している。</p>	<p>時点修正(港湾局)</p>												

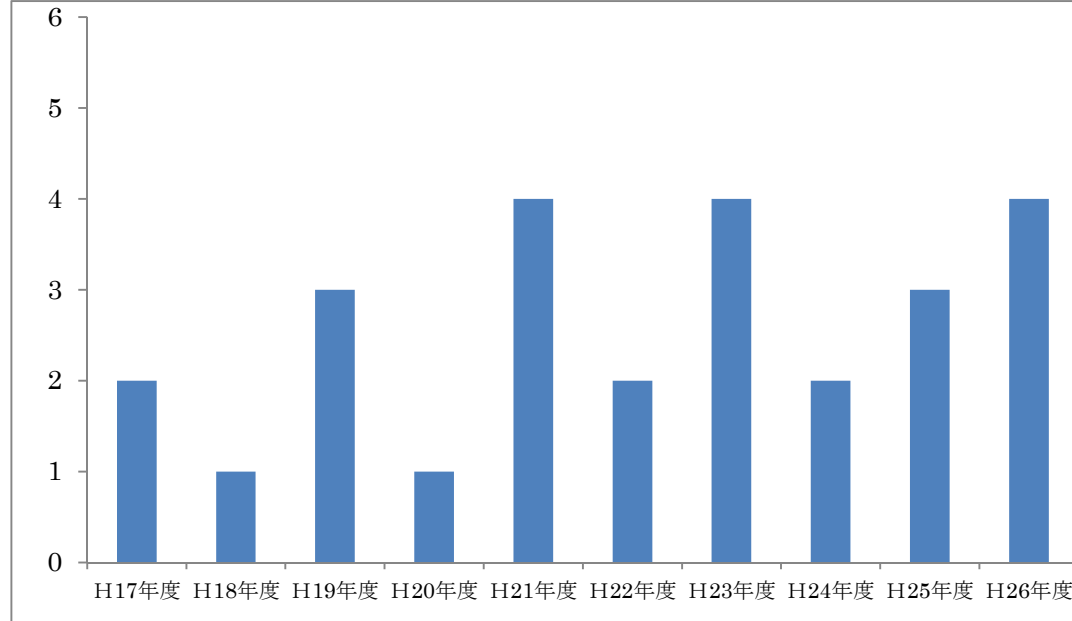
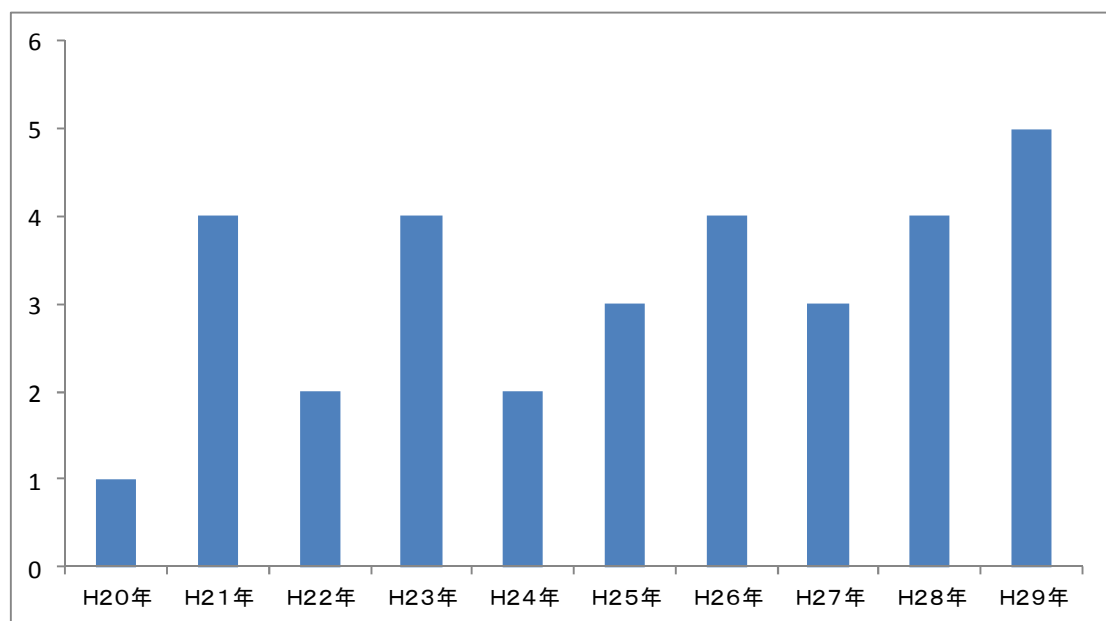
頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																																																																								
P14	<p>第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】</p> <p>1 人口・世帯数</p> <p>平成29年10月1日現在で本市の人口は約150万人であり、世帯数は約72万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約3.8%、世帯数は約5.6%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,417人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。</p> <p>最新の国勢調査(平成27年)によると昼間人口比率は88.3%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.8万人(約13%)で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.6万人(約5%)である。また、65歳以上の人口は約28.7万人(約20%)である。</p> <p>このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。</p>	<p>第2節 社会的条件【総務企画局危機管理室、建設緑政局】</p> <p>1 人口・世帯数</p> <p>平成25年10月1日現在で本市の人口は約145万人であり、世帯数は約68万世帯であり、それぞれこの5年間で人口は約2.7%、世帯数は約3.9%増加している。また、人口密度は、1k㎡あたり10,033人で、区別に見ると1万人を超えている区が幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区となっている。</p> <p>最新の国勢調査(平成22年)によると昼間人口比率は89.5%であり、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っている。また、年齢別に見ると、15歳未満の人口は約18.6万人(約13%)で、中でも0歳から4歳までの人口は約6.7万人(約5%)である。また、65歳以上の人口は約23.7万人(約17%)である。</p> <p>このように、本市は、人口が増加しており、人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、市外通学・通勤者が多く、高齢者の人口増加が著しいため、昼間の災害対応についても、十分検討しなければならない。</p>	<p>時点修正(危機管理室・計画)</p>																																																																																																																																								
P15	<p>人口・世帯数の推移 各年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 別</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">人 口 増 △ 減</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増加率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年</td> <td>1,448,196</td> <td>9,032</td> <td>0.63</td> <td>678,310</td> </tr> <tr> <td>26年</td> <td>1,461,043</td> <td>12,847</td> <td>0.89</td> <td>687,843</td> </tr> <tr> <td>27年</td> <td>1,475,213</td> <td>—※</td> <td>—※</td> <td>691,837</td> </tr> <tr> <td>28年</td> <td>1,489,477</td> <td>14,264</td> <td>0.97</td> <td>703,945</td> </tr> <tr> <td>29年</td> <td>1,503,690</td> <td>14,213</td> <td>0.95</td> <td>716,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成27年10月1日は平成27年国勢調査確定値</p> <p>区別面積と人口 平成29年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面 積 (km²)</th> <th>人 口 (人)</th> <th>人口密度(人/k㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川 崎</td> <td>40.25</td> <td>229,653</td> <td>5,706</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>10.09</td> <td>165,974</td> <td>16,449</td> </tr> <tr> <td>中 原</td> <td>14.81</td> <td>254,156</td> <td>17,161</td> </tr> <tr> <td>高 津</td> <td>17.10</td> <td>230,507</td> <td>13,480</td> </tr> <tr> <td>宮 前</td> <td>18.60</td> <td>229,481</td> <td>12,338</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>20.39</td> <td>216,681</td> <td>10,627</td> </tr> <tr> <td>麻 生</td> <td>23.11</td> <td>177,238</td> <td>7,669</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144.35</td> <td>1,503,690</td> <td>10,417</td> </tr> </tbody> </table>	年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数	実 数	増加率(%)	平成25年	1,448,196	9,032	0.63	678,310	26年	1,461,043	12,847	0.89	687,843	27年	1,475,213	—※	—※	691,837	28年	1,489,477	14,264	0.97	703,945	29年	1,503,690	14,213	0.95	716,470	区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)	川 崎	40.25	229,653	5,706	幸	10.09	165,974	16,449	中 原	14.81	254,156	17,161	高 津	17.10	230,507	13,480	宮 前	18.60	229,481	12,338	多 摩	20.39	216,681	10,627	麻 生	23.11	177,238	7,669	計	144.35	1,503,690	10,417	<p>人口・世帯数の推移 各年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 別</th> <th rowspan="2">人 口</th> <th colspan="2">人 口 増 △ 減</th> <th rowspan="2">世 帯 数</th> </tr> <tr> <th>実 数</th> <th>増加率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>1,409,558</td> <td>19,288</td> <td>1.39</td> <td>652,609</td> </tr> <tr> <td>22年</td> <td>1,425,512</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>662,694</td> </tr> <tr> <td>23年</td> <td>1,430,773</td> <td>5,261</td> <td>0.37</td> <td>666,787</td> </tr> <tr> <td>24年</td> <td>1,439,164</td> <td>8,391</td> <td>0.59</td> <td>672,392</td> </tr> <tr> <td>25年</td> <td>1,448,196</td> <td>9,032</td> <td>0.63</td> <td>678,310</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成22年10月1日は平成22年国勢調査確定値</p> <p>区別面積と人口 平成25年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>面 積 (km²)</th> <th>人 口 (人)</th> <th>人口密度(人/k㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川 崎</td> <td>40.25</td> <td>217,974</td> <td>5,416</td> </tr> <tr> <td>幸</td> <td>10.09</td> <td>157,333</td> <td>15,593</td> </tr> <tr> <td>中 原</td> <td>14.81</td> <td>239,987</td> <td>16,204</td> </tr> <tr> <td>高 津</td> <td>17.10</td> <td>222,721</td> <td>13,025</td> </tr> <tr> <td>宮 前</td> <td>18.60</td> <td>222,756</td> <td>11,976</td> </tr> <tr> <td>多 摩</td> <td>20.39</td> <td>213,728</td> <td>10,482</td> </tr> <tr> <td>麻 生</td> <td>23.11</td> <td>173,697</td> <td>7,516</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144.35</td> <td>1,448,196</td> <td>10,033</td> </tr> </tbody> </table>	年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数	実 数	増加率(%)	平成21年	1,409,558	19,288	1.39	652,609	22年	1,425,512	—	—	662,694	23年	1,430,773	5,261	0.37	666,787	24年	1,439,164	8,391	0.59	672,392	25年	1,448,196	9,032	0.63	678,310	区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)	川 崎	40.25	217,974	5,416	幸	10.09	157,333	15,593	中 原	14.81	239,987	16,204	高 津	17.10	222,721	13,025	宮 前	18.60	222,756	11,976	多 摩	20.39	213,728	10,482	麻 生	23.11	173,697	7,516	計	144.35	1,448,196	10,033	
年 別	人 口			人 口 増 △ 減			世 帯 数																																																																																																																																				
		実 数	増加率(%)																																																																																																																																								
平成25年	1,448,196	9,032	0.63	678,310																																																																																																																																							
26年	1,461,043	12,847	0.89	687,843																																																																																																																																							
27年	1,475,213	—※	—※	691,837																																																																																																																																							
28年	1,489,477	14,264	0.97	703,945																																																																																																																																							
29年	1,503,690	14,213	0.95	716,470																																																																																																																																							
区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)																																																																																																																																								
川 崎	40.25	229,653	5,706																																																																																																																																								
幸	10.09	165,974	16,449																																																																																																																																								
中 原	14.81	254,156	17,161																																																																																																																																								
高 津	17.10	230,507	13,480																																																																																																																																								
宮 前	18.60	229,481	12,338																																																																																																																																								
多 摩	20.39	216,681	10,627																																																																																																																																								
麻 生	23.11	177,238	7,669																																																																																																																																								
計	144.35	1,503,690	10,417																																																																																																																																								
年 別	人 口	人 口 増 △ 減		世 帯 数																																																																																																																																							
		実 数	増加率(%)																																																																																																																																								
平成21年	1,409,558	19,288	1.39	652,609																																																																																																																																							
22年	1,425,512	—	—	662,694																																																																																																																																							
23年	1,430,773	5,261	0.37	666,787																																																																																																																																							
24年	1,439,164	8,391	0.59	672,392																																																																																																																																							
25年	1,448,196	9,032	0.63	678,310																																																																																																																																							
区	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度(人/k㎡)																																																																																																																																								
川 崎	40.25	217,974	5,416																																																																																																																																								
幸	10.09	157,333	15,593																																																																																																																																								
中 原	14.81	239,987	16,204																																																																																																																																								
高 津	17.10	222,721	13,025																																																																																																																																								
宮 前	18.60	222,756	11,976																																																																																																																																								
多 摩	20.39	213,728	10,482																																																																																																																																								
麻 生	23.11	173,697	7,516																																																																																																																																								
計	144.35	1,448,196	10,033																																																																																																																																								

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																												
P15	<p>2 交通</p> <p>本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。</p> <p>鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が <u>209,480人</u> で最も多く、次いで東急溝の口駅が <u>152,992人</u>、JR武蔵小杉駅が <u>128,079人</u> となっている。（「平成29年版川崎市統計書」より）（省略）</p>	<p>2 交通</p> <p>本市は、東京都と横浜市の2大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断している。それに比べて本市の臨海部と北西部丘陵地帯とを結び市域を縦貫する交通網は質、量とも弱体である。</p> <p>鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行している。主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が <u>188,193人</u> で最も多く、次いで東急溝の口駅が <u>140,677人</u>、JR武蔵小杉駅が <u>108,046人</u> となっている。（「平成25年版川崎市統計書」より）（省略）</p>	<p>時点修正（危機管理室・計画）</p>																																												
P16	<p>第3節 気象の概況【総務企画局危機管理室】</p> <p>1 概要</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市<u>の平成26年</u>の月平均気温の平年値は<u>1月の5.9度</u>が最低値、<u>8月の26.7度</u>が最高値である。</p> <p>年間降水量は、この10年は1,100～1,800mmとなっている。また、過去10年間<u>（平成20年～29年度）</u>の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.8日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmを記録している。</p>	<p>第3節 気象の概況【総務企画局危機管理室】</p> <p>1 概要</p> <p>本市の年間の平均気温の平年値は16度前後と温暖である。横浜地方気象台の観測データでは、近隣の横浜市<u>の平成26年</u>の月平均気温の平年値は<u>2月の5.8度</u>が最低値、<u>8月の26.8度</u>が最高値である。</p> <p>年間降水量は、この10年は1,100～1,800mmとなっている。また、過去10年間<u>（平成17年～26年度）</u>の市内での1時間雨量50mm以上の発生日数は平均2.8日発生しており、最大1時間雨量は、中原区及び高津区の観測地において85mmを記録している。</p>	<p>時点修正（危機管理室・計画）</p>																																												
P17	<p>1時間雨量50mm以上の発生日数（過去10年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>発生日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20年</td><td>5</td></tr> <tr><td>H21年</td><td>1</td></tr> <tr><td>H22年</td><td>2</td></tr> <tr><td>H23年</td><td>2</td></tr> <tr><td>H24年</td><td>2</td></tr> <tr><td>H25年</td><td>5</td></tr> <tr><td>H26年</td><td>4</td></tr> <tr><td>H27年</td><td>0</td></tr> <tr><td>H28年</td><td>4</td></tr> <tr><td>H29年</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	年	発生日数	H20年	5	H21年	1	H22年	2	H23年	2	H24年	2	H25年	5	H26年	4	H27年	0	H28年	4	H29年	3	<p>1時間雨量50mm以上の発生日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発生日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17年度</td><td>3</td></tr> <tr><td>H18年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>H19年度</td><td>4</td></tr> <tr><td>H20年度</td><td>5</td></tr> <tr><td>H21年度</td><td>1</td></tr> <tr><td>H22年度</td><td>2</td></tr> <tr><td>H23年度</td><td>2</td></tr> <tr><td>H24年度</td><td>2</td></tr> <tr><td>H25年度</td><td>5</td></tr> <tr><td>H26年度</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	年度	発生日数	H17年度	3	H18年度	0	H19年度	4	H20年度	5	H21年度	1	H22年度	2	H23年度	2	H24年度	2	H25年度	5	H26年度	4	
年	発生日数																																														
H20年	5																																														
H21年	1																																														
H22年	2																																														
H23年	2																																														
H24年	2																																														
H25年	5																																														
H26年	4																																														
H27年	0																																														
H28年	4																																														
H29年	3																																														
年度	発生日数																																														
H17年度	3																																														
H18年度	0																																														
H19年度	4																																														
H20年度	5																																														
H21年度	1																																														
H22年度	2																																														
H23年度	2																																														
H24年度	2																																														
H25年度	5																																														
H26年度	4																																														

頁	修正後	修正前	修正理由等
---	-----	-----	-------

P17



P18 第4節 既住の風水害【総務企画局危機管理室】

(省略)

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量 (mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H21. 10. 7～8	台風第18号			5			6	10	312		50	228
H23. 8. 26	集中豪雨							7	7	1	88	129
H25. 10. 15～16	台風第26号			1			10		10		42	248
H26. 7. 20	集中豪雨							14	10		84	132
H26. 10. 5～6	台風第18号			1				19	20	1	45	380
<u>H28. 7. 15</u>	<u>集中豪雨</u>							<u>3</u>	<u>9</u>		<u>64</u>	<u>76</u>
<u>H28. 8. 2</u>	<u>集中豪雨</u>							<u>10</u>	<u>27</u>		<u>62</u>	<u>126</u>
<u>H29. 10. 22～23</u>	<u>台風第21号</u>							<u>14</u>	<u>9</u>	<u>1</u>	<u>42</u>	<u>295</u>
<u>H30. 3. 9</u>	<u>集中豪雨</u>							<u>1</u>	<u>20</u>		<u>62</u>	<u>183</u>

第4節 既住の風水害【総務企画局危機管理室】

(省略)

表1 川崎市の主な風水害（過去10年間のもの）

被害発生 年月日	災害種別	人的被害（人）			住宅被害（棟）					がけ 崩れ (箇所)	最大雨量 (mm)	
		死者	行方 不明	負傷	全壊 流出	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水		時間	累計
H17. 9. 4～5	集中豪雨							6	5	2	78	175
H19. 9. 5～7	台風第9号		2	5				25	23		20	190
H21. 10. 7～8	台風第18号			5			6	10	312		50	228
H23. 8. 26	集中豪雨							7	7	1	88	129
H25. 10. 15～16	台風第26号			1			10		10		42	248
H26. 7. 20	集中豪雨							14	10		84	132
H26. 10. 5～6	台風第18号			1				19	20	1	45	380

時点修正（危機管理室・初動）

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後				修正前				修正理由等
P20	表2 風水害の記録(過去の大きな災害)				表2 風水害の記録(過去の大きな災害)				当時の観測データを元に期間を修正(横浜地方気象台)
	S. 33. 9. 25~27	風 害	グアム島東方海上に発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜東京をとおり、鹿島灘にぬけた。 最低気圧 (mb) 968.5 本市 最大風速 (m/s) 28.8 本市 総雨量 (mm) 321.2 本市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害をおこし、「狩野川台風」とよばれた。 死者 19. 傷者 11. 家屋全壊 7 3. 半壊 64. 流失 2 床上浸水 9,316. 床下浸水 19,551. 田冠水 626 町、畑冠水 505 町、 橋梁流失 8. 堤防決壊 3.	S. 33. 9. 25	風 害	グアム島東方海上に発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜東京をとおり、鹿島灘にぬけた。 最低気圧 (mb) 968.5 本市 最大風速 (m/s) 28.8 本市 総雨量 (mm) 321.2 本市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害をおこし、「狩野川台風」とよばれた。 死者 19. 傷者 11. 家屋全壊 7 3. 半壊 64. 流失 2 床上浸水 9,316. 床下浸水 19,551. 田冠水 626 町、畑冠水 505 町、 橋梁流失 8. 堤防決壊 3.	
P21	S. 47. 7. 12	風 水 害 (集中豪雨)	<u>本州南岸に梅雨前線が停滞し、全国で豪雨災害が発生した(昭和47年7月豪雨)</u>	床上浸水 250 戸 床下浸水 2,208 〃 がけ崩れ 32 箇所 道路被害 23 〃 河川損壊 14 〃	S. 47. 7. 12	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 250 戸 床下浸水 2,208 〃 がけ崩れ 32 箇所 道路被害 23 〃 河川損壊 14 〃	気象概要の追加(横浜地方気象台)
	S. 47. 7. 15	風 水 害 (台風6号)	<u>台風第6号が南海上から接近し、7月15日に愛知県に上陸した。</u>	床上浸水 33 戸 床下浸水 2,060 〃 道路被害 9 箇所 河川損壊 8 〃 がけ崩れ 12 〃	S. 47. 7. 15	風 水 害 (台風6号)		床上浸水 33 戸 床下浸水 2,060 〃 道路被害 9 箇所 河川損壊 8 〃 がけ崩れ 12 〃	
P22	S. 47. 9. 17	風 水 害 (台風20号)	<u>台風第20号が9月16日に紀伊半島沿岸から東海地方を通過し日本海へ進んだ。</u>	床上浸水 113 戸 床下浸水 3,125 〃 道路被害 6 箇所 がけ崩れ 5 〃	S. 47. 9. 17	風 水 害 (台風20号)		床上浸水 113 戸 床下浸水 3,125 〃 道路被害 6 箇所 がけ崩れ 5 〃	
	S. 48. 10. 14	風 水 害 (集中豪雨)	<u>前線の通過により未明に大雨となった。</u>	床上浸水 90 戸 床下浸水 648 〃 河川損壊 3 箇所 がけ崩れ 3 〃	S. 48. 10. 14	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 90 戸 床下浸水 648 〃 河川損壊 3 箇所 がけ崩れ 3 〃	
	S. 48. 11. 10	風 水 害 (集中豪雨)	<u>前線の通過により大雨となり、横浜では11月としての日降水量極値153.5mmを観測した。</u>	床上浸水 29 戸 床下浸水 1,465 〃 道路被害 2 箇所 がけ崩れ 1 〃	S. 48. 11. 10	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 29 戸 床下浸水 1,465 〃 道路被害 2 箇所 がけ崩れ 1 〃	
P26	S. 49. 7. 8	風 水 害 (集中豪雨)	<u>梅雨前線や日本海を北東に進む台風第8号の影響により、大雨となった。</u>	床上浸水 612 戸 床下浸水 1,871 〃 道路被害 10 箇所 河川損壊 2 〃 がけ崩れ 6 〃	S. 49. 7. 8	風 水 害 (集中豪雨)		床上浸水 612 戸 床下浸水 1,871 〃 道路被害 10 箇所 河川損壊 2 〃 がけ崩れ 6 〃	
	H. 26. 2. 14~15	雪 害	本州の南海上を発達しながら北東進した低気圧と寒気の影響で大雪が降った。	重傷者 1 名 軽傷者 4 名 住家一部損壊 1 棟 非住家一部損壊 1 棟	H. 26. 2. 14~15	雪 害	本州の南海上を東進した低気圧と寒気の影響で大雪が降った。	重傷者 1 名 軽傷者 4 名 住家一部損壊 1 棟 非住家一部損壊 1 棟	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P30	<p>第2部 予防計画</p> <p>第1章 防災力の向上【総務企画局危機管理室、行政マネジメント推進室、教育委員会、経済労働局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】</p> <p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【総務企画局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】</p> <p>2 自主防災組織の活動支援 (省略)</p> <p>(5) <u>自主防災組織等への防災資器材の貸出し</u> 市は、市内で活動する自主防災組織、町内会、自治会その他市長が認める団体が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、申請を受けた場合に市が所有する防災資器材を貸し出す。</p> <p>(6) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】 市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。</p>	<p>第2部 予防計画</p> <p>第1章 防災力の向上【総務企画局危機管理室、行政マネジメント推進室、教育委員会、経済労働局、建設緑政局、上下水道局、環境局、区、消防局】</p> <p>第3節 自主防災組織等の育成・強化【総務企画局危機管理室、区、上下水道局、建設緑政局、環境局、消防局】</p> <p>2 自主防災組織の活動支援 (省略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(5) 自主防災組織に対する訓練指導【区、消防局、上下水道局、環境局】 市は、自主防災組織が実施する訓練に対し、所管業務に応じた訓練指導を実施する。</p>	<p>防災資器材の内容を追加。(危機管理室・地域連携)</p>
P31	<p>(省略)</p> <p>(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)</p> <p>(資料編 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱)</p> <p><u>(資料編 川崎市防災資器材貸出要綱)</u></p> <p>(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要綱)</p> <p>(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)</p> <p><u>(資料編 災害用トイレの町内会等への貸付け要領)</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(資料編 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱)</p> <p>(資料編 川崎市地域防災活動助成金交付要綱)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(資料編 下水道施設における市民利用施設内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要綱)</p> <p>(資料編 都市公園内に自主防災組織が設置する防災用資器材保管庫に関する取扱い要領)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>要領等の追加・修正等。(危機管理室・地域連携、環境局)</p>
P32	<p>第5節 消防団の充実・強化【消防局】</p> <p>(省略)</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を活用し、情報伝達手段の確立を図る。</p>	<p>第5節 消防団の充実・強化【消防局】</p> <p>(省略)</p> <p>2 情報伝達手段の確立 迅速に災害情報を伝達するため、消防団幹部等への通信手段を強化し、情報伝達手段の確立を図る。</p>	<p>通信手段が整備されたため文言修正。(消防局)</p>

頁	修正後	修正前	修正理由等																									
P36	<p>第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設緑政局河川課、区道路公園センター】</p> <p>第5節 洪水の浸水想定区域の指定【関東地方整備局、神奈川県】</p> <p>関東地方整備局及び県は、<u>計画規模降雨及び想定最大規模降雨</u>を基に洪水の被害想定を行い、浸水想定区域を指定する。</p> <p>各河川の浸水想定区域の<u>計画規模降雨及び想定最大規模降雨</u></p> <table border="1" data-bbox="181 447 1347 1037"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>計画規模降雨</th> <th>想定最大規模降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩川</td> <td><u>多摩川流域の48時間総雨量457mm(確率規模200年)</u></td> <td><u>多摩川流域の48時間総雨量588mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川</td> <td><u>平瀬川流域の1時間最大雨量90mm(確率規模30年)</u></td> <td><u>平瀬川流域の24時間総雨量410mm</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川水系三沢川</td> <td><u>三沢川流域の1時間最大雨量100mm(確率規模70年)</u></td> <td><u>三沢川流域の24時間総雨量416mm</u></td> </tr> <tr> <td>鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)</td> <td><u>鶴見川流域の48時間総雨量405mm(確率規模150年)</u></td> <td><u>鶴見川流域の48時間総雨量792mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨	多摩川	<u>多摩川流域の48時間総雨量457mm(確率規模200年)</u>	<u>多摩川流域の48時間総雨量588mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u>	多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川	<u>平瀬川流域の1時間最大雨量90mm(確率規模30年)</u>	<u>平瀬川流域の24時間総雨量410mm</u>	多摩川水系三沢川	<u>三沢川流域の1時間最大雨量100mm(確率規模70年)</u>	<u>三沢川流域の24時間総雨量416mm</u>	鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)	<u>鶴見川流域の48時間総雨量405mm(確率規模150年)</u>	<u>鶴見川流域の48時間総雨量792mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u>	<p>第2章 河川の対策【関東地方整備局、県、建設緑政局河川課、区道路公園センター】</p> <p>第5節 洪水の浸水想定区域の指定【関東地方整備局、神奈川県】</p> <p>関東地方整備局及び県は、<u>計画降雨</u>を基に洪水の被害想定を行い、浸水想定区域指定する。</p> <p>各河川の浸水想定区域の計画降雨</p> <table border="1" data-bbox="1421 447 2588 814"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>計画降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多摩川</td> <td><u>多摩川流域に2日間で総雨量457mmの雨(確率規模200年)</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川</td> <td><u>時間雨量90mmの雨(確率規模30年)</u></td> </tr> <tr> <td>多摩川水系三沢川</td> <td><u>時間雨量100mmの雨(確率規模70年)</u></td> </tr> <tr> <td>鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)</td> <td><u>鶴見川流域に2日間で総雨量405mmの雨(確率規模150年)</u></td> </tr> </tbody> </table>	河川名	計画降雨	多摩川	<u>多摩川流域に2日間で総雨量457mmの雨(確率規模200年)</u>	多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川	<u>時間雨量90mmの雨(確率規模30年)</u>	多摩川水系三沢川	<u>時間雨量100mmの雨(確率規模70年)</u>	鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)	<u>鶴見川流域に2日間で総雨量405mmの雨(確率規模150年)</u>	<p>国の想定変更を反映(想定最大規模の確率規模は国交省で公表していないので、全て削除)(危機管理室・計画、建設緑政局)</p>
河川名	計画規模降雨	想定最大規模降雨																										
多摩川	<u>多摩川流域の48時間総雨量457mm(確率規模200年)</u>	<u>多摩川流域の48時間総雨量588mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u>																										
多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川	<u>平瀬川流域の1時間最大雨量90mm(確率規模30年)</u>	<u>平瀬川流域の24時間総雨量410mm</u>																										
多摩川水系三沢川	<u>三沢川流域の1時間最大雨量100mm(確率規模70年)</u>	<u>三沢川流域の24時間総雨量416mm</u>																										
鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)	<u>鶴見川流域の48時間総雨量405mm(確率規模150年)</u>	<u>鶴見川流域の48時間総雨量792mm(1000年に1回程度発生する可能性のある降雨量を上回る設定)</u>																										
河川名	計画降雨																											
多摩川	<u>多摩川流域に2日間で総雨量457mmの雨(確率規模200年)</u>																											
多摩川水系平瀬川・平瀬川支川・二ヶ領本川・五反田川	<u>時間雨量90mmの雨(確率規模30年)</u>																											
多摩川水系三沢川	<u>時間雨量100mmの雨(確率規模70年)</u>																											
鶴見川(鶴見川水系鶴見川・矢上川・麻生川・真光寺川・有馬川)	<u>鶴見川流域に2日間で総雨量405mmの雨(確率規模150年)</u>																											
P36	<p>第6節 ハザードマップの作成・公表</p> <p>浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知徹底を図り、水害による被害の軽減を図っていくものとする。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u></p>	<p>第6節 ハザードマップの作成・公表</p> <p>浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた洪水ハザードマップを作成、公表し、洪水予報の伝達方法、避難場所等について住民に周知徹底を図り、水害による被害の軽減を図っていくものとする。</p>	<p>防災基本計画との整合。(危機管理室・計画)</p>																									
P38	<p>第3章 下水道施設の整備【上下水道局】</p> <p>第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備【上下水道局】</p> <p>下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに。浸水防除という役割を持った重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は平成29年度末で99.5%に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きよの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨に対応している。平成29年度末の雨水管きよが整備された面積を示す雨水整備率は57.0%となっている。</p> <p>また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度の降雨にも対応した雨水整備を進めている。さらに、ターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区の都市活動に重大な影響を及ぼす地域については、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」を活用し、浸水安全度の更なる向上に取り組んでいる。</p>	<p>第3章 下水道施設の整備【上下水道局】</p> <p>第1節 下水道(雨水管きよ等)の整備【上下水道局】</p> <p>下水道は生活環境の改善、公共用水域の水質保全とともに。浸水防除という役割を持った重要な都市基盤施設である。市では、昭和6年より下水道事業に着手し、現在、下水道の人口普及率は平成26年度末で99.4%に達している。一方、浸水の防除については、雨水管きよの整備や既存の水路・側溝などで対応しており、整備水準は5年に1回程度の降雨に対応している。平成26年度末の雨水管きよが整備された面積を示す雨水整備率は56.5%となっている。</p> <p>また、都市化の進展による雨水流出量の増大や局地的な集中豪雨など、近年の降雨特性の変化により、浸水被害が発生していることから、浸水状況を考慮して、貯留管やバイパス管などの整備により10年に1回程度の降雨にも対応した雨水整備を進めている。さらに、ターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区の都市活動に重大な影響を及ぼす地域については、国の「下水道浸水被害軽減総合事業」を活用し、浸水安全度の更なる向上に取り組んでいる。</p>	<p>時点修正。(上下水道局)</p>																									

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																							
P41	<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区、建設緑政局、区道路公園センター】</p> <p>第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区】</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定 (省略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter、<u>防災アプリ</u>等の整備を実施する。</p>	<p>第5章 土砂災害・宅地災害対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区、建設緑政局、区道路公園センター】</p> <p>第1節 土砂災害防止対策【神奈川県、まちづくり局指導部、総務企画局危機管理室、区】</p> <p>1 土砂災害警戒区域の指定 (省略)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域への対策</p> <p>ア 市は、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難体制の整備を図る。情報の伝達手段としては、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM(かわさきFM)、防災行政無線、Twitter等の整備を実施する。</p>	<p>新規に情報配信手段を導入したため。(危機管理室・システム)</p>																																							
P47	<p>第6章 火山災害対策【総務企画局危機管理室、環境局、建設緑政局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】</p> <p>第2節 情報収集等【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>火山活動の状況に応じて適時発表</td> </tr> <tr> <td><u>噴火速報</u></td> <td><u>登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</u></td> <td><u>気象庁が常時観測している火山において、噴火の発生を確認した時</u></td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>毎月上旬または必要に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td><u>週間火山概況</u></td> <td><u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u></td> <td><u>毎週金曜日</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> <td>毎月上旬</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 気象庁「火山監視・<u>警報</u>センター」から噴火警報、降灰予報等が発表され、市内に降灰等が予想される場合に、速やかに情報伝達等が行えるよう情報伝達体制を整備する。</p>	情報等の種類		内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じて適時発表	<u>噴火速報</u>	<u>登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>	<u>気象庁が常時観測している火山において、噴火の発生を確認した時</u>	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬または必要に応じ適時発表	<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u>	<u>毎週金曜日</u>	月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬	噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時	<p>第6章 火山災害対策【総務企画局危機管理室、環境局、建設緑政局、健康福祉局、上下水道局、関係局区】</p> <p>第2節 情報収集等【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>火山活動の状況に応じて適時発表</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報</td> <td>毎月上旬または必要に応じ適時発表</td> </tr> <tr> <td><u>週間火山概況</u></td> <td><u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u></td> <td><u>毎週金曜日</u></td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> <td>毎月上旬</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 気象庁「火山監視・<u>情報</u>センター」から噴火警報、降灰予報等が発表され、市内に降灰等が予想される場合に、速やかに情報伝達等が行えるよう情報伝達体制を整備する。</p>	情報等の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じて適時発表	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬または必要に応じ適時発表	<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u>	<u>毎週金曜日</u>	月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬	噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時
情報等の種類	内容	発表時期																																								
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じて適時発表																																								
<u>噴火速報</u>	<u>登山者等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報</u>	<u>気象庁が常時観測している火山において、噴火の発生を確認した時</u>																																								
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬または必要に応じ適時発表																																								
<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u>	<u>毎週金曜日</u>																																								
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬																																								
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時																																								
情報等の種類	内容	発表時期																																								
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じて適時発表																																								
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬または必要に応じ適時発表																																								
<u>週間火山概況</u>	<u>過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</u>	<u>毎週金曜日</u>																																								
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬																																								
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時																																								

頁	修正後	修正前	修正理由等																												
P52	<p>第8章 災害時要配慮者等対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、こども未来局、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】</p> <p>台風や洪水等の風水害は事前にある程度予測が可能のため、市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要<u>援護配慮</u>者に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。</p> <p><u>災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいう。このうち、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者という。</u></p> <p><u>注）ここでいう「災害時要援護者」とは災害対策基本法第49条の10に定める「避難行動要支援者」と同義とし、その対象範囲については、災害時要援護者避難支援制度に登録した者（以下「避難支援制度登録者」という。）と併せて、要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～4級（4級は肢体不自由を除く）、知的障害程度中度～最重度、精神障害等級1級～2級の範囲とする。</u></p>	<p>第8章 災害時要援護者等対策【健康福祉局、市民文化局、教育委員会、こども未来局、総務企画局、建設緑政局、まちづくり局、消防局、区】</p> <p>台風や洪水等の風水害は事前にある程度予測が可能のため、市及び防災関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要<u>援護者</u>に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとする。</p>	<p>震災対策編との整合。（健康福祉局）</p>																												
P52	<p>第1節 高齢者及び障害者の現況【健康福祉局】</p> <p>本市における高齢者及び障害者の現況は、次のとおりである。</p> <p>最も多いのは、高齢者であり、今後、着実に進展していく高齢化<u>社会</u>に備え、防災上の配慮を必要とする。</p> <table border="1" data-bbox="409 1073 1199 1398"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>人 数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者（65歳以上）※1</td> <td>301,514</td> </tr> <tr> <td>要介護等認定者※1</td> <td><u>52,239</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者※2</td> <td><u>37,077</u></td> </tr> <tr> <td>知的障害者※2</td> <td><u>9,796</u></td> </tr> <tr> <td>精神障害者※2</td> <td><u>約 34,000</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市の人口※3</td> <td><u>1,509,887</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成29年10月1日現在 ※2 <u>平成30年3月31日現在</u> ※3 <u>平成30年4月1日現在</u></p>	種 別	人 数 (人)	高齢者（65歳以上）※1	301,514	要介護等認定者※1	<u>52,239</u>	身体障害者※2	<u>37,077</u>	知的障害者※2	<u>9,796</u>	精神障害者※2	<u>約 34,000</u>	川崎市の人口※3	<u>1,509,887</u>	<p>第1節 高齢者及び障害者の現況【健康福祉局】</p> <p>本市における高齢者及び障害者の現況は、次のとおりである。</p> <p>最も多いのは、高齢者であり、今後、着実に進展していく高齢化社会に備え、防災上の配慮を必要とする。</p> <table border="1" data-bbox="1647 1073 2436 1398"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>人 数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者（65歳以上）※1</td> <td><u>258,919</u></td> </tr> <tr> <td>要介護等認定者※1</td> <td><u>45,096</u></td> </tr> <tr> <td>身体障害者※2</td> <td><u>34,762</u></td> </tr> <tr> <td>知的障害者※2</td> <td><u>7,465</u></td> </tr> <tr> <td>精神障害者※2</td> <td><u>約 31,000</u></td> </tr> <tr> <td>川崎市の人口※1</td> <td><u>1,448,196</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 <u>平成25年10月1日現在</u> ※2 <u>平成25年3月31日現在</u></p>	種 別	人 数 (人)	高齢者（65歳以上）※1	<u>258,919</u>	要介護等認定者※1	<u>45,096</u>	身体障害者※2	<u>34,762</u>	知的障害者※2	<u>7,465</u>	精神障害者※2	<u>約 31,000</u>	川崎市の人口※1	<u>1,448,196</u>	<p>時点修正。（健康福祉局）</p> <p>「高齢化社会」は高齢化率7～14％の場合に使用するため文言修正（健康福祉局）</p>
種 別	人 数 (人)																														
高齢者（65歳以上）※1	301,514																														
要介護等認定者※1	<u>52,239</u>																														
身体障害者※2	<u>37,077</u>																														
知的障害者※2	<u>9,796</u>																														
精神障害者※2	<u>約 34,000</u>																														
川崎市の人口※3	<u>1,509,887</u>																														
種 別	人 数 (人)																														
高齢者（65歳以上）※1	<u>258,919</u>																														
要介護等認定者※1	<u>45,096</u>																														
身体障害者※2	<u>34,762</u>																														
知的障害者※2	<u>7,465</u>																														
精神障害者※2	<u>約 31,000</u>																														
川崎市の人口※1	<u>1,448,196</u>																														
P52	<p>第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、総務企画局危機管理室、区、消防局】</p> <p>災害時において、<u>災害時要援護配慮</u>者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、<u>災害時要援護配慮</u>者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。</p> <p><u>なかでも</u>、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住</p>	<p>第2節 地域と連携した共助体制の確保【健康福祉局、総務企画局危機管理室、区、消防局】</p> <p>災害時において、<u>災害時要援護者</u>が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、<u>災害時要援護者</u>に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進する。</p> <p>在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのため、各区は、災害時要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。</p>	<p>震災対策編との整合。（健康福祉局）</p>																												

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P53	<p>民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成する。</p> <p>また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。</p> <p>1 自助・共助の推進【総務企画局危機管理室、区】</p> <p>ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。</p> <p>また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める。</p> <p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局地域福祉庶務課、総務企画局危機管理室】</p> <p>地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、高齢者、障害者、その他支援を必要とする者で、災害時又は災害が発生するおそれがあるときに、自力又は家族等の支援のみでは避難が困難で、在宅で生活する要援護者からの支援希望の申込みによって名簿を作成し、避難支援制度登録者の名簿情報を平常時からこの名簿情報を支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。</p> <p>支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。</p> <p>(資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)</p>	<p>また、市は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備する。</p> <p>1 自助・共助の推進【総務局危機管理室、区】</p> <p>ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとする。</p> <p>また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努める。</p> <p>2 災害時要援護者避難支援制度【健康福祉局地域福祉課、総務局危機管理室】</p> <p>地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、市は、<u>高齢者、障害者、その他支援を必要とする者で、災害時又は災害が発生するおそれがあるときに、自力又は家族等の支援のみでは避難が困難で、在宅で生活する要援護者からの支援希望の申込みによって名簿を作成し、平常時からこの名簿情報を</u>支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布する。</p> <p>支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。</p> <p>(資料編 災害時要援護者避難支援制度実施要綱)</p>	<p>震災対策編との整合。(健康福祉局)</p>
P53	<p>3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】</p> <p>健康福祉局及び区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級(内部障害等を除く。)の者の内、災害時要援護者避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別</p>	<p>3 災害時要援護者情報の活用【健康福祉局、区】</p> <p>健康福祉局及び区は、災害時要援護者避難支援制度の登録者と併せ要介護度3～5及び身体障害者手帳1級～3級(内部障害等を除く。)の者の内、<u>災害時要援護者避難支援制度未登録者</u>について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新する。災害時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとする。</p> <p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別</p>	<p>震災対策編との整合。(健康福祉局)</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等								
P53	<p>(4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>4 公助による支援体制の整備</p> <p>(1) 公助による避難支援【健康福祉局地域福祉庶務課、高齢者住宅サービス課、区、消防局】 災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、上記の名簿を区と消防署で情報共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】 市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。</p> <p>(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】 市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。</p> <p>5 災害時における情報伝達体制の整備【総務企画局危機管理室、区】 市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。</p>	<p>(4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由 (7) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項</p> <p>4 公助による支援体制の整備</p> <p>(1) 公助による避難支援【健康福祉局地域福祉課、高齢者在宅サービス課、区、消防局】 要援護者の生命及び身体の保護を目的として、上記の名簿を区と消防署で共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとする。 また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとする。</p> <p>(2) 高齢者及び障害者緊急通報システムの整備・拡充【健康福祉局高齢者在宅サービス課、障害福祉課】 市は、65歳以上のひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの障害者の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備を進めてきたが、今後も一層の活用を図るように努める。</p> <p>(3) ひとり暮らし等高齢者見守り事業の活用【健康福祉局高齢者在宅サービス課】 市は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブやボランティアと連携し、ひとり暮らし等高齢者見守り事業の利用者に対し、災害時要援護者避難支援制度への登録を促すなど、災害時の対応について図るものとする。</p> <p>5 災害時における情報伝達体制の整備【総務局危機管理室、区】 市は、災害時要援護者や避難支援者に対し、気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達するため、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、防災行政無線、Twitter等を活用する。</p>	<p>名簿を共有しているのではなく、区本部援護班からの情報提供として写しを保管しているため、「情報共有」とした。（消防局）</p>								
P54	<p>第3節 災害時要援護者施設等の対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 こども未来局、健康福祉局、教育委員会】</p> <p>1 災害時要援護者施設等の範囲 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="181 1434 1362 1885"> <tr> <td data-bbox="181 1434 394 1661">障害児・者施設</td> <td data-bbox="394 1434 1362 1661">障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、情緒障害児短期医療施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1661 394 1885">児童施設</td> <td data-bbox="394 1661 1362 1885">認可保育所、<u>認定こども園</u>、<u>地域型保育事業</u>、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかも保育室、<u>企業主導型保育事業</u>）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、<u>児童心理治療施設</u>、<u>母子・父子福祉センターサンライヴ</u>、<u>母子生活支援施設</u>、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク</td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、 情緒障害児短期医療施設	児童施設	認可保育所、 <u>認定こども園</u> 、 <u>地域型保育事業</u> 、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかも保育室、 <u>企業主導型保育事業</u> ）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>母子・父子福祉センターサンライヴ</u> 、 <u>母子生活支援施設</u> 、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク	<p>第3節 災害時要援護者施設等の対策【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、 こども未来局、健康福祉局、教育委員会】</p> <p>1 災害時要援護者施設等の範囲 (省略)</p> <table border="1" data-bbox="1418 1434 2519 1797"> <tr> <td data-bbox="1418 1434 1644 1661">障害児・者施設</td> <td data-bbox="1644 1434 2519 1661">障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、情緒障害児短期医療施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 1661 1644 1797">乳幼児施設</td> <td data-bbox="1644 1661 2519 1797">認可保育所、家庭保育福祉員、認可外保育施設（認定保育園、地域保育園、おなかも保育室）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク</td> </tr> </table> <p>(省略)</p>	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、 情緒障害児短期医療施設	乳幼児施設	認可保育所、家庭保育福祉員、認可外保育施設（認定保育園、地域保育園、おなかも保育室）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク	<p>前回修正時点（平成27年）以降の制度変更等に伴う施設の追加・廃止を反映させるため。（こども未来局）</p>
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、 情緒障害児短期医療施設										
児童施設	認可保育所、 <u>認定こども園</u> 、 <u>地域型保育事業</u> 、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかも保育室、 <u>企業主導型保育事業</u> ）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>母子・父子福祉センターサンライヴ</u> 、 <u>母子生活支援施設</u> 、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク										
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、 情緒障害児短期医療施設										
乳幼児施設	認可保育所、家庭保育福祉員、認可外保育施設（認定保育園、地域保育園、おなかも保育室）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク										

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P55	<p>3 防災計画の策定</p> <p>災害時要援護者施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。</p> <p>特に、洪水時の浸水想定区域内<u>又は土砂災害警戒区域内</u>の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、<u>水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき</u>、当該施設の利用者の洪水<u>及び土砂災害から</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を<u>作成し、市長へ報告するものとする。</u></p> <p>4 防災教育・訓練の実施</p> <p>災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施<u>するもの</u>とする。</p>	<p>3 防災計画の策定</p> <p>災害時要援護者施設等は、災害発生時に職員の役割や情報連絡体制の整備、避難救護体制の確立等円滑な対応を図るため、防災計画を策定するものとする。</p> <p>特に、洪水時の浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画の作成に努めるものとする。<u>なお、計画を作成した場合は、市長に報告するものとする。</u></p> <p>4 防災教育・訓練の実施</p> <p>災害時要援護者施設等の所有者又は管理者は、策定された防災計画又は避難確保計画に基づき、円滑に防災対応が図れるよう職員の防災教育、防災訓練を実施し、特に自力歩行が困難な入所者がいる施設では、夜間防災訓練も実施<u>するよう努めるもの</u>とする。</p>	<p>水防法及び土砂災害防止法改正のため(危機管理室・初動、教育委員会)</p>
P56	<p>第4節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、庶務課、シティプロモーション推進室 市民文化局人権・男女共同参画室、<u>交流推進担当</u>、区】</p>	<p>第4節 外国人等に関する対策【総務企画局危機管理室、庶務課、シティプロモーション推進室 市民文化局人権・男女共同参画室、区】</p>	<p>公益財団法人川崎市国際交流協会の所管課が総務企画局庶務課ではなく市民文化局交流推進担当のため。(市民文化局)</p>
P56	<p>第5節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進室、関係局区】</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護配慮者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要援護者が安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。</p> <p>1 避難施設における災害時要援護配慮者受入れ体制の整備【関係局区】</p> <p>学校等の避難所において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者が健常者とともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。</p> <p>また、避難所に指定された公共施設にあつては、<u>要配慮者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</u></p> <p>2 <u>要配慮者</u>用避難施設の整備【健康福祉局地域福祉庶務課】</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。<u>なお、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を二次避難所として指定するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第5節 避難施設の対策【健康福祉局、まちづくり局住宅整備推進室、関係局区】</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要援護者が安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。</p> <p>1 避難施設における災害時要援護者受入れ体制の整備【関係局区】</p> <p>学校等の避難所において、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等</u>が健常者ととともに一時的に安全を確保し、また、外国人に対して言語や文化等の違いに配慮し、安定した避難生活を営めるよう運営体制を構築していく。</p> <p>また、避難所に指定された公共施設にあつては、<u>災害時要援護者が不安なく安全に避難生活を送れるよう、あらかじめ多機能トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めておくものとする。</u></p> <p>2 <u>災害時要援護者</u>用避難施設の整備【健康福祉局地域福祉課】</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者がより適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。</p>	<p>防災基本計画との整合。(危機管理室・計画)</p> <p>震災対策編との整合。(健康福祉局、まちづくり局)</p>

【風水害対策編】新旧対照表

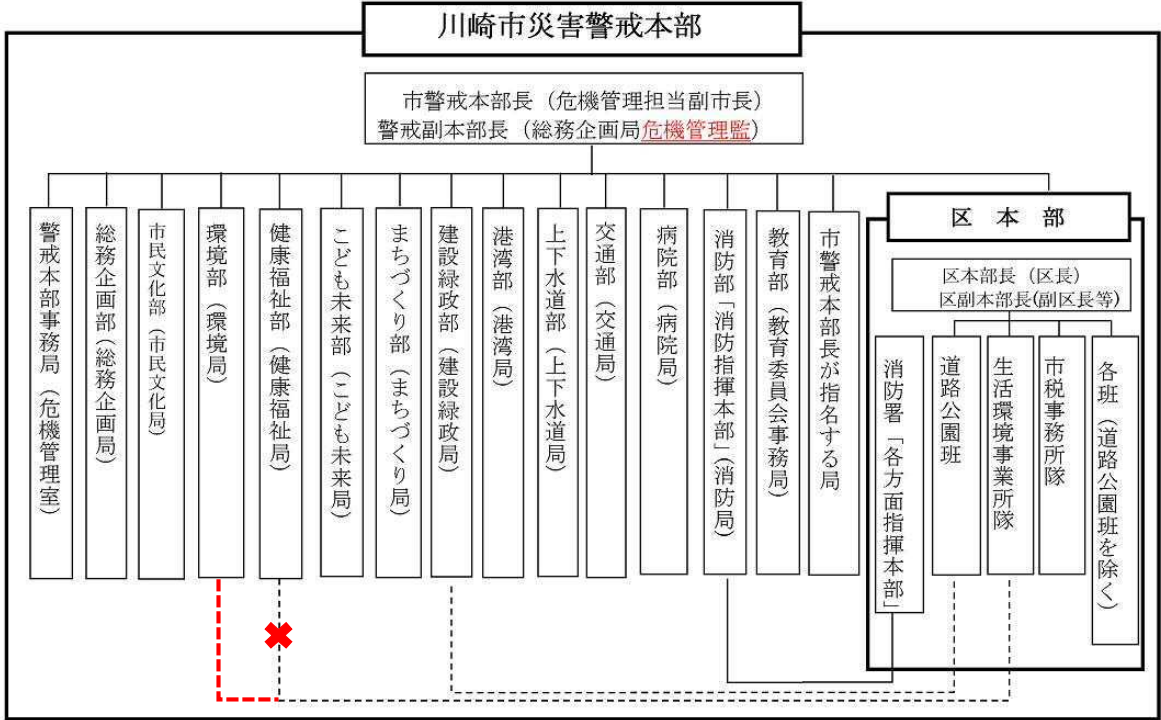
頁	修正後	修正前	修正理由等												
P57	<p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)</p> <p>(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】 応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者に配慮した住宅について、検討をする。</p> <p>第9章 地域防災拠点及び避難施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】</p> <p>第1節 地域防災拠点【総務企画局危機管理室、環境局、区、健康福祉局】 市立中学校を地域防災拠点と位置付け、避難者の収容機能の他、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。 (省略)</p> <p>2 応急医療機能の確保【健康福祉局医療政策推進室】 <u>災害時の被災状況等に応じて、市立中学校を優先的に医療救護所の候補地となるよう、川崎市医師会及び川崎市病院協会などの医療関係団体と連携のもとに備えておく。</u></p>	<p>(資料編 川崎市災害時要援護者緊急対策(二次避難所整備)事業実施要綱)</p> <p>(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書)</p> <p>3 応急仮設住宅の建設【まちづくり局住宅整備推進課】 応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者に配慮した住宅について、検討をする。</p> <p>第9章 地域防災拠点及び避難施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、環境局、健康福祉局、区】</p> <p>第1節 地域防災拠点【総務企画局危機管理室、環境局、区、健康福祉局】 市立中学校を地域防災拠点と位置付け、避難者の収容機能の他、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設として整備を図るものとする。 (省略)</p> <p>2 応急医療機能の確保【健康福祉局医療政策推進室】 災害時に応急医療活動ができる体制を、川崎市医師会及び川崎市病院協会などの医療関係団体との連携のもとに整えておく。</p>	<p>文言修正。(健康福祉局、危機管理室・計画)</p>												
P57	<p>第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】</p> <p>1 緊急避難場所 市は、異常な現象(洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象)毎に被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を緊急避難場所に指定する。<u>その際、避難場所標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u> (省略)</p>	<p>第2節 避難施設【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、環境局、区】</p> <p>1 緊急避難場所 市は、異常な現象(洪水、崖崩れ、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象)毎に被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設を緊急避難場所に指定する。<u>(追加)</u> (省略)</p>	<p>防災基本計画との整合(危機管理室・計画)</p>												
P59	<p>9 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、区】</p> <p>第10章 物資・資機材の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、各局室区】</p>	<p>9 施設の整備【総務企画局危機管理室、教育委員会、健康福祉局、区】</p> <p>第10章 物資・資機材の備蓄及び協定【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、各局室区】</p>													
P61	<p>第4節 備蓄場所【総務企画局危機管理室、区】 (省略) 各区集中備蓄倉庫一覧 (以下表内)</p> <table border="1"> <tr> <td>中原区</td> <td>等々力公園備蓄倉庫</td> <td>中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内、<u>等々力硬式野球場内【※2020年度完成予定】</u>)</td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>馬絹備蓄倉庫</td> <td>宮前区馬絹<u>1-5先</u></td> </tr> </table>	中原区	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内、 <u>等々力硬式野球場内【※2020年度完成予定】</u>)	宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 <u>1-5先</u>	<p>第4節 備蓄場所【総務企画局危機管理室、区】 (省略) 各区備蓄倉庫一覧 (以下表内)</p> <table border="1"> <tr> <td>中原区</td> <td>等々力公園備蓄倉庫</td> <td>中原区等々力1-1<u>(等々力陸上競技場内)</u></td> </tr> <tr> <td>宮前区</td> <td>馬絹備蓄倉庫</td> <td>宮前区馬絹<u>2877-1</u></td> </tr> </table>	中原区	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 <u>(等々力陸上競技場内)</u>	宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 <u>2877-1</u>	<p>備蓄場所の追加・修正等(建設緑政局、危機管理室・地域連携、宮前区)</p>
中原区	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1(等々力陸上競技場内、 <u>等々力硬式野球場内【※2020年度完成予定】</u>)													
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 <u>1-5先</u>													
中原区	等々力公園備蓄倉庫	中原区等々力1-1 <u>(等々力陸上競技場内)</u>													
宮前区	馬絹備蓄倉庫	宮前区馬絹 <u>2877-1</u>													

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P65	<p>第12章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 総務企画局危機管理室、庶務課、消防局】</p> <p>第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、総務企画局危機管理室、消防局】</p> <p>2 専門ボランティア (省略)</p> <p>(5) 動物救援ボランティア 獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、<u>健康福祉部及び動物救援本部等</u>と連携して被災動物の救援活動を行う。</p> <p>第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、 総務企画局危機管理室、庶務課、消防局】</p>	<p>第12章 災害ボランティアとの連携【市民文化局、健康福祉局、 総務企画局危機管理室、<u>庶務課</u>、消防局】</p> <p>第1節 ボランティアの活動分野【市民文化局、健康福祉局、総務企画局危機管理室、消防局】</p> <p>2 専門ボランティア (省略)</p> <p>(5) 動物救援ボランティア 獣医師やかわさき犬・猫愛護ボランティア等をはじめとする動物救援ボランティアで、<u>健康福祉局と公益社団法人川崎市獣医師会等</u>と連携して被災動物の救援活動を行う。</p> <p>第2節 災害ボランティアの活動支援のための環境整備【市民文化局、健康福祉局、 総務企画局危機管理室、<u>庶務課</u>、消防局】</p>	<p>組織改正に伴う業務移管（震災対策編と整合）（総務企画局）</p> <p>文言修正。（健康福祉局）</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等				
P67	<p>第3部 初動対策計画</p> <p>第1章 初動体制の確立【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 体制の概要【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>3 体制の確立及び動員 危機管理監は、把握した気象状況及び対策方針について市長等に報告及び具申し、対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立する。 (省略・以下表内)</p>	<p>第3部 初動対策計画</p> <p>第1章 初動体制の確立【総務企画局危機管理室】</p> <p>第1節 体制の概要【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>3 体制の確立及び動員 危機管理室長は、把握した気象状況及び対策方針について市長等に報告及び具申し、対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立する。 (省略・以下表内)</p>	警戒区分の変更及び組織体制の変更を反映。(危機管理室・初動、宮前区)				
P68	<table border="1"> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨(浸水害) 大雨(土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波</td> </tr> </table>	特別警報		大雨(浸水害) 大雨(土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波	<table border="1"> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波</td> </tr> </table>	特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波
特別警報	大雨(浸水害) 大雨(土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波						
特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、火山噴火、地震(地震動)、津波						
P68	<p><u>4 洪水に対する防災行動計画</u> 台風の接近・上陸に伴い、多摩川または鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)」に基づき対策を実施するものとする。 ※タイムラインを資料編に掲載</p>	<p><u>(新規)</u></p>	洪水に対する防災行動計画(タイムライン)について追加。(危機管理室・初動)				
P68	<p>第2節 川崎市災害警戒体制【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>2 初動対応 (省略)</p> <p>(2) 休日・夜間等の対応 総務企画局危機管理室当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、総務企画局危機管理監に報告する。</p>	<p>第2節 川崎市災害警戒体制【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>2 初動対応 (省略)</p> <p>(2) 休日・夜間等の対応 総務企画局危機管理室当直職員は、横浜地方気象台等からの気象情報と、市内の降雨、浸水等の状況を把握するとともに、消防機関等による情報もあわせ、総務企画局危機管理室長に報告する。</p>	組織体制の変更を反映。(危機管理室・初動、宮前区)				
P69	<p>第2章 川崎市災害警戒本部【総務企画局危機管理室、区】</p> <p>第1節 市警戒本部【総務企画局危機管理室】 市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。</p> <p>1 設置場所等 危機管理担当副市長を市警戒本部長、総務企画局危機管理監を市警戒副本部長とし、第3庁舎7階に市警戒本部を設置する。 なお、市警戒本部長は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長、その他の副市長及び病院事業管理者に報告するとともに、各局・区及び防災関係機関、報道機関等に通知する。 (省略)</p>	<p>第2章 川崎市災害警戒本部【総務企画局危機管理室、区】</p> <p>第1節 市警戒本部【総務企画局危機管理室】 市警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、原則として次に掲げるところによる。</p> <p>1 設置場所等 危機管理担当副市長を市警戒本部長、総務企画局長を市警戒副本部長とし、第3庁舎7階に市警戒本部を設置する。 なお、市警戒本部長は、市警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を市長、その他の副市長及び病院事業管理者に報告するとともに、各局・区及び防災関係機関、報道機関等に通知する。 (省略)</p>	危機管理監設置及び本部体制修正のため。(危機管理室・初動)				

頁	修正後	修正前	修正理由等
P70			誤表示の修正
P71	<p>第3章 川崎市災害対策本部【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第2節 市本部の組織及び運営【総務企画局危機管理室】</p> <p>(省略)</p> <p>1 組織</p> <p>市本部及び区本部の組織は、原則として図1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市本部長・市副本部長及び参与</p> <p>ア 市本部長は市長をもって充て、市副本部長は副市長をもって充てる。</p> <p>イ 市本部長は、市本部の事務を統轄し、市本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。</p> <p>ウ 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。</p> <p>オ 参与は病院事業管理者及び教育長をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。</p> <p>(2) 本部長</p> <p>本部長は各局室長等及び危機管理監並びに本部長が必要と認める者をもって充て、市本部長、市副本部長及び参与とともに本部会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。</p> <p>なお、不在のとき等はあらかじめ定められた職員がその職務を代理するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 市本部事務局</p> <p>市本部の活動を迅速かつ的確に行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。</p>	<p>第3章 川崎市災害対策本部【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第2節 市本部の組織及び運営【総務企画局危機管理室】</p> <p>(省略)</p> <p>1 組織</p> <p>市本部及び区本部の組織は、原則として図1に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市本部長・市副本部長及び参与</p> <p>ア 市本部長は市長をもって充て、市副本部長は副市長をもって充てる。</p> <p>イ 市本部長は、市本部の事務を統轄し、市本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。</p> <p>ウ 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>エ 市副本部長が市本部長の職務を代理する順序は、川崎市長職務代理順序に関する規則（平成15年規則第17号）に定めるところによる。</p> <p>オ 参与は病院事業管理者をもって充て、市本部長及び市副本部長を補佐する。</p> <p>(2) 部長</p> <p>部長は各局室長をもって充て、市本部長、市副本部長及び参与とともに本部会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。</p> <p>なお、部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(省略)</p> <p>2 市本部の運営及び活動体制</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 市本部事務局</p> <p>市本部の活動を迅速かつ的確に行うため、事務処理機関として、市本部に事務局を設置する。</p>	危機管理監設置及び本部体制修正のため。（危機管理室・初動）

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P72	<p>ア 構成</p> <p>(7) 事務局長は総務企画局<u>危機管理監</u>をもって充て、事務局次長は総務企画局<u>危機管理室長</u>をもって充てる。</p> <p>(イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代理する。</p> <p>(ウ) 市本部事務局に各部に属する職員のうちから事務局長が指名する者を事務局員として、また、各部長が指名する者を<u>本部調整員</u>として置く。</p> <p>(省略)</p>	<p>ア 構成</p> <p>(7) 事務局長は総務企画局<u>危機管理室長</u>をもって充て、事務局次長は総務企画局<u>危機管理室副室長</u>をもって充てる。</p> <p>(イ) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代理する。</p> <p>(ウ) 市本部事務局に各部に属する職員のうちから事務局長が指名する者を事務局員として、また、各部長が指名する者を<u>情報連絡員</u>として置く。</p> <p>(省略)</p>	
P75	<p>第4章 災害対策要員の動員・配備【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 市職員の動員体制【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>(省略)</p> <p>3 動員対象の考え方</p> <p>職員の動員発令の目安は、次の「大雨に関する動員対象の考え方」及び「大雪に関する動員対象の考え方」のとおりとする。<u>なお、発令にあたっては、実際の降雨や被害状況等を鑑み、状況に応じた動員発令を行うものとする。</u>(省略)</p>	<p>第4章 災害対策要員の動員・配備【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>第1節 市職員の動員体制【総務企画局危機管理室、各局室区】</p> <p>(省略)</p> <p>3 動員対象の考え方</p> <p>職員の動員発令の目安は、次の「大雨に関する動員対象の考え方」及び「大雪に関する動員対象の考え方」のとおりとする。(省略)</p>	<p>気象警報と実際の降雨状況等に乖離があった場合に、柔軟な対応を可能とするため。(危機管理室・初動)</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																												
P76	<p>(1) 大雨に関する動員対象の考え方</p> <table border="1" data-bbox="192 273 1142 1543"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>体制</th> <th>動員発令の目安</th> <th>対応内容</th> <th>動員対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号動員 (浸水対応動員)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表</td> <td>浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供</td> <td>危機管理室 まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急対策要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 消防局(特別警防体制)</td> </tr> <tr> <td>2号動員 (土砂災害警戒対応動員)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表</td> <td>浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急対策要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)</td> </tr> <tr> <td>3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)</td> <td>警戒本部 各部 区本部</td> <td>・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示(緊急)が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の避難所運営要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))</td> </tr> <tr> <td>4号動員 (災害対策本部設置準備動員)</td> <td>警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部</td> <td>・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員、対応要員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)</td> </tr> <tr> <td>5号動員 (総動員)</td> <td>災害対策本部</td> <td>市内全域に被害が発生している場合</td> <td>市の総力をあげた対応</td> <td>全職員(本部から局を通じて動員された職員)</td> </tr> </tbody> </table> <p>動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。 平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。 【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。</p>	配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象	1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急対策要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 消防局(特別警防体制)	2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急対策要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)	3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示(緊急)が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の避難所運営要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))	4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員、対応要員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)	5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)	<p>(1) 大雨に関する動員対象の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1409 273 2359 1543"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>体制</th> <th>動員発令の目安</th> <th>対応内容</th> <th>動員対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号動員 (浸水対応動員)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表</td> <td>浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供</td> <td>危機管理室 まちづくり局(連絡員) 建設緑政局(連絡員、応急活動要員) 港湾局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(連絡員、道路公園班) 上下水道局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)</td> </tr> <tr> <td>2号動員 (土砂災害警戒対応動員)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表</td> <td>浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当) 交通局(連絡員)</td> </tr> <tr> <td>3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)</td> <td>警戒本部 各部 区本部</td> <td>・避難準備情報、避難勧告、又は避難指示が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の地域要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))</td> </tr> <tr> <td>4号動員 (災害対策本部設置準備動員)</td> <td>警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部</td> <td>・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員、対応要員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)</td> </tr> <tr> <td>5号動員 (総動員)</td> <td>災害対策本部</td> <td>市内全域に被害が発生している場合</td> <td>市の総力をあげた対応</td> <td>全職員(本部から局を通じて動員された職員)</td> </tr> </tbody> </table> <p>動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断による。 平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とする。 【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮する。</p>	配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象	1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(連絡員) 建設緑政局(連絡員、応急活動要員) 港湾局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(連絡員、道路公園班) 上下水道局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)	2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当) 交通局(連絡員)	3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備情報、避難勧告、又は避難指示が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の地域要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))	4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員、対応要員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)	5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)	<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象																																																											
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(調整員) 建設緑政局(調整員、応急対策要員) 港湾局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 区役所(調整員、道路公園班) 上下水道局(調整員、必要に応じて応急対策要員) 消防局(特別警防体制)																																																											
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) まちづくり局(応急対策要員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当) 交通局(調整員)																																																											
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示(緊急)が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の避難所運営要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))																																																											
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員、対応要員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)																																																											
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)																																																											
配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象																																																											
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	危機管理室 まちづくり局(連絡員) 建設緑政局(連絡員、応急活動要員) 港湾局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 区役所(連絡員、道路公園班) 上下水道局(連絡員、必要に応じて応急活動要員) 消防局(特別警防体制)																																																											
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意警報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、監視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) まちづくり局(応急活動要員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当) 交通局(連絡員)																																																											
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・避難準備情報、避難勧告、又は避難指示が発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 財政局(市税事務所隊による避難所運営支援要員(区からの要請により平日昼間に避難所の運営を支援することとなった場合)) 各局(上記の局を含む)(地震時の地域要員等による避難所運営支援要員(区からの要請により夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))																																																											
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部 各部 区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員、対応要員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会局長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)																																																											
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員(本部から局を通じて動員された職員)																																																											

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																														
P77	<p>(2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="192 273 1142 1554"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)</th> <th>災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)</td> <td>警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> <td>調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> <td>調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>調整員 (危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> <td>調整員 (本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>調整員 (危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> <td>調整員 (本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>調整員 (危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> <td>調整員 (本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>調整員 (危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> <td>調整員 (本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> <td>調整員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警戒体制</td> <td>特別警戒体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>調整員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> <td>調整員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>調整員 (危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)</td> <td>区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)</td> </tr> <tr> <td>各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)</td> <td></td> <td>地震発生時の避難所運営要員等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)</td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策	危機管理室	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	健康福祉局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	こども未来局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	まちづくり局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	建設緑政局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	港湾局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	上下水道局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	交通局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	調整員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	消防局	特別警戒体制	特別警戒体制	教育委員会事務局	調整員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	調整員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	区役所	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)	各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)		地震発生時の 避難所運営要員 等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)	<p>(2) 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="1409 273 2359 1554"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)</th> <th>災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)</td> <td>警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> <td>連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> <td>連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> <td>連絡員 (本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> <td>連絡員 (本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> <td>連絡員 (本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> <td>連絡員 (本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> <td>連絡員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警戒体制</td> <td>特別警戒体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>連絡員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> <td>連絡員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)</td> <td>区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)</td> </tr> <tr> <td>各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)</td> <td></td> <td>地震発生時の地域要員等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)</td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策	危機管理室	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	健康福祉局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	こども未来局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	まちづくり局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	建設緑政局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	港湾局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	上下水道局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	交通局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	連絡員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	消防局	特別警戒体制	特別警戒体制	教育委員会事務局	連絡員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	連絡員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	区役所	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)	各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)		地震発生時の 地域要員 等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)	<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
	災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策																																																																															
危機管理室	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)																																																																															
健康福祉局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																																															
こども未来局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	調整員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																																															
まちづくり局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)																																																																															
建設緑政局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)																																																																															
港湾局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)																																																																															
上下水道局	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	調整員 (本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)																																																																															
交通局	調整員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	調整員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)																																																																															
消防局	特別警戒体制	特別警戒体制																																																																															
教育委員会事務局	調整員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	調整員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)																																																																															
区役所	調整員 (危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)																																																																															
各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)		地震発生時の 避難所運営要員 等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)																																																																															
	災害警戒体制 (1号配備・2号配備) 浸水害、洪水対応 (1号)、土砂災害対応 (2号)	災害警戒本部 (3号配備) 避難勧告等による住民の安全確保、応急対策																																																																															
危機管理室	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)	警戒体制の班 (指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当)																																																																															
健康福祉局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																																															
こども未来局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	連絡員 (本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																																															
まちづくり局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (2号配備) (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)																																																																															
建設緑政局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)																																																																															
港湾局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)																																																																															
上下水道局	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	連絡員 (本部、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員 (施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)																																																																															
交通局	連絡員 (2号配備) (危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	連絡員 (本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)																																																																															
消防局	特別警戒体制	特別警戒体制																																																																															
教育委員会事務局	連絡員等 (危機管理室、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	連絡員等 (本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)																																																																															
区役所	連絡員 (危機管理室、 応急活動要員 、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等)	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)																																																																															
各局 (上記の局を含む) (避難所運営支援要員として避難所へ参集する職員が属する局)		地震発生時の 地域要員 等 (区からの要請により夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援) 市税事務所隊 (区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)																																																																															

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																				
P78	<p>(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="192 289 1142 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定</th> <th>災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)</td> <td>災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)、本部事務局員、調整員本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集</td> </tr> <tr> <td>総務企画局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全</td> <td>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>調整員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民文化局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済労働局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨海部国際戦略本部</td> <td>調整員(本部等との連絡調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計室</td> <td>調整員(本部との連絡調整)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施	危機管理室	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)、本部事務局員、調整員本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集	総務企画局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による	財政局	調整員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)		市民文化局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)		経済労働局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)		環境局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)		健康福祉局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)		こども未来局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)		まちづくり局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)		建設緑政局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)		港湾局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)		臨海部国際戦略本部	調整員(本部等との連絡調整)		会計室	調整員(本部との連絡調整)		<p>(3) 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="1409 289 2359 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定</th> <th>災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)</td> <td>災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集</td> </tr> <tr> <td>総務企画局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全</td> <td>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>連絡員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民文化局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済労働局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨海部国際戦略本部</td> <td>連絡員(本部等との連絡調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計室</td> <td>連絡員(本部との連絡調整)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施	危機管理室	災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)	災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集	総務企画局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による	財政局	連絡員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)		市民文化局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)		経済労働局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)		環境局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)		健康福祉局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)		こども未来局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)		まちづくり局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)		建設緑政局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)		港湾局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)		臨海部国際戦略本部	連絡員(本部等との連絡調整)		会計室	連絡員(本部との連絡調整)		<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施																																																																																					
危機管理室	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)	災害対策本部事務局(総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班)、本部事務局員、調整員本部調整員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集																																																																																					
総務企画局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による																																																																																					
財政局	調整員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)																																																																																						
市民文化局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)																																																																																						
経済労働局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)																																																																																						
環境局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)																																																																																						
健康福祉局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)																																																																																						
こども未来局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)																																																																																						
まちづくり局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)																																																																																						
建設緑政局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)																																																																																						
港湾局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急対策要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)																																																																																						
臨海部国際戦略本部	調整員(本部等との連絡調整)																																																																																						
会計室	調整員(本部との連絡調整)																																																																																						
	災害警戒本部・災害対策本部(4号配備) 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部(5号配備) 全庁をあげた災害対策の実施																																																																																					
危機管理室	災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)	災害対策本部事務局(指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班)、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員(必要に応じて)の事務局参集																																																																																					
総務企画局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等) 対応要員:庁舎の被害確認、輸送(公用車)対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による																																																																																					
財政局	連絡員(本部等との連絡調整) 市税事務所(区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援)																																																																																						
市民文化局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等)																																																																																						
経済労働局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応)																																																																																						
環境局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等)																																																																																						
健康福祉局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等)																																																																																						
こども未来局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等)																																																																																						
まちづくり局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等)																																																																																						
建設緑政局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等)																																																																																						
港湾局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整) 応急活動要員(港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への退避の通報等)																																																																																						
臨海部国際戦略本部	連絡員(本部等との連絡調整)																																																																																						
会計室	連絡員(本部との連絡調整)																																																																																						

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後		修正前		修正理由等																																												
P79	<table border="1"> <tr> <td>上下水道局</td> <td>調整員(本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>調整員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警防体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>調整員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> </tr> <tr> <td>市民オンブズマン事務局</td> <td>調整員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>調整員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td>調整員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局</td> <td>調整員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>議会局</td> <td>調整員(本部との連絡調整、議員への情報提供)</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)</td> </tr> </table>	上下水道局	調整員(本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	交通局	調整員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	病院局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	消防局	特別警防体制	教育委員会事務局	調整員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	市民オンブズマン事務局	調整員(本部との連絡調整)	選挙管理委員会事務局	調整員(本部との連絡調整)	監査事務局	調整員(本部との連絡調整)	人事委員会事務局	調整員(本部との連絡調整)	議会局	調整員(本部との連絡調整、議員への情報提供)	区役所	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による。	<table border="1"> <tr> <td>上下水道局</td> <td>連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>連絡員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警防体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>連絡員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)</td> </tr> <tr> <td>市民オンブズマン事務局</td> <td>連絡員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>連絡員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td>連絡員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局</td> <td>連絡員(本部との連絡調整)</td> </tr> <tr> <td>議会局</td> <td>連絡員(本部との連絡調整、議員への情報提供)</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)</td> </tr> </table>	上下水道局	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)	交通局	連絡員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)	病院局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)	消防局	特別警防体制	教育委員会事務局	連絡員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)	市民オンブズマン事務局	連絡員(本部との連絡調整)	選挙管理委員会事務局	連絡員(本部との連絡調整)	監査事務局	連絡員(本部との連絡調整)	人事委員会事務局	連絡員(本部との連絡調整)	議会局	連絡員(本部との連絡調整、議員への情報提供)	区役所	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による。	避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)
上下水道局	調整員(本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急対策要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)																																																
交通局	調整員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)																																																
病院局	調整員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																
消防局	特別警防体制																																																
教育委員会事務局	調整員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)																																																
市民オンブズマン事務局	調整員(本部との連絡調整)																																																
選挙管理委員会事務局	調整員(本部との連絡調整)																																																
監査事務局	調整員(本部との連絡調整)																																																
人事委員会事務局	調整員(本部との連絡調整)																																																
議会局	調整員(本部との連絡調整、議員への情報提供)																																																
区役所	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)																																																
上下水道局	連絡員(本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 応急活動要員(施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等)																																																
交通局	連絡員(本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供)																																																
病院局	連絡員(本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等)																																																
消防局	特別警防体制																																																
教育委員会事務局	連絡員(本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等)																																																
市民オンブズマン事務局	連絡員(本部との連絡調整)																																																
選挙管理委員会事務局	連絡員(本部との連絡調整)																																																
監査事務局	連絡員(本部との連絡調整)																																																
人事委員会事務局	連絡員(本部との連絡調整)																																																
議会局	連絡員(本部との連絡調整、議員への情報提供)																																																
区役所	区本部設置体制 (庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班)																																																

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																												
P79	<p>(4) 大雪に関する動員対象の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>体制</th> <th>動員発令の目安</th> <th>対応方針</th> <th>動員対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号動員 (注意報レベル対応)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合</td> <td>道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応</td> <td>危機管理室 建設緑政局(調整員、応急対策委員) 交通局(調整員、応急対策委員) 区役所(調整員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)</td> </tr> <tr> <td>2号動員 (警報レベル対応)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合</td> <td>道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)</td> </tr> <tr> <td>3号動員 (相当数の被害発生時の対応)</td> <td>警戒本部 各部 区本部</td> <td>・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合</td> <td>上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) 港湾局(調整員、応急対策委員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当)</td> </tr> <tr> <td>4号動員 (災害対策本部設置準備動員)</td> <td>警戒本部 又は災害対策本部</td> <td>・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)</td> </tr> <tr> <td>5号動員 (総動員)</td> <td>災害対策本部</td> <td>市内全域に被害が発生している場合</td> <td>市の総力をあげた対応</td> <td>全職員 本部から局を通じて動員された職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象	1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局(調整員、応急対策委員) 交通局(調整員、応急対策委員) 区役所(調整員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)	2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)	3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) 港湾局(調整員、応急対策委員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当)	4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)	5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員	<p>(4) 大雪に関する動員対象の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備</th> <th>体制</th> <th>動員発令の目安</th> <th>対応方針</th> <th>動員対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号動員 (注意報レベル対応)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合</td> <td>道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応</td> <td>危機管理室 建設緑政局(連絡員、応急活動委員) 交通局(連絡員、応急活動委員) 区役所(連絡員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)</td> </tr> <tr> <td>2号動員 (警報レベル対応)</td> <td>警戒体制</td> <td>・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合</td> <td>道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)</td> </tr> <tr> <td>3号動員 (相当数の被害発生時の対応)</td> <td>警戒本部 各部 区本部</td> <td>・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合</td> <td>上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) 港湾局(連絡員、応急活動委員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当)</td> </tr> <tr> <td>4号動員 (災害対策本部設置準備動員)</td> <td>警戒本部 又は災害対策本部</td> <td>・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合</td> <td>上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応</td> <td>上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、まちづくり局(連絡員)、上下水道局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)</td> </tr> <tr> <td>5号動員 (総動員)</td> <td>災害対策本部</td> <td>市内全域に被害が発生している場合</td> <td>市の総力をあげた対応</td> <td>全職員 本部から局を通じて動員された職員</td> </tr> </tbody> </table>	配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象	1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局(連絡員、応急活動委員) 交通局(連絡員、応急活動委員) 区役所(連絡員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)	2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)	3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) 港湾局(連絡員、応急活動委員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当)	4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、まちづくり局(連絡員)、上下水道局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)	5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員	<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象																																																											
1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局(調整員、応急対策委員) 交通局(調整員、応急対策委員) 区役所(調整員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)																																																											
2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)																																																											
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(調整員) こども未来局(調整員) 港湾局(調整員、応急対策委員) 教育委員会事務局(調整員、区教育担当)																																																											
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(調整員)、市民文化局(調整員)、環境局(調整員)、まちづくり局(調整員)、上下水道局(調整員)、病院局(調整員)、その他警戒本部長が指名する局(調整員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(調整員)、経済労働局(調整員)、臨海部国際戦略本部(調整員)、会計室(調整員)、市民オンブズマン事務局(調整員)、選挙管理委員会事務局(調整員)、監査事務局(調整員)、人事委員会事務局(調整員)、議会局(調整員)																																																											
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員																																																											
配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象																																																											
1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	危機管理室 建設緑政局(連絡員、応急活動委員) 交通局(連絡員、応急活動委員) 区役所(連絡員、道路公園班) 消防局(特別警防体制)																																																											
2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、関係する局区(帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員)																																																											
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保利用者への情報提供報道対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、健康福祉局(連絡員) こども未来局(連絡員) 港湾局(連絡員、応急活動委員) 教育委員会事務局(連絡員、区教育担当)																																																											
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強(増強のタイミングは各局・区の判断による)に加え、 ■警戒本部設置時 総務企画局長、市民文化局長、環境局長、健康福祉局長、こども未来局長、まちづくり局長、建設緑政局長、港湾局長、上下水道局事業管理者、交通局長、病院局長、消防局長、教育次長、その他警戒本部長が指名する局の長 総務企画局(連絡員)、市民文化局(連絡員)、環境局(連絡員)、まちづくり局(連絡員)、上下水道局(連絡員)、病院局(連絡員)、その他警戒本部長が指名する局(連絡員)、区役所(区長、副区長、区本部会議構成員) ■災害対策本部設置時 上記の警戒本部設置時に加え、 財政局長、経済労働局長、臨海部国際戦略本部長、会計室長、市民オンブズマン事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、議会議長、財政局(連絡員)、経済労働局(連絡員)、臨海部国際戦略本部(連絡員)、会計室(連絡員)、市民オンブズマン事務局(連絡員)、選挙管理委員会事務局(連絡員)、監査事務局(連絡員)、人事委員会事務局(連絡員)、議会局(連絡員)																																																											
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員																																																											

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																		
P80	<p>(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応</th> <th>災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）</td> <td>警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td></td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td></td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>調整員（危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）</td> <td>調整員（本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td></td> <td>調整員（本部、応急対策要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急対策要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>調整員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）</td> <td>調整員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警戒体制</td> <td>特別警戒体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td></td> <td>調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>調整員（危機管理室、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）</td> <td>区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）</td> </tr> <tr> <td>その他の局</td> <td>施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）</td> <td>管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）</td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応	危機管理室	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	健康福祉局		調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	こども未来局		調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	建設緑政局	調整員 （危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員 （道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	調整員 （本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員 （道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	港湾局		調整員 （本部、 応急対策要員 、関係部署・期間との連絡調整） 応急対策要員 （臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）	交通局	調整員 （危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	調整員 （危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	消防局	特別警戒体制	特別警戒体制	教育委員会事務局		調整員 （本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）	区役所	調整員 （危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）	その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）	<p>(5) 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応</th> <th>災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）</td> <td>警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td></td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td></td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）</td> <td>連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td></td> <td>連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）</td> <td>連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警戒体制</td> <td>特別警戒体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td></td> <td>連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）</td> <td>区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）</td> </tr> <tr> <td>その他の局</td> <td>施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）</td> <td>管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）</td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応	危機管理室	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	健康福祉局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	こども未来局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	建設緑政局	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	港湾局		連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）	交通局	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	消防局	特別警戒体制	特別警戒体制	教育委員会事務局		連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）	区役所	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）	その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）	<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 （危機管理室・初動、宮前区）</p>
	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応																																																																			
危機管理室	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）																																																																			
健康福祉局		調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																																			
こども未来局		調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																																			
建設緑政局	調整員 （危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員 （道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	調整員 （本部、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員 （道路除雪対策計画に基づく除雪活動）																																																																			
港湾局		調整員 （本部、 応急対策要員 、関係部署・期間との連絡調整） 応急対策要員 （臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）																																																																			
交通局	調整員 （危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	調整員 （危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）																																																																			
消防局	特別警戒体制	特別警戒体制																																																																			
教育委員会事務局		調整員 （本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）																																																																			
区役所	調整員 （危機管理室、 応急対策要員 、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）																																																																			
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）																																																																			
	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応																																																																			
危機管理室	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）	警戒体制の班（指揮担当、調整担当、報道等担当、情報収集担当、記録担当）																																																																			
健康福祉局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																																			
こども未来局		連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																																			
建設緑政局	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（道路除雪対策計画に基づく除雪活動）																																																																			
港湾局		連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・期間との連絡調整） 応急活動要員（臨港道路等港湾施設の管理保全、施設利用者の安全確保）																																																																			
交通局	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）	連絡員（危機管理室、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供） 各部事務局員（バス運行情報の提供、利用者問い合わせ対応）																																																																			
消防局	特別警戒体制	特別警戒体制																																																																			
教育委員会事務局		連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関する事、通学路の被災状況の確認等）																																																																			
区役所	連絡員（危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班ほか必要な班）																																																																			
その他の局	施設の管理運営要員（2号動員）（一時滞在施設を開設することとなった場合）	管理運営要員（一時滞在施設を開設することとなった場合）																																																																			

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																		
P81	<p>(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="192 268 1133 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定</th> <th>災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班）</td> <td>災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集</td> </tr> <tr> <td>総務企画局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全</td> <td>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>調整員（本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民文化局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済労働局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施	危機管理室	災害対策本部事務局（ 総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班 ）	災害対策本部事務局（ 総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班 ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集	総務企画局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による	財政局	調整員 （本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）		市民文化局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）		経済労働局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）		環境局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）		健康福祉局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）		こども未来局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）		まちづくり局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員 （危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）		建設緑政局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員 （道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）		<p>(6) 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例</p> <table border="1" data-bbox="1409 268 2350 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定</th> <th>災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理室</td> <td>災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）</td> <td>災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集</td> </tr> <tr> <td>総務企画局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全</td> <td>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>連絡員（本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民文化局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済労働局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども未来局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちづくり局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設緑政局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施	危機管理室	災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）	災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集	総務企画局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による	財政局	連絡員（本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）		市民文化局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）		経済労働局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）		環境局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）		健康福祉局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）		こども未来局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）		まちづくり局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）		建設緑政局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）		<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施																																																																			
危機管理室	災害対策本部事務局（ 総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班 ）	災害対策本部事務局（ 総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班 ）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集																																																																			
総務企画局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による																																																																			
財政局	調整員 （本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）																																																																				
市民文化局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）																																																																				
経済労働局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）																																																																				
環境局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）																																																																				
健康福祉局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）																																																																				
こども未来局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）																																																																				
まちづくり局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員 （危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）																																																																				
建設緑政局	調整員 （本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員 （道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）																																																																				
	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施																																																																			
危機管理室	災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）	災害対策本部事務局（指揮・調整班、情報班、広域支援班、広報班、物資班）、本部事務局員、本部連絡員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集																																																																			
総務企画局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整等） 対応要員：庁舎の被害確認、輸送（公用車）対応、施設利用者の安全確保、本部長・副本部長の秘書、報道対応、システム保全	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による																																																																			
財政局	連絡員（本部等との連絡調整） 市税事務所隊（区からの要請により平日昼間に避難所の開設を支援することとなった場合に避難所の運営を支援）																																																																				
市民文化局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、避難所保管施設の管理運営調整等）																																																																				
経済労働局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等、農作物・経済被害状況の把握と対応）																																																																				
環境局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、ごみ収集情報の提供等）																																																																				
健康福祉局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、災害時要援護者の避難、入所者・避難者の援護等）																																																																				
こども未来局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、入所者・避難者の援護等）																																																																				
まちづくり局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（危険箇所巡回、崖崩れ対応、被災宅地の危険度判定等）																																																																				
建設緑政局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（道路及び橋梁、河川等の所管施設の対応、区等との調整等）																																																																				

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後		修正前		修正理由等																																																								
P82	<table border="1"> <tr> <td>港湾局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）</td> </tr> <tr> <td>臨海部国際戦略本部</td> <td>調整員（本部等との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>会計室</td> <td>調整員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>調整員（本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警防体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）</td> </tr> <tr> <td>市民オンブズマン事務局</td> <td>調整員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>調整員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td>調整員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局</td> <td>調整員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>議会局</td> <td>調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）</td> </tr> </table>	港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）	臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）	会計室	調整員（本部との連絡調整）	上下水道局	調整員（本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	消防局	特別警防体制	教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）	選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	監査事務局	調整員（本部との連絡調整）	人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）	議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	区役所	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）	<p>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</p>	<table border="1"> <tr> <td>港湾局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）</td> </tr> <tr> <td>臨海部国際戦略本部</td> <td>連絡員（本部等との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>会計室</td> <td>連絡員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>上下水道局</td> <td>連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）</td> </tr> <tr> <td>交通局</td> <td>連絡員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）</td> </tr> <tr> <td>病院局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>特別警防体制</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）</td> </tr> <tr> <td>市民オンブズマン事務局</td> <td>連絡員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td> <td>連絡員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>監査事務局</td> <td>連絡員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>人事委員会事務局</td> <td>連絡員（本部との連絡調整）</td> </tr> <tr> <td>議会局</td> <td>連絡員（本部との連絡調整、議員への情報提供）</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）</td> </tr> </table>	港湾局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）	臨海部国際戦略本部	連絡員（本部等との連絡調整）	会計室	連絡員（本部との連絡調整）	上下水道局	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）	交通局	連絡員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）	病院局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）	消防局	特別警防体制	教育委員会事務局	連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）	市民オンブズマン事務局	連絡員（本部との連絡調整）	選挙管理委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	監査事務局	連絡員（本部との連絡調整）	人事委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）	議会局	連絡員（本部との連絡調整、議員への情報提供）	区役所	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）	<p>川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による</p>	<p>避難情報の名称変更及び動員区分の変更のため。 （危機管理室・初動、宮前区）</p>
港湾局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急対策要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）																																																												
臨海部国際戦略本部	調整員（本部等との連絡調整）																																																												
会計室	調整員（本部との連絡調整）																																																												
上下水道局	調整員（本部、応急対策要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急対策要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）																																																												
交通局	調整員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）																																																												
病院局	調整員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																												
消防局	特別警防体制																																																												
教育委員会事務局	調整員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）																																																												
市民オンブズマン事務局	調整員（本部との連絡調整）																																																												
選挙管理委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）																																																												
監査事務局	調整員（本部との連絡調整）																																																												
人事委員会事務局	調整員（本部との連絡調整）																																																												
議会局	調整員（本部との連絡調整、議員への情報提供）																																																												
区役所	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）																																																												
港湾局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整） 応急活動要員（港湾施設等の被害確認、防潮扉の開閉、船舶への避難の通報等）																																																												
臨海部国際戦略本部	連絡員（本部等との連絡調整）																																																												
会計室	連絡員（本部との連絡調整）																																																												
上下水道局	連絡員（本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 応急活動要員（施設の応急対策及び復旧、施設被害状況把握、災害状況の報告等）																																																												
交通局	連絡員（本部、関係部署等との連絡調整、バス運行情報の提供）																																																												
病院局	連絡員（本部、関係部署、施設管理者等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保等）																																																												
消防局	特別警防体制																																																												
教育委員会事務局	連絡員（本部、関係部署、学校等との連絡調整、所管施設の管理保全、施設利用者の安全確保、休業に関すること、通学路の被災状況の確認等）																																																												
市民オンブズマン事務局	連絡員（本部との連絡調整）																																																												
選挙管理委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）																																																												
監査事務局	連絡員（本部との連絡調整）																																																												
人事委員会事務局	連絡員（本部との連絡調整）																																																												
議会局	連絡員（本部との連絡調整、議員への情報提供）																																																												
区役所	区本部設置体制 （庶務班、情報班、避難班、援護班、生涯学習班、道路公園班、ほか必要な班）																																																												
P83	<p>4 参集場所</p> <p>(1) 「動員対象の考え方」により動員を指示された職員は、原則として、所属参集とする。</p> <p>(2) ただし、各局の職員のうち地震時の動員区分が「<u>避難所運営要員</u>」の職員は、必要に応じて、各避難所に参集する。また、地震時の動員区分が「本部事務局員」及び「<u>本部調整員</u>」の職員は、必要に応じて、市警戒本部事務局又は市本部事務局に参集する。（省略）</p>		<p>4 参集場所</p> <p>(1) 「動員対象の考え方」により動員を指示された職員は、原則として、所属参集とする。</p> <p>(2) ただし、各局の職員のうち地震時の動員区分が「<u>地域要員</u>」の職員及び<u>財政局市税事務所職員</u>は、必要に応じて、各避難所に参集する。また、地震時の動員区分が「本部事務局員」及び「<u>本部連絡員</u>」の職員は、必要に応じて、市警戒本部事務局又は市本部事務局に参集する。（省略）</p>																																																										

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																																																																	
P85	<p>第5章 消防の警防体制【消防局】</p> <p>第3節 動員・召集等【消防局】 (省略)</p> <p>4 伝達方法 (1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話等により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの加入電話等により伝達する。(省略)</p>	<p>第5章 消防の警防体制【消防局】</p> <p>第3節 動員・召集等【消防局】 (省略)</p> <p>4 伝達方法 (1) 勤務時間外の局職員については、指令センターからの加入電話(連絡網)により伝達し、消防署の非直職員等については、所属署からの連絡網により伝達する。(省略)</p>	加入電話に加えメール等も活用しているため。(消防局)																																																																																																																																	
P88	<p>第6章 災害情報の収集と伝達</p> <p>【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、区、横浜地方気象台、関東地方整備局、県】</p> <p>第2節 災害情報の収集等【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>4 情報伝達体制 <u>総務企画局危機管理監</u>は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を庁内イントラネットシステムに掲載し、各局・区へ気象情報を提供する。</p>	<p>第6章 災害情報の収集と伝達</p> <p>【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、区、横浜地方気象台、関東地方整備局、県、】</p> <p>第2節 災害情報の収集等【総務企画局危機管理室】 (省略)</p> <p>4 情報伝達体制 <u>総務企画局長</u>は、市観測システムの情報及び気象情報提供会社の情報を庁内イントラネットシステムに掲載し、各局・区へ気象情報を提供する。</p>	危機管理監設置のため。(危機管理室・初動)																																																																																																																																	
P91	<p>第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達 【横浜気象台、総務企画局危機管理室】</p> <p>1 特別警報・警報・注意報 (省略)</p> <p>(3) 警報・注意報の種類及び発表基準(川崎市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数</td> <td>10以上</td> <td>15以上</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>65以上</td> <td>113以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="3">流域雨量指数</td> <td>平瀬川流域 7.8以上 二ヶ領本川流域 7.2以上 三沢川流域 8.6以上 矢上川流域 10.8以上</td> <td>平瀬川流域 9.8以上 二ヶ領本川流域 9以上 三沢川流域 10.8以上 矢上川流域 13.6以上</td> </tr> <tr> <td>有馬川流域 4以上 麻生川流域 6以上</td> <td>有馬川流域 5以上 麻生川流域 7.5以上</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>多摩川流域 = (6, 37.9) 以上*1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕</td> <td>多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>12時間降雪の深さ</td> <td>5cm以上</td> <td>10cm以上</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>—</td> <td>25m/s以上</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>—</td> <td>25m/s以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s以上 雪を伴う</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>1.5m以上</td> <td>3m以上</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>東京湾平均海面上 1.4m以上</td> <td>東京湾平均海面上 2.6m以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td></td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td></td> <td>*2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上 100m以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準要素	注意報	警報	大雨	表面雨量指数	10以上	15以上	土壌雨量指数	65以上	113以上	洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 7.8以上 二ヶ領本川流域 7.2以上 三沢川流域 8.6以上 矢上川流域 10.8以上	平瀬川流域 9.8以上 二ヶ領本川流域 9以上 三沢川流域 10.8以上 矢上川流域 13.6以上	有馬川流域 4以上 麻生川流域 6以上	有馬川流域 5以上 麻生川流域 7.5以上	複合基準	多摩川流域 = (6, 37.9) 以上*1	—	指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	大雪	12時間降雪の深さ	5cm以上	10cm以上	暴風	平均風速	—	25m/s以上	強風	平均風速	12m/s以上	—	暴風雪	平均風速	—	25m/s以上 雪を伴う	風雪	平均風速	12m/s以上 雪を伴う	—	波浪	有義波高	1.5m以上	3m以上	高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m以上	東京湾平均海面上 2.6m以上	雷		落雷等により被害が予想される場合	—	融雪		*2	—	濃霧	視程	陸上 100m以下	—	<p>第3節 横浜地方気象台等の行う気象等予報・警報及び発表・伝達 【横浜気象台、総務企画局危機管理室】</p> <p>1 特別警報・警報・注意報 (省略)</p> <p>(3) 警報・注意報の種類及び発表基準(川崎市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>雨量</td> <td>1時間雨量 30mm以上</td> <td>1時間雨量 45mm以上</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>67以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>雨量</td> <td>1時間雨量 30mm以上</td> <td>1時間雨量 45mm以上</td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数</td> <td>平瀬川流域 5以上</td> <td>平瀬川流域 7以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕</td> <td>多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>24時間降雪の深さ</td> <td>5cm以上</td> <td>20cm以上</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>平均風速</td> <td>—</td> <td>25m/s以上</td> </tr> <tr> <td>強風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>平均風速</td> <td>—</td> <td>25m/s以上 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>風雪</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s以上 雪を伴う</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>波浪</td> <td>有義波高</td> <td>1.5m以上</td> <td>3m以上</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>潮位</td> <td>東京湾平均海面上 1.4m以上</td> <td>東京湾平均海面上 2.6m以上</td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td></td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>濃霧</td> <td>視程</td> <td>陸上 100m以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td></td> <td>最小湿度 35% 実効湿度 55%以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準要素	注意報	警報	大雨	雨量	1時間雨量 30mm以上	1時間雨量 45mm以上	土壌雨量指数	67以上	97以上	洪水	雨量	1時間雨量 30mm以上	1時間雨量 45mm以上	流域雨量指数	平瀬川流域 5以上	平瀬川流域 7以上		指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	大雪	24時間降雪の深さ	5cm以上	20cm以上	暴風	平均風速	—	25m/s以上	強風	平均風速	12m/s以上	—	暴風雪	平均風速	—	25m/s以上 雪を伴う	風雪	平均風速	12m/s以上 雪を伴う	—	波浪	有義波高	1.5m以上	3m以上	高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m以上	東京湾平均海面上 2.6m以上	雷		落雷等により被害が予想される場合	—	融雪		—	—	濃霧	視程	陸上 100m以下	—	乾燥		最小湿度 35% 実効湿度 55%以下	—	最新の発表基準に修正。融雪注意報やなだれ注意報は、川崎市においても気象状況により災害の可能性があれば発表することになっているため(平成26年2月の大雪事例も踏まえた対応)(危機管理室・初動、横浜地方気象台)
種類	基準要素	注意報	警報																																																																																																																																	
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上																																																																																																																																	
	土壌雨量指数	65以上	113以上																																																																																																																																	
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 7.8以上 二ヶ領本川流域 7.2以上 三沢川流域 8.6以上 矢上川流域 10.8以上	平瀬川流域 9.8以上 二ヶ領本川流域 9以上 三沢川流域 10.8以上 矢上川流域 13.6以上																																																																																																																																	
		有馬川流域 4以上 麻生川流域 6以上	有馬川流域 5以上 麻生川流域 7.5以上																																																																																																																																	
		複合基準	多摩川流域 = (6, 37.9) 以上*1	—																																																																																																																																
	指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕																																																																																																																																	
大雪	12時間降雪の深さ	5cm以上	10cm以上																																																																																																																																	
暴風	平均風速	—	25m/s以上																																																																																																																																	
強風	平均風速	12m/s以上	—																																																																																																																																	
暴風雪	平均風速	—	25m/s以上 雪を伴う																																																																																																																																	
風雪	平均風速	12m/s以上 雪を伴う	—																																																																																																																																	
波浪	有義波高	1.5m以上	3m以上																																																																																																																																	
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m以上	東京湾平均海面上 2.6m以上																																																																																																																																	
雷		落雷等により被害が予想される場合	—																																																																																																																																	
融雪		*2	—																																																																																																																																	
濃霧	視程	陸上 100m以下	—																																																																																																																																	
種類	基準要素	注意報	警報																																																																																																																																	
大雨	雨量	1時間雨量 30mm以上	1時間雨量 45mm以上																																																																																																																																	
	土壌雨量指数	67以上	97以上																																																																																																																																	
洪水	雨量	1時間雨量 30mm以上	1時間雨量 45mm以上																																																																																																																																	
	流域雨量指数	平瀬川流域 5以上	平瀬川流域 7以上																																																																																																																																	
	指定河川洪水予報による基準	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布(上)〕 鶴見川〔綱島〕																																																																																																																																	
大雪	24時間降雪の深さ	5cm以上	20cm以上																																																																																																																																	
暴風	平均風速	—	25m/s以上																																																																																																																																	
強風	平均風速	12m/s以上	—																																																																																																																																	
暴風雪	平均風速	—	25m/s以上 雪を伴う																																																																																																																																	
風雪	平均風速	12m/s以上 雪を伴う	—																																																																																																																																	
波浪	有義波高	1.5m以上	3m以上																																																																																																																																	
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m以上	東京湾平均海面上 2.6m以上																																																																																																																																	
雷		落雷等により被害が予想される場合	—																																																																																																																																	
融雪		—	—																																																																																																																																	
濃霧	視程	陸上 100m以下	—																																																																																																																																	
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度 55%以下	—																																																																																																																																	

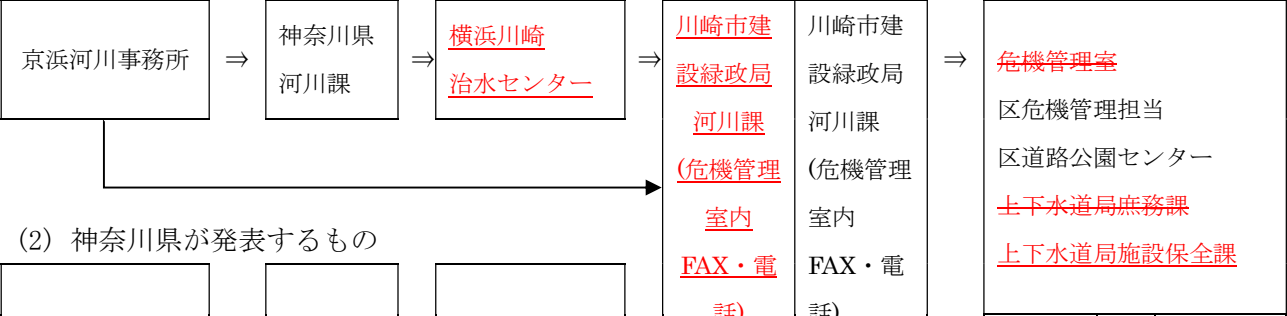
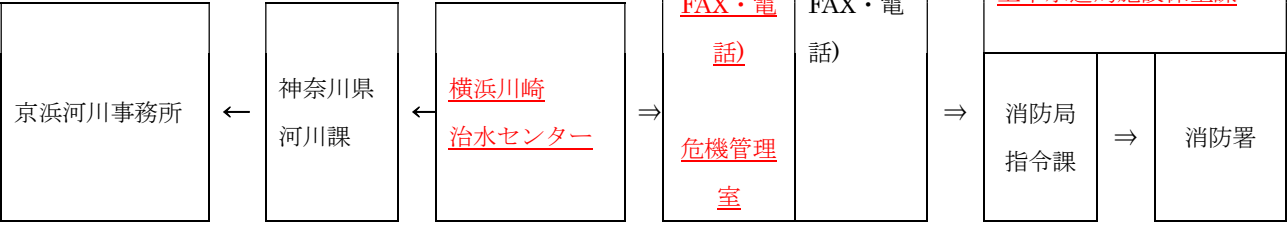
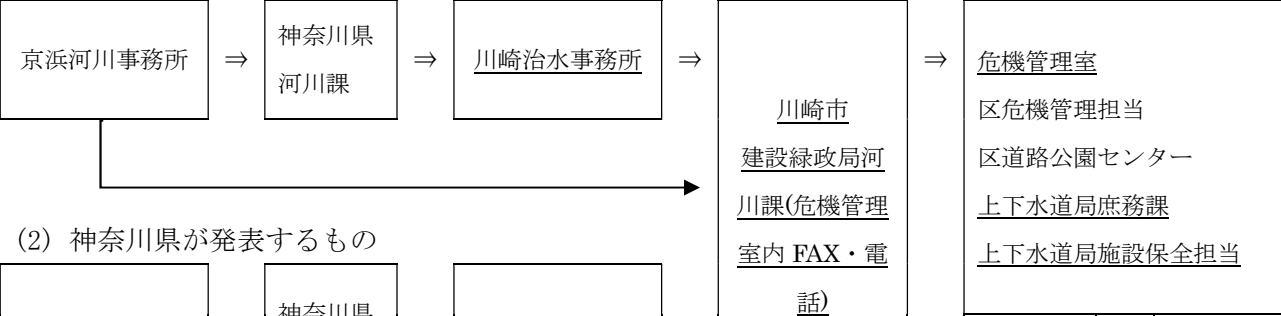
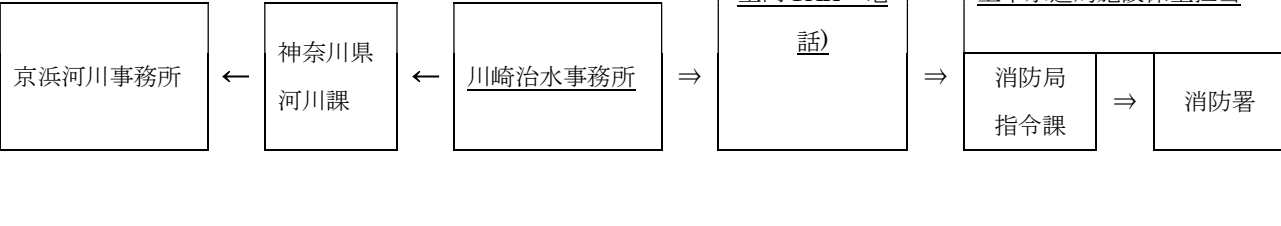
【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後				修正前				修正理由等								
P91			海上 500m以下		低温	最低气温	夏季：16℃以下が数日継続 冬季：-5℃以下	—									
	なだれ		<u>*2</u>	—	霜	最低气温	4℃以下 (発表期間は原則として4月1日 ～5月20日)	—									
	乾燥		最小湿度 35% 実効湿度 55% 以下	—	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場 合	—									
	低温	最低气温	夏期：16℃以下が数日継続 冬期：-5℃以下	—													
	霜	最低气温	4℃以下 (発表期間は原則として4月1日 ～5月20日)	—													
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場 合	—													
			<u>記録的短時間大雨情報</u>	<u>1時間雨量 100 mm</u>													
	<p><u>*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値をあらわしている。</u></p> <p><u>*2 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。</u></p> <p><参考> 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨がどれだけ土壌中に貯まっているかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに <u>1</u> km 四方の領域ごとに算出する。 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、<u>1</u> km 四方の領域ごとに算出する。 <u>表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨がどれだけ溜まっているかを1 km 四方算出する。</u></p>																
P93	(省略)	5 噴火警報・予報	(1) 噴火警報・予報の種類	(省略)	イ 噴火予報	火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・ 警報 センターから、発表される。	(2) 富士山の噴火警戒レベル	噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「 活火山であることに留意 」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。 なお、国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。	(省略)	5 噴火警報・予報	(1) 噴火警報・予報の種類	(省略)	イ 噴火予報	火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・ 情報 センターから、発表される。	(2) 富士山の噴火警戒レベル	噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「 平常 」のキーワードをつけて発表されます。富士山や箱根山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表される。 なお、国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされている。	県からの修正意見を反映(危機管理室・計画、横浜地方気象台)

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																																																																						
P98	<p>第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、神奈川県、総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課】</p> <p>1 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>水位</th> <th>レベル</th> <th>市町村・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫の発生</td> <td>5</td> <td>逃げ遅れた住民の救援等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難指導</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>氾濫危険水位 (特別警戒水)</td> <td>4 (危険)</td> <td>市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>避難判断水位</td> <td>3 (警戒)</td> <td>市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>2 (注意)</td> <td>住 民：氾濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防団待機水位</td> <td>1</td> <td>水防団待機</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予報地点及び水位（単位m）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>氾濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位</th> <th>量水標管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>青梅市上長湊</td> <td>0.20</td> <td>1.00</td> <td>1.20</td> <td>1.60</td> <td rowspan="4">国土交通省</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>調布市多摩川3丁目</td> <td>4.00</td> <td>4.30</td> <td>4.30</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>田園調布(上)</td> <td>大田区田園調布</td> <td>4.50</td> <td>6.00</td> <td>7.60</td> <td>8.40</td> </tr> <tr> <td>鶴見川</td> <td>亀の子橋</td> <td>横浜市港北区小机町</td> <td>5.30</td> <td>5.80</td> <td>5.90</td> <td>6.80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>綱島</td> <td>横浜市港北区綱島東</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.00</td> <td>4.80</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動	氾濫発生情報	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに 氾濫 が及ぶ区域の住民の避難指導	氾濫危険情報	氾濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動	氾濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援	氾濫注意情報	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民： 氾濫 に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動		水防団待機水位	1	水防団待機	河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫 注意水位	避難判断水位	氾濫 危険水位	量水標管理者	多摩川	調布橋	青梅市上長湊	0.20	1.00	1.20	1.60	国土交通省	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80		綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80		<p>第4節 洪水予報【関東地方整備局京浜河川事務所、横浜地方気象台、神奈川県、建設緑政局河川課】</p> <p>1 洪水予報の種類と発表基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>水位</th> <th>レベル</th> <th>市町村・住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫発生情報</td> <td>はん濫の発生</td> <td>5</td> <td>逃げ遅れた住民の救援等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難指導</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報</td> <td>はん濫危険水位 (特別警戒水)</td> <td>4 (危険)</td> <td>市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報</td> <td>避難判断水位</td> <td>3 (警戒)</td> <td>市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援</td> </tr> <tr> <td>はん濫注意情報</td> <td>はん濫注意水位</td> <td>2 (注意)</td> <td>住 民：はん濫に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防団待機水位</td> <td>1</td> <td>水防団待機</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予報地点及び水位（単位m）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水位観測所名</th> <th>所在地</th> <th>水防団待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> <th>量水標管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多摩川</td> <td>調布橋</td> <td>青梅市上長湊</td> <td>0.20</td> <td>1.00</td> <td>1.20</td> <td>1.60</td> <td rowspan="4">国土交通省</td> </tr> <tr> <td>石原</td> <td>調布市多摩川3丁目</td> <td>4.00</td> <td>4.30</td> <td>4.30</td> <td>4.90</td> </tr> <tr> <td>田園調布(上)</td> <td>大田区田園調布</td> <td>4.50</td> <td>6.00</td> <td>7.60</td> <td>8.40</td> </tr> <tr> <td>鶴見川</td> <td>亀の子橋</td> <td>横浜市港北区小机町</td> <td>5.30</td> <td>5.80</td> <td>5.90</td> <td>6.80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>綱島</td> <td>横浜市港北区綱島東</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.00</td> <td>4.80</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動	はん濫発生情報	はん濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに はん濫 が及ぶ区域の住民の避難指導	はん濫危険情報	はん濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動	はん濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援	はん濫注意情報	はん濫注意水位	2 (注意)	住 民： はん濫 に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動		水防団待機水位	1	水防団待機	河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	量水標管理者	多摩川	調布橋	青梅市上長湊	0.20	1.00	1.20	1.60	国土交通省	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80		綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80		<p>用語が氾濫となったため【以下同様】 (横浜地方気象台)</p>
種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動																																																																																																																																						
氾濫発生情報	氾濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに 氾濫 が及ぶ区域の住民の避難指導																																																																																																																																						
氾濫危険情報	氾濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動																																																																																																																																						
氾濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援																																																																																																																																						
氾濫注意情報	氾濫注意水位	2 (注意)	住 民： 氾濫 に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動																																																																																																																																						
	水防団待機水位	1	水防団待機																																																																																																																																						
河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫 注意水位	避難判断水位	氾濫 危険水位	量水標管理者																																																																																																																																		
多摩川	調布橋	青梅市上長湊	0.20	1.00	1.20	1.60	国土交通省																																																																																																																																		
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90																																																																																																																																			
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40																																																																																																																																			
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80																																																																																																																																			
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80																																																																																																																																			
種類	水位	レベル	市町村・住民に求める行動																																																																																																																																						
はん濫発生情報	はん濫の発生	5	逃げ遅れた住民の救援等 新たに はん濫 が及ぶ区域の住民の避難指導																																																																																																																																						
はん濫危険情報	はん濫危険水位 (特別警戒水)	4 (危険)	市町村：避難勧告等の発令を判断→発令 住 民：避難行動																																																																																																																																						
はん濫警戒情報	避難判断水位	3 (警戒)	市町村：避難準備情報の発令を判断→発令 住 民：要援護者の避難行動を支援																																																																																																																																						
はん濫注意情報	はん濫注意水位	2 (注意)	住 民： はん濫 に関する情報に注意 水防団：水防警報に基づき出動																																																																																																																																						
	水防団待機水位	1	水防団待機																																																																																																																																						
河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	量水標管理者																																																																																																																																		
多摩川	調布橋	青梅市上長湊	0.20	1.00	1.20	1.60	国土交通省																																																																																																																																		
	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90																																																																																																																																			
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40																																																																																																																																			
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80																																																																																																																																			
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80																																																																																																																																			

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																		
P99	<p>3 連絡系統</p> <p>(1) 多摩川洪水予報</p> <p>(2) 鶴見川洪水予報</p>	<p>3 連絡系統</p> <p>(1) 多摩川洪水予報</p> <p>(2) 鶴見川洪水予報</p>	<p>組織改変等を反映。但し従来からの役割は変わらないため、記載方法を修正。(上下水道局、建設緑政局、危機管理室)</p>																		
P101	<p>第5節 水防警報及び特別警戒水位【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、建設緑政局河川課】</p> <p>(省略)</p> <p>2 水防警報の種類、内容及び発表基準</p> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="231 1199 1380 1833"> <tr> <td data-bbox="231 1199 350 1381">出動</td> <td data-bbox="350 1199 869 1381">水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td data-bbox="869 1199 1380 1381">洪水注意報等により、<u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1381 350 1608">指示</td> <td data-bbox="350 1381 869 1608">水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td data-bbox="869 1381 1380 1608">洪水警報等により、又は、既に<u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1608 350 1833">解除</td> <td data-bbox="350 1608 869 1833">水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td data-bbox="869 1608 1380 1833"><u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、<u>氾濫</u>注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </table>	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	<p>第5節 水防警報及び特別警戒水位【関東地方整備局京浜河川事務所、神奈川県、建設緑政局河川課】</p> <p>(省略)</p> <p>2 水防警報の種類、内容及び発表基準</p> <p>(省略)</p> <table border="1" data-bbox="1463 1199 2611 1833"> <tr> <td data-bbox="1463 1199 1581 1381">出動</td> <td data-bbox="1581 1199 2101 1381">水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td data-bbox="2101 1199 2611 1381">洪水注意報等により、<u>はん濫</u>注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1381 1581 1608">指示</td> <td data-bbox="1581 1381 2101 1608">水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</td> <td data-bbox="2101 1381 2611 1608">洪水警報等により、又は、既に<u>はん濫</u>注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1463 1608 1581 1833">解除</td> <td data-bbox="1581 1608 2101 1833">水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td> <td data-bbox="2101 1608 2611 1833"><u>はん濫</u>注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、<u>はん濫</u>注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </table>	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	<p>文言修正（横浜地方気象台）</p>
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。																			
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。																			
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、 <u>氾濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。																			
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は、水位流量等、その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。																			
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。																			
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	<u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は、 <u>はん濫</u> 注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。																			

頁	修正後	修正前	修正理由等																																												
P102	<p>3 特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川</p> <p>(1) 国土交通大臣が通知する河川 (単位m)</p> <table border="1" data-bbox="210 310 1359 470"> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">基準水位観測所名</th> <th rowspan="2">水防団待機水位(指定水位)</th> <th rowspan="2">氾濫注意水位(警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位</th> <th rowspan="2">氾濫危険水位(特別警戒水位)</th> <th rowspan="2">量水標管理者</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </table> <p>(省略)</p> <p>(2) 神奈川県知事が通知する河川 (単位m)</p> <table border="1" data-bbox="210 558 1359 718"> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">基準水位観測所名</th> <th rowspan="2">水防団待機水位(指定水位)</th> <th rowspan="2">氾濫注意水位(警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位(特別警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位から溢水までの高さ</th> <th rowspan="2">量水標管理者</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </table> <p>(省略)</p>	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	量水標管理者	区域		自	至	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	避難判断断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域		自	至	<p>3 特別警戒水位の到達情報の通知及び周知を行う河川</p> <p>(1) 国土交通大臣が通知する河川 (単位m)</p> <table border="1" data-bbox="1430 310 2579 470"> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">基準水位観測所名</th> <th rowspan="2">水防団待機水位(指定水位)</th> <th rowspan="2">はん濫注意水位(警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位</th> <th rowspan="2">はん濫危険水位(特別警戒水位)</th> <th rowspan="2">量水標管理者</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </table> <p>(省略)</p> <p>(2) 神奈川県知事が通知する河川 (単位m)</p> <table border="1" data-bbox="1430 558 2579 718"> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">基準水位観測所名</th> <th rowspan="2">水防団待機水位(指定水位)</th> <th rowspan="2">はん濫注意水位(警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位(特別警戒水位)</th> <th rowspan="2">避難判断断水位から溢水までの高さ</th> <th rowspan="2">量水標管理者</th> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th>自</th> <th>至</th> </tr> </table> <p>(省略)</p>	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)	量水標管理者	区域		自	至	河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	避難判断断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域		自	至	
河川名	基準水位観測所名								水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)								量水標管理者	区域																										
		自	至																																												
河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	避難判断断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域																																								
							自	至																																							
河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位	はん濫危険水位(特別警戒水位)	量水標管理者	区域																																								
							自	至																																							
河川名	基準水位観測所名	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断断水位(特別警戒水位)	避難判断断水位から溢水までの高さ	量水標管理者	区域																																								
							自	至																																							
P103	<p>4 水防警報等の連絡系統</p> <p>(1) 国土交通省が発表するもの</p>  <p>(2) 神奈川県が発表するもの</p>  <p>5 水防管理団体が収集・伝達する情報</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに横浜川崎治水センターに通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。</p>	<p>4 水防警報等の連絡系統</p> <p>(1) 国土交通省が発表するもの</p>  <p>(2) 神奈川県が発表するもの</p>  <p>5 水防管理団体が収集・伝達する情報</p> <p>(省略)</p> <p>(2) 神奈川県が発表した水防警報については、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者等は直ちに川崎治水事務所に通報する。また、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により報告する。</p>	<p>組織改変等を反映。但し従来からの役割は変わらないため、記載方法を修正(上下水道局、建設緑政局、危機管理室)</p>																																												
P103	<p>第6節 その他の情報【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】</p> <p>1 本市観測システムの情報</p> <p>気象庁以外からの情報は、雨量情報配信システム[レインネット](国土交通省から雨量データ受信、下水道施設内に設置されている17箇所の地上雨量計)及び水防用無線局のテレメーターシステム(市内27箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水(潮)位観測局)の観測データから情報を収集する。</p> <p>(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)</p>	<p>第6節 その他の情報【総務企画局危機管理室、建設緑政局河川課、港湾局、上下水道局】</p> <p>1 本市観測システムの情報</p> <p>気象庁以外からの情報は、レーダ雨量情報システム(レインネット)及び水防用無線局のテレメーターシステム(市内27箇所に設置した雨量観測局と主要河川5箇所、川崎港検潮所に設置した水(潮)位観測局)の観測データから情報を収集する。</p> <p>(資料編 雨量・水位テレメータ無線観測局設置図)</p> <p>2 気象情報提供会社の情報</p>	<p>設置・管理していたレーダ雨量情報システム装置の更新に伴い、受信方法を変更したため。(上下水道局)</p>																																												

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P104	<p>2 気象情報提供会社の情報 気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報</p> <p>3 小内ダム放流通報 東京都水道局は、小内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。</p> <p>連絡系統</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 東京都水道局 小内貯水池 管理事務所 </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 川崎市建設緑政局河川課 (危機管理室内 FAX・電話) </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 危機管理室 区危機管理担当 区道路公園センター 上河原堰堤管理事務所 建設緑政局庶務課 <u>建設緑政局北部都市基盤整備事務所</u> <u>上下水道局庶務課</u> <u>入江崎・加瀬・等々力水処理センター</u> <u>上下水道局生田浄水場</u> <u>上下水道局施設保全課</u> 消防局指令課 </div> </div>	<p>気象情報提供会社による川崎市域の防災気象情報</p> <p>3 小内ダム放流通報 東京都水道局は、小内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知する。</p> <p>連絡系統</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 東京都水道局 小内貯水池 管理事務所 </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 川崎市建設緑政局河川課 (危機管理室内 FAX・電話) </div> <div style="font-size: 2em;">⇒</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> 危機管理室 区危機管理担当 区道路公園センター 上河原堰堤管理事務所 建設緑政局庶務課 <u>建設緑政局北部都市基盤整備事務所</u> <u>上下水道局庶務課</u> <u>入江崎・加瀬・等々力水処理センター</u> <u>上下水道局施設保全担当</u> 消防局指令課 </div> </div>	<p>組織改変や連絡系統の修正を反映。 (上下水道局、建設緑政局)</p>
P105	<p>第7章 災害情報の広報【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区、消防局、関係局】</p> <p>風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、防災行政無線、Twitter、<u>防災アプリ</u>、Lアラート（公共情報コモンズ）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。</p> <p>また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。 (省略)</p>	<p>第7章 災害情報の広報【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区、消防局、関係局】</p> <p>風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要である。よって、気象庁及び市は、一般住民に対し、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、防災行政無線、Twitter、<u>Lアラート</u>（公共情報コモンズ）、報道機関、広報車、消防ヘリコプター等あらゆる手段を活用して諸対策、気象及び災害情報を迅速かつ的確に周知するものとする。</p> <p>また、救援業務等の広報活動を実施し人心の安定と社会秩序の維持を図る。 (省略)</p>	<p>新規に情報配信手段を導入したため。 (危機管理室・システム)</p>
P106	<p>第2節 広報活動の方法【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、消防局】 (省略)</p> <p>10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 Twitter等を活用し、文字による情報提供に努める。</p> <p><u>11 防災アプリ</u> <u>かわさき防災アプリにより、緊急情報のプッシュ配信やお知らせの活用により、情報提供を行う。</u></p>	<p>第2節 広報活動の方法【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進、消防局】 (省略)</p> <p>10 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用 Twitter等を活用し、文字による情報提供に努める。 <u>(新規)</u></p>	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P107	<p>第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【総務局危機管理室、秘書部報道担当、秘書部ブランド戦略担当、市民・こども局広報課】</p> <p>(省略)</p> <p>3 プレスセンターの設置及び運営</p> <p>市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のための情報収集、発信の拠点及び記者会見の会場とすることができるプレスセンターを、<u>原則</u>、会見室のレイアウトを変更し、設置する。</p> <p>プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。</p> <p>プレスセンターの運営に必要な機材又は機材の調達、報道発表の内容その他プレスセンターの運営に必要な事項については、別途定める。</p>	<p>第3節 報道機関への情報提供及び発表方法【総務局危機管理室、秘書部報道担当、秘書部ブランド戦略担当、市民・こども局広報課】</p> <p>(省略)</p> <p>3 プレスセンターの設置及び運営</p> <p>市内の被害状況等により必要に応じて、報道機関のための情報収集、発信の拠点及び記者会見の会場とすることができるプレスセンターを、<u>市役所第3庁舎4階</u>会見室のレイアウトを変更し、設置する。</p> <p>プレスセンターを設置した場合は、直ちに報道機関にその旨を発表する。</p> <p>プレスセンターの運営に必要な機材又は機材の調達、報道発表の内容その他プレスセンターの運営に必要な事項については、別途定める。</p>	<p>会見室が新庁舎等へ移転した場合の改正を不要とするため。(総務企画局)</p>

頁	修正後	修正前	修正理由等
P109	<p>第4部 応急対策計画</p> <p>第1章 警備・交通対策【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第1節 車両の移動【建設緑政局、総務企画局、港湾局、区】</p> <p>道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>1 車両等の移動命令</p> <p>道路管理者及び港湾管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)</p> <p>2 指定区間の周知</p> <p>道路管理者及び港湾管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報手段により周知する。</p> <p>3 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動</p> <p>車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p> <p>4 措置に伴う損失補償</p> <p>車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者又は港湾管理者は損失の補償を行う。</p>	<p>第4部 応急対策計画</p> <p>第1章 警備・交通対策【総務企画局、建設緑政局、区、神奈川県警察、第三管区海上保安本部】</p> <p>第1節 車両の移動【建設緑政局、総務企画局、区】</p> <p>道路管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>1 車両等の移動命令</p> <p>道路管理者は、災害時に放置車両や立ち往生車両が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、対象とする区間を指定し、運転者等に対し、車両等の移動の命令を行う。(災害対策基本法第76条の6)</p> <p>2 指定区間の周知</p> <p>道路管理者は、車両等の移動の命令を行う区間を指定したときは、インターネット、電子メール、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、その他の広報手段により周知する。</p> <p>3 道路管理者による車両等の移動</p> <p>車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行う。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。</p> <p>4 措置に伴う損失補償</p> <p>車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者は損失の補償を行う。</p>	<p>平成28年に災害対策基本法施行令が改正され、道路管理者だけでなく、港湾管理者も車両等の移動等の措置が可能となったため。(震災対策編と一致) (港湾局)</p>

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																																											
P116	<p data-bbox="172 226 655 262">第4節 道路交通対策【神奈川県警察】</p> <p data-bbox="400 283 1056 325" style="text-align: center;">京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎市）</p> <div data-bbox="528 373 958 451" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">川崎海上保安署 Tel 044-266-0118 Fax 044-266-1613</p> </div> <p data-bbox="246 510 706 583">※保安署からの情報伝達は、一斉同報FAXにより全社へ一括FAXされますので、他社への連絡は必要ありません。</p> <p data-bbox="753 520 1190 573">※各社とも台風対策等の情報を入手後、直ちに在港船舶等の関係先へ連絡してください。</p> <table border="1" data-bbox="246 590 727 1734" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所</td></tr> <tr><td>東海運（株）川崎船舶営業所</td></tr> <tr><td>出光ルプテクノ（株）</td></tr> <tr><td>小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）</td></tr> <tr><td>川崎ターミナル（株）千鳥事業所</td></tr> <tr><td>川崎化成工業（株）川崎工場</td></tr> <tr><td>川崎市港湾局川崎港管理センター港営課</td></tr> <tr><td>港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）</td></tr> <tr><td>（株）三協</td></tr> <tr><td>（株）三和マリン</td></tr> <tr><td>JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）</td></tr> <tr><td>JFE物流（株）</td></tr> <tr><td>（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー</td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（大川）</td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（扇町）</td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）</td></tr> <tr><td>昭和物流（株）関東事業所</td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎事業所</td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎製造所</td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル</td></tr> <tr><td>セントラル硝子（株）川崎工場</td></tr> <tr><td>大王製紙（株）川崎事業所</td></tr> <tr><td>太平洋セメント（株）川崎サービスステーション</td></tr> <tr><td>（有）チドリ海事</td></tr> <tr><td>（株）ディ・シー</td></tr> <tr><td>東亜石油（株）京浜製油所</td></tr> </table>	旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所	東海運（株）川崎船舶営業所	出光ルプテクノ（株）	小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）	川崎ターミナル（株）千鳥事業所	川崎化成工業（株）川崎工場	川崎市港湾局川崎港管理センター港営課	港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）	（株）三協	（株）三和マリン	JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	JFE物流（株）	（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー	昭和電工（株）川崎事業所（大川）	昭和電工（株）川崎事業所（扇町）	昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）	昭和物流（株）関東事業所	JXTGエネルギー（株）川崎事業所	JXTGエネルギー（株）川崎製造所	JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル	セントラル硝子（株）川崎工場	大王製紙（株）川崎事業所	太平洋セメント（株）川崎サービスステーション	（有）チドリ海事	（株）ディ・シー	東亜石油（株）京浜製油所	<p data-bbox="1427 226 1911 262">第4節 道路交通対策【神奈川県警察】</p> <p data-bbox="1448 1287 1486 1780" style="text-align: center;">京浜港台風対策等情報連絡経路（川崎市）</p> <div data-bbox="1507 810 1596 1293" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">川崎海上保安署 Tel 044-266-0118/4999 Fax 044-266-1613</p> </div> <table border="1" data-bbox="1626 306 2300 1797" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所</td><td>J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所</td><td>（株）日新 川崎営業所</td></tr> <tr><td>東海運（株）川崎船舶営業所</td><td>J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所浮島工場</td><td>（株）日新 川崎化成成品油槽所</td></tr> <tr><td>出光ルプテクノ（株）</td><td>J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎ガスターミナル</td><td>日清サイロ（株）鶴見事業所</td></tr> <tr><td>小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）</td><td>セントラル硝子（株）川崎工場</td><td>日本通運（株）川崎海運支店</td></tr> <tr><td>川崎ターミナル（株）千鳥事業所</td><td>大王製紙（株）川崎事業所</td><td>日本ポリエチレン（株）川崎工場</td></tr> <tr><td>川崎化成工業（株）川崎工場</td><td>（株）ディ・シー</td><td>（株）ハヤシ海運</td></tr> <tr><td>川崎市港湾局川崎港管理センター</td><td>東亜石油（株）京浜製油所</td><td>プリンス海運（株）（鈴江コーポレーション）川崎営業所</td></tr> <tr><td>港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）</td><td>東京電力（株）川崎火力発電所</td><td>丸池海運（株）川崎支店</td></tr> <tr><td>（株）三協</td><td>東京電力（株）東扇島火力発電所</td><td>（株）マルストランスポート</td></tr> <tr><td>（株）三和マリン</td><td>東京油槽（株）</td><td>三井埠頭（株）</td></tr> <tr><td>JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）</td><td>東京湾油送船繋船場協同組合</td><td>三菱ケミカル物流（株）川崎油槽所</td></tr> <tr><td>JFE物流（株）</td><td>東西オイルターミナル（株）川崎油槽所</td><td></td></tr> <tr><td>（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー</td><td>東神油槽（株）</td><td></td></tr> <tr><td>（株）ジャパンプエナジー川崎LPガス基地</td><td>東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 100号地</td><td></td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（大川）</td><td>東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 200号地</td><td></td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（扇町）</td><td>東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 400号地</td><td></td></tr> <tr><td>昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）</td><td>東洋埠頭（株）川崎支店</td><td></td></tr> <tr><td>昭和物流（株）関東事業所</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎事業所</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎製造所</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>セントラル硝子（株）川崎工場</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>大王製紙（株）川崎事業所</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>太平洋セメント（株）川崎サービスステーション</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>（有）チドリ海事</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>（株）ディ・シー</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> <tr><td>東亜石油（株）京浜製油所</td><td>東洋埠頭（株）東扇島支店</td><td></td></tr> </table>	旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所	（株）日新 川崎営業所	東海運（株）川崎船舶営業所	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所浮島工場	（株）日新 川崎化成成品油槽所	出光ルプテクノ（株）	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎ガスターミナル	日清サイロ（株）鶴見事業所	小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）	セントラル硝子（株）川崎工場	日本通運（株）川崎海運支店	川崎ターミナル（株）千鳥事業所	大王製紙（株）川崎事業所	日本ポリエチレン（株）川崎工場	川崎化成工業（株）川崎工場	（株）ディ・シー	（株）ハヤシ海運	川崎市港湾局川崎港管理センター	東亜石油（株）京浜製油所	プリンス海運（株）（鈴江コーポレーション）川崎営業所	港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）	東京電力（株）川崎火力発電所	丸池海運（株）川崎支店	（株）三協	東京電力（株）東扇島火力発電所	（株）マルストランスポート	（株）三和マリン	東京油槽（株）	三井埠頭（株）	JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	東京湾油送船繋船場協同組合	三菱ケミカル物流（株）川崎油槽所	JFE物流（株）	東西オイルターミナル（株）川崎油槽所		（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー	東神油槽（株）		（株）ジャパンプエナジー川崎LPガス基地	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 100号地		昭和電工（株）川崎事業所（大川）	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 200号地		昭和電工（株）川崎事業所（扇町）	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 400号地		昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）	東洋埠頭（株）川崎支店		昭和物流（株）関東事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店		JXTGエネルギー（株）川崎事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店		JXTGエネルギー（株）川崎製造所	東洋埠頭（株）東扇島支店		JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル	東洋埠頭（株）東扇島支店		セントラル硝子（株）川崎工場	東洋埠頭（株）東扇島支店		大王製紙（株）川崎事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店		太平洋セメント（株）川崎サービスステーション	東洋埠頭（株）東扇島支店		（有）チドリ海事	東洋埠頭（株）東扇島支店		（株）ディ・シー	東洋埠頭（株）東扇島支店		東亜石油（株）京浜製油所	東洋埠頭（株）東扇島支店		<p data-bbox="2689 273 2884 394">最新版に更新（港湾局から情報提供）</p>
旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所																																																																																																														
東海運（株）川崎船舶営業所																																																																																																														
出光ルプテクノ（株）																																																																																																														
小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）																																																																																																														
川崎ターミナル（株）千鳥事業所																																																																																																														
川崎化成工業（株）川崎工場																																																																																																														
川崎市港湾局川崎港管理センター港営課																																																																																																														
港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）																																																																																																														
（株）三協																																																																																																														
（株）三和マリン																																																																																																														
JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）																																																																																																														
JFE物流（株）																																																																																																														
（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー																																																																																																														
昭和電工（株）川崎事業所（大川）																																																																																																														
昭和電工（株）川崎事業所（扇町）																																																																																																														
昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）																																																																																																														
昭和物流（株）関東事業所																																																																																																														
JXTGエネルギー（株）川崎事業所																																																																																																														
JXTGエネルギー（株）川崎製造所																																																																																																														
JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル																																																																																																														
セントラル硝子（株）川崎工場																																																																																																														
大王製紙（株）川崎事業所																																																																																																														
太平洋セメント（株）川崎サービスステーション																																																																																																														
（有）チドリ海事																																																																																																														
（株）ディ・シー																																																																																																														
東亜石油（株）京浜製油所																																																																																																														
旭化成ケミカルズ（株）川崎製造所	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所	（株）日新 川崎営業所																																																																																																												
東海運（株）川崎船舶営業所	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎事業所浮島工場	（株）日新 川崎化成成品油槽所																																																																																																												
出光ルプテクノ（株）	J X 日鋼日石エネルギー（株）川崎ガスターミナル	日清サイロ（株）鶴見事業所																																																																																																												
小野建（株）東京支店川崎セクター（（株）上組東京支店川崎セクター）	セントラル硝子（株）川崎工場	日本通運（株）川崎海運支店																																																																																																												
川崎ターミナル（株）千鳥事業所	大王製紙（株）川崎事業所	日本ポリエチレン（株）川崎工場																																																																																																												
川崎化成工業（株）川崎工場	（株）ディ・シー	（株）ハヤシ海運																																																																																																												
川崎市港湾局川崎港管理センター	東亜石油（株）京浜製油所	プリンス海運（株）（鈴江コーポレーション）川崎営業所																																																																																																												
港湾建設企業グループ（東亜建設工業（株）川崎作業所）	東京電力（株）川崎火力発電所	丸池海運（株）川崎支店																																																																																																												
（株）三協	東京電力（株）東扇島火力発電所	（株）マルストランスポート																																																																																																												
（株）三和マリン	東京油槽（株）	三井埠頭（株）																																																																																																												
JFEスチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	東京湾油送船繋船場協同組合	三菱ケミカル物流（株）川崎油槽所																																																																																																												
JFE物流（株）	東西オイルターミナル（株）川崎油槽所																																																																																																													
（有）ジェー・シー・ティ・エージェンシー	東神油槽（株）																																																																																																													
（株）ジャパンプエナジー川崎LPガス基地	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 100号地																																																																																																													
昭和電工（株）川崎事業所（大川）	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 200号地																																																																																																													
昭和電工（株）川崎事業所（扇町）	東燃ゼネラル石油（株）川崎工場 400号地																																																																																																													
昭和電工（株）川崎事業所（千鳥）	東洋埠頭（株）川崎支店																																																																																																													
昭和物流（株）関東事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
JXTGエネルギー（株）川崎事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
JXTGエネルギー（株）川崎製造所	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
JXTGエネルギー（株）川崎ガスターミナル	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
セントラル硝子（株）川崎工場	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
大王製紙（株）川崎事業所	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
太平洋セメント（株）川崎サービスステーション	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
（有）チドリ海事	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
（株）ディ・シー	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													
東亜石油（株）京浜製油所	東洋埠頭（株）東扇島支店																																																																																																													

注) 1 各社とも台風対策等の情報を入手後、直ちに在港船舶等へ連絡してください。
 2 保安署からの伝達はFAXにより全社へ一括FAXしますので、他社への連絡は必要ありません。

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P117	<p>第2章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、区、消防局】</p> <p>風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要援護者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。</p> <p>第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【総務企画局危機管理室】</p> <p>「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。</p> <p>避難準備・高齢者等避難開始(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(緊急)（以下「避難勧告等」という。）の対象とする避難行動については、避難所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所への移動 ② 安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等） ③ 近隣の高い建物等への移動 ④ 屋内の安全な場所への避難 <p><u>但し、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、避難所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となる</u></p> <p>第2節 避難勧告等【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部】</p> <p>市長などの避難勧告・指示(緊急)の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難準備・高齢者等避難開始(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(緊急)（以下「避難勧告等」という。）を発令し、<u>緊急避難場所等へ避難誘導を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u>なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>避難勧告等の発令にあたっては必要に応じ、横浜地方气象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとする。</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始(要援護者避難)情報</p> <p>市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始(要援護者避難)情報(以下「避難準備情報」という。）」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応</p>	<p>第2章 避難対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、区、消防局】</p> <p>風水害による人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民を早期に避難させるため、必要な事項を定める。なお、災害時要援護者や地下街等に対する避難対策については、第2部予防対策の定めによるものとする。</p> <p>第1節 避難行動（安全確保行動）の考え方【総務企画局危機管理室】</p> <p>「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。</p> <p>避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(以下「避難勧告等」という。)の対象とする避難行動については、避難所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所への移動 ② 安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等） ③ 近隣の高い建物等への移動 ④ 屋内の安全な場所への避難 <p>第2節 避難勧告等【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、健康福祉局、消防局、区、神奈川県、横浜海上保安部、川崎海上保安署、神奈川県警、陸上自衛隊第31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部】</p> <p>市長などの避難勧告・指示の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(以下「避難勧告等」という。)を発令し、避難誘導を行う。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとする。</p> <p>避難勧告等の発令にあたっては必要に応じ、横浜地方气象台、京浜河川事務所、京浜港湾事務所、県等に助言を求めることとする。</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>(1) 避難準備(要援護者避難)情報</p> <p>市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備(要援護者避難)情報(以下「避難準備情報」という。）」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備え避難所を開設し、避難誘導を行う。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始する。また、市長及び区長は、必要に応じて、避難準備情</p>	<p>防災基本計画との整合。（危機管理室・計画）</p> <p>避難情報の名称変更等の反映。</p> <p>（危機管理室・初動、宮前区）</p> <p>【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																								
P118	<p>じて、避難準備情報の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難(自主避難)することを促す。</p> <p>(2) 避難勧告・指示 <u>(緊急)</u></p> <p>発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示する。</p> <p>なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示 <u>(緊急)</u> の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示 <u>(緊急)</u> を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>2 避難勧告等の発令基準</p> <p>避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。</p> <p>なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="216 915 1406 1772"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始情報</td> <td>要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況</td> <td>要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民のうち、<u>各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始</u></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況</td> <td>近くの<u>指定避難所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示 <u>(緊急)</u></td> <td>前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況</td> <td>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、<u>近隣の安全な場所に避難するか</u>、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了</td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求められる行動	避難準備・高齢者等避難開始情報	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民のうち、 <u>各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始</u>	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況	近くの <u>指定避難所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始</u>	避難指示 <u>(緊急)</u>	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、 <u>近隣の安全な場所に避難するか</u> 、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了	<p>報の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難(自主避難)することを促す。</p> <p>(2) 避難勧告・指示</p> <p>発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示する。</p> <p>なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難勧告・指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>2 避難勧告等の発令基準</p> <p>避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定する。</p> <p>なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1475 915 2665 1549"> <thead> <tr> <th></th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況</td> <td>要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民は、<u>家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出し品の用意等の避難準備を開始</u></td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況</td> <td>近くの避難所等の<u>安全な場所への立ち退き避難、あるいは屋内の安全な場所への避難を開始</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況</td> <td>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了</td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求められる行動	避難準備情報	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民は、 <u>家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出し品の用意等の避難準備を開始</u>	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況	近くの避難所等の <u>安全な場所への立ち退き避難、あるいは屋内の安全な場所への避難を開始</u>	避難指示	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了	<p>防災基本計画との整合。(危機管理室・計画)</p> <p>避難情報の名称変更等の反映。</p> <p>(危機管理室・初動、宮前区)</p>
	発令時の状況	住民に求められる行動																									
避難準備・高齢者等避難開始情報	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民のうち、 <u>各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始</u>																									
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況	近くの <u>指定避難所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始</u>																									
避難指示 <u>(緊急)</u>	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、 <u>近隣の安全な場所に避難するか</u> 、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了																									
	発令時の状況	住民に求められる行動																									
避難準備情報	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始 要援護者以外の住民は、 <u>家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出し品の用意等の避難準備を開始</u>																									
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況	近くの避難所等の <u>安全な場所への立ち退き避難、あるいは屋内の安全な場所への避難を開始</u>																									
避難指示	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等地域の特性等から人的被害の発生が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了 避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了																									
P119	<p>このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難勧告等の発令基準によるものとする。</p> <p><u>(資料編 風水害に関する避難勧告等の発令基準)</u></p>																										

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																						
P119	<p>3 避難勧告等の内容</p> <p>避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。</p> <table border="1" data-bbox="299 380 1216 873"> <tr><td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">伝達内容</td><td>1 発令日時</td></tr> <tr><td>2 発令者</td></tr> <tr><td>3 対象地域及び対象者</td></tr> <tr><td>4 避難すべき理由、状況、危険の度合い</td></tr> <tr><td>5 避難準備・高齢者等避難開始(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(緊急)の別</td></tr> <tr><td>6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)</td></tr> <tr><td>7 避難場所</td></tr> <tr><td>8 避難の経路(又は、通行できない経路)</td></tr> <tr><td>9 住民の取るべき行動や注意事項</td></tr> <tr><td>10 担当者及び連絡先</td></tr> </table>	伝達内容	1 発令日時	2 発令者	3 対象地域及び対象者	4 避難すべき理由、状況、危険の度合い	5 避難準備・ 高齢者等避難開始 (要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(緊急)の別	6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)	7 避難場所	8 避難の経路(又は、通行できない経路)	9 住民の取るべき行動や注意事項	10 担当者及び連絡先	<p>3 避難勧告等の内容</p> <p>避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努める。</p> <table border="1" data-bbox="1558 380 2475 827"> <tr><td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">伝達内容</td><td>1 発令日時</td></tr> <tr><td>2 発令者</td></tr> <tr><td>3 対象地域及び対象者</td></tr> <tr><td>4 避難すべき理由、状況、危険の度合い</td></tr> <tr><td>5 避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の別</td></tr> <tr><td>6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)</td></tr> <tr><td>7 避難場所</td></tr> <tr><td>8 避難の経路(又は、通行できない経路)</td></tr> <tr><td>9 住民の取るべき行動や注意事項</td></tr> <tr><td>10 担当者及び連絡先</td></tr> </table>	伝達内容	1 発令日時	2 発令者	3 対象地域及び対象者	4 避難すべき理由、状況、危険の度合い	5 避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の別	6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)	7 避難場所	8 避難の経路(又は、通行できない経路)	9 住民の取るべき行動や注意事項	10 担当者及び連絡先	<p>避難情報の名称変更等の反映。 (危機管理室・初動、宮前区)</p>
伝達内容	1 発令日時																								
	2 発令者																								
	3 対象地域及び対象者																								
	4 避難すべき理由、状況、危険の度合い																								
	5 避難準備・ 高齢者等避難開始 (要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示(緊急)の別																								
	6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)																								
	7 避難場所																								
	8 避難の経路(又は、通行できない経路)																								
	9 住民の取るべき行動や注意事項																								
	10 担当者及び連絡先																								
伝達内容	1 発令日時																								
	2 発令者																								
	3 対象地域及び対象者																								
	4 避難すべき理由、状況、危険の度合い																								
	5 避難準備(要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の別																								
	6 避難の時期(避難開始時期及び完了時期)																								
	7 避難場所																								
	8 避難の経路(又は、通行できない経路)																								
	9 住民の取るべき行動や注意事項																								
	10 担当者及び連絡先																								
P122	<p>第5節 避難所の開設等【区】</p> <p>(省略)</p> <p>4 避難対策</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 避難所運営会議</p> <p>(省略)</p> <p>なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第5節 避難所の開設等【区】</p> <p>(省略)</p> <p>4 避難対策</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 避難所運営会議</p> <p>(省略)</p> <p>なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。</p>	<p>防災基本計画との整合(危機管理室・計画)</p>																						
P123	<p>第6節 警戒区域【総務企画局危機管理室、消防局、区】</p> <p>(省略)</p> <p>設定者一覧</p> <table border="1" data-bbox="252 1619 1047 1986"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="4">災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> </tr> <tr> <td>消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)</td> <td>水防法第21条(水災) 消防法第36条(火災水災以外)</td> </tr> </tbody> </table>	設定者	根拠法令	市長	災害対策基本法第63条	警察官	海上保安官	自衛官	消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)	水防法第21条(水災) 消防法第36条(火災水災以外)	<p>第6節 警戒区域【総務企画局危機管理室、消防局、区】</p> <p>(省略)</p> <p>設定者一覧</p> <table border="1" data-bbox="1528 1619 2323 1986"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="4">災害対策基本法第63条</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> </tr> <tr> <td>海上保安官</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> </tr> <tr> <td>消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)</td> <td>水防法第21条(水災) <u>消防法第36条(火災水災以外)</u></td> </tr> </tbody> </table>	設定者	根拠法令	市長	災害対策基本法第63条	警察官	海上保安官	自衛官	消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)	水防法第21条(水災) <u>消防法第36条(火災水災以外)</u>	<p>消防法第36条は該当しないため削除(消防局)</p>				
設定者	根拠法令																								
市長	災害対策基本法第63条																								
警察官																									
海上保安官																									
自衛官																									
消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)	水防法第21条(水災) 消防法第36条(火災水災以外)																								
設定者	根拠法令																								
市長	災害対策基本法第63条																								
警察官																									
海上保安官																									
自衛官																									
消防長、消防署長、消防職員、消防団員等(以下「消防職員等」という。)	水防法第21条(水災) <u>消防法第36条(火災水災以外)</u>																								

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P125	<p>第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】</p> <p><u>風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定される。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。</u></p> <p>第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局医療政策推進室、病院局、区】</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割</p> <p>災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。</p> <p><u>健康福祉部は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。</u></p> <p><u>また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u></p> <p>(1) 保健医療調整本部</p> <p><u>第3部第3章に定める災害対策本部と同じ設置基準により、健康福祉部内に保健医療調整本部を設置する。設置場所は第3庁舎5階会議室とする。なお、災害対策本部が多摩区役所6階の多摩防災センター等に設置された場合、災害対策本部に近接した適切な場所を選定し、設置するものとする。</u></p> <p><u>保健医療調整本部の業務は、市内病院・各区の情報集約、病院間・区間調整のマネジメント、県への各種報告、川崎市災害医療対策会議の招集・開催・運営等、平時の担当業務を基本に、災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の総合調整・マネジメントを行う。</u></p> <p><u>また、必要に応じて、災害対策本部の設置にかかわらず、準備体制を整える。</u></p> <p>(2) 川崎市災害医療コーディネーター</p> <p><u>川崎市災害医療コーディネーターは、保健医療調整本部が、効果的な医療救護体制を構築するために、収集された情報の整理、神奈川県保健医療調整本部や関係機関（市内各機関や市外からの支援機関（DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字社等、その他関係機関等））との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。</u></p> <p>(3) 川崎市災害医療対策会議</p> <p><u>川崎市災害医療コーディネーター、関係団体等が、医療機関等の被災状況、傷病者の発生状況等の情報を保健医療調整本部と共有し、今後の対策について検討する会議体「川崎市災害医療対策会議」を発災直後から設置し運営する。</u></p> <p>2 区本部医療・衛生班の役割</p> <p>災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による医療・衛生班を設置する。医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の<u>区内搬送調整等</u>を中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネートに</p>	<p>第4章 医療救護【健康福祉局、病院局、区】</p> <p>災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとする。</p> <p>第1節 医療救護活動体制の整備【健康福祉局医療政策推進室、病院局、区】</p> <p>1 災害対策本部健康福祉部の役割</p> <p>災害対策本部の指揮の下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。</p> <p>川崎市災害医療コーディネーターは、健康福祉部において、効果的な医療救護体制を整備するために、収集された情報の整理、神奈川県医療救護本部や関係機関との調整等に関し、その専門的見地から助言等を行う。また、市災害医療コーディネーターは、災害状況に応じ、健康福祉部を支援するDMAT（災害派遣医療チーム）、JMAT（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、その他関係機関等とともにコーディネートチームを構成し、そのリーダー的役割を担う。災害時における医療救護体制は、あらかじめ人的・物的医療資源を有している既存の医療機関を中心に構築し、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、患者搬送、患者受入調整、医薬品の確保・搬送等について、時間の経過に応じた体制を確立する。</p> <p>また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策等の地域保健活動を行う。</p> <p>2 区本部医療・衛生班の役割</p> <p>災害対策本部又は区本部は、保健福祉センターに、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による医療・衛生班を設置する。医療・衛生班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の搬送等のコーディネートを中心とした活動を行い、必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行う。コーディネートに</p>	<p>近年の風水害を踏まえ、被災見込みや各種警報等により準備体制が必要であるため。</p> <p>（健康福祉局）</p> <p>震災対策編との整合。</p> <p>（健康福祉局）</p> <p>【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P126	<p>当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。</p> <p>また、災害時における市民の健康の確保のため、<u>保健医療対策等の地域保健活動を行う。</u> <u>なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催する。</u></p> <p>3 市立病院の役割 (省略)</p> <p>4 地域の医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。</p> <p>(1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、<u>各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、</u>医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。</p> <p>(2) 川崎市病院協会 川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。</p> <p>(3) 川崎市歯科医師会 川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。</p> <p>(4) 川崎市薬剤師会 川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。</p> <p>(5) 川崎市看護協会 川崎市看護協会は、<u>災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、</u>医療救護班の<u>編成</u>に協力し、傷病者等に対し<u>医療救護活動</u>を行う。</p> <p>(6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。</p> <p>(7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。</p> <p>5 市内病院の役割 災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。</p> <p>全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受</p>	<p>当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにする。</p> <p>また、災害時における市民の健康の確保のため、被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。</p> <p>3 市立病院の役割 (省略)</p> <p>4 地域医療関係団体との連携 市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。</p> <p>(1) 川崎市医師会 川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。</p> <p>(2) 川崎市病院協会 川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。</p> <p>(3) 川崎市歯科医師会 川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科治療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力する。</p> <p>(4) 川崎市薬剤師会 川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。</p> <p>(5) 川崎市看護協会 川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するとともに、看護ボランティアの派遣調整を行う。</p> <p>(6) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。</p> <p>(7) 川崎地区ケア輸送連絡会 川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行う。</p> <p>5 市内病院の役割 災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付ける。</p> <p>全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整える。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他</p>	<p>震災対策編との整合。 (健康福祉局) 【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																												
P127	<p>入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。</p> <p>なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p> <p>(1) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院）</p> <p>神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとする。</p> <p>なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行う。</p> <p>(2) レベル2（区内災害医療強化病院）</p> <p>次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを有しない災害拠点病院 神奈川県が指定する災害協力病院 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院 <p>(3) レベル3（区内災害医療連携病院）</p> <p>所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。</p> <p>(4) レベル4（区内災害時支援病院）</p> <p>所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。</p> <p>市内病院の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="192 1612 1374 1988"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>該当する病院</th> <th>活動範囲</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>救命救急センターを有する災害拠点病院</td> <td>市全体</td> <td>市全体の重症外傷患者等を受け入れる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>レベル1以外の災害拠点病院</td> <td rowspan="3">原則として区</td> <td rowspan="3">区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。</td> </tr> <tr> <td>災害協力病院</td> </tr> <tr> <td>上記のほか、設備、規模、体制等か</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割	1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。	2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。	災害協力病院	上記のほか、設備、規模、体制等か	<p>院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行う。</p> <p>なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担う、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、災害対策本部健康福祉部が必要な調整を行う。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとする。</p> <p>(1) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院）</p> <p>神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがある。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとする。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として災害対策本部健康福祉部が調整を行うものとする。</p> <p>なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として災害対策本部健康福祉部が、神奈川県医療救護本部や市外の当該機関等と調整を行う。</p> <p>(2) レベル2（区内災害医療強化病院）</p> <p>次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターを有しない災害拠点病院 神奈川県が指定する災害協力病院 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院 <p>(3) レベル3（区内災害医療連携病院）</p> <p>所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付ける。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当する。</p> <p>(4) レベル4（区内災害時支援病院）</p> <p>所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付ける。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当する。</p> <p>市内病院の位置付け</p> <table border="1" data-bbox="1448 1612 2629 1988"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>該当する病院</th> <th>活動範囲</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>救命救急センターを有する災害拠点病院</td> <td>市全体</td> <td>市全体の重症外傷患者等を受け入れる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td>レベル1以外の災害拠点病院</td> <td rowspan="3">原則として区</td> <td rowspan="3">区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。</td> </tr> <tr> <td>災害協力病院</td> </tr> <tr> <td>上記のほか、設備、規模、体制等</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割	1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。	2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。	災害協力病院	上記のほか、設備、規模、体制等	<p>震災対策編との整合。 (健康福祉局) 【以下同様】</p>
レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割																												
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。																												
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。																												
	災害協力病院																														
	上記のほか、設備、規模、体制等か																														
レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割																												
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。																												
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。																												
	災害協力病院																														
	上記のほか、設備、規模、体制等																														

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後				修正前				修正理由等	
P128		ら、区を中心となる役割を期待できる病院				から、区を中心となる役割を期待できる病院			震災対策編との整合。 (健康福祉局) 【以下同様】	
	3	レベル 1・2 を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル 2 の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。	3	レベル 1・2 を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル 2 の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。		
	4	レベル 1～3 を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。	4	レベル 1～3 を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。		
市内の災害拠点病院 (平成 30 年 4 月現在)				市内の災害拠点病院 (平成 27 年 9 月現在)						
	医療機関名	所在地	許可病床数	救命救急センター	神奈川県 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)			
	市立川崎病院	川崎区新川通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポート (屋上)			
	関東労災病院	中原区木月住吉町 1-1	610		○		関東労災病院専用ヘリポート (屋上)			
	日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396	372	○	○	○	日本医科大学グラウンド (100m)			
	帝京大学医学部附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷 (1500m)			
	聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合センター (1600m)			
	市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポート (屋上)			
	6 診療所の役割 (省略)				6 診療所の役割 (省略)					
	7 災害時情報伝達体制の整備				7 災害時情報伝達体制の整備					
	<p>市は、広域災害救急医療情報システム (EMIS) を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、<u>無線等</u>の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム (EMIS)」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班 <u>又は保健医療調整本部</u>に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班 <u>又は保健医療調整本部</u>は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時から EMIS の入力体制を整備するものとする。</p> <p>(省略)</p>				<p>市は、広域災害救急医療情報システム (EMIS) を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化する。また、市は、防災行政無線の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用する。</p> <p>なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、「広域災害救急医療情報システム (EMIS)」に登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとする。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部医療・衛生班に報告し、代行入力を依頼する。そのため、区本部医療・衛生班は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時から EMIS の入力体制を整備するものとする。</p> <p>(省略)</p>					

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P129	<p>第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局医療政策推進室、区】</p> <p>1 市内の医療関係団体等 (省略)</p> <p>2 市外の医療関係団体等 保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム(DMAT)・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第17章第6節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p> <p>3 医療救護所の設置 (省略)</p> <p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p> <p>5 書類の整備 (省略)</p> <p>第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局医療政策推進室、病院局】 (省略)</p>	<p>第2節 医療救護班等の編成・活動【健康福祉局医療政策推進室、区】</p> <p>1 市内の医療関係団体等 (省略)</p> <p>2 市外の医療関係団体等 災害対策本部健康福祉部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県医療救護本部に対して災害派遣医療チーム(DMAT)・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム(JMAT)をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行う。</p> <p>なお、医療ボランティアは、第4部第5章第7節に基づき受入体制を構築し、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行う。医療ボランティアが、災害対策本部健康福祉部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部医療・衛生班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとする。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとする。</p> <p>3 医療救護所の設置 (省略)</p> <p>4 医療救護班及び医療救護所の標示 医療救護活動を行う医師及び職員は、「川崎市医療救護班」の腕章(派遣元団体名を明示したものを着用し、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとする。</p> <p>5 書類の整備 (省略)</p> <p>第3節 被災傷病者の収容医療施設【健康福祉局医療政策推進室、病院局】 (省略)</p>	<p>震災対策編との整合。 (健康福祉局) 【以下同様】</p>
P132	<p>第4節 市内における医療資源等の確保</p> <p>区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとする。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとする。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1 患者の搬送 市は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。</p> <p>2 医薬品等の確保 市は、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、市が備蓄するほか、医療機関等において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。</p>	<p>第4節 市内における医療資源等の確保</p> <p>区長は、区内の医療救護所及び収容医療施設における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、備蓄によるもの等、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市長に要請を行うものとする。市長は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1 患者の搬送 市長は、市内で発生した患者の搬送について、川崎地区ケア輸送連絡会を含む関係機関に依頼するものとする。重症者等の搬送については、原則として消防局の救急車で実施するが、必要に応じ、陸路・海路・空路による搬送を関係機関に依頼するものとする。</p> <p>2 医薬品等の確保 医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、市が備蓄するほか、医療救護所及び収容医療施設において使用する医薬品等について不足が生じた場合には、川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社との協定に基づき医薬品等を調達する。なお、血液製剤について不足が生じた場合は、神奈川県へ支援を要請するものとする。</p>	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
	<p>3 ライフラインの確保 <u>市は</u>、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</p> <p>4 食料、生活必需品等の確保 <u>医療機関等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、市や区へ要請を行うものとする。市や区は、各種協定に基づき調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第5章に基づき供給体制を整備する。</u></p> <p>5 <u>川崎DMA Tの派遣要請</u> <u>川崎市において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMA T指定病院の長に対して川崎DMA Tの派遣を要請する。</u> (資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定) (資料編 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」) (資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定) (資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)</p>	<p>3 ライフラインの確保 市長は、医療機関等の電気・ガス・水道等のライフラインの復旧について、優先的に対応が行われるように事業者に要請し、復旧までの間、診療行為に支障がないように供給体制を整備するものとする。</p> <p>4 食料、生活必需品等の確保 避難所において食料、生活必需品等に不足が生じた場合は、第4部第9章に基づき供給体制を整備するとともに、収容医療施設等において各施設の備蓄だけでは不足が生じた場合には、速やかに各種協定を締結している関係局と調整するなど、必要量の確保に努めるものとする。 (資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医薬品等の供給に関する協定) (資料編 川崎市と市内医薬品卸会社との「災害時における医薬品の供給協力に関する協定」) (資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定) (資料編 川崎市と川崎地区ケア輸送連絡会との災害時等における応急医療活動に関する協定)</p>	
P132	<p>第5節 市外への応援要請【健康福祉局医療政策推進室、病院局】 <u>市は</u>、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。</p> <p>1 医師・保健師等の<u>応援又は派遣</u> 市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の<u>応援又は派遣</u>を要請する。</p> <p>2 医薬品等の提供 (省略)</p> <p>3 後方医療機関の確保 (省略)</p> <p>4 DMA Tの派遣要請 <u>(1) 神奈川DMA T又はDMA T-Lの派遣要請</u> 局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMA T又は神奈川DMA T-Lの派遣を要請する。 <u>(2) 日本DMA Tの派遣要請</u> 広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMA T派遣を要請する。</p> <p>5 <u>DPA Tの派遣要請</u> <u>災害によって市内の精神保健医療機能が低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大した場合、神奈川県とDPA T派遣について調整の</u></p>	<p>第5節 市外への応援要請【健康福祉局医療政策推進室、病院局】 市長は、医療救護活動に不足が認められた場合、応援を必要とする人員、医療資器材の数量、派遣場所、派遣手段あるいは後方医療機関の確保について国・県・他自治体並びに関係機関に対し、次の項目について応援を要請するものとする。</p> <p>1 医師・保健師等の派遣 市において対処することが困難な規模の災害が発生した場合における保健・医療を確保するため、国・県・他自治体に対して、災害対策基本法、相互応援協定等により医師・保健師等の派遣を要請する。</p> <p>2 医薬品等の提供 (省略)</p> <p>3 後方医療機関の確保 (省略)</p> <p>4 DMA Tの派遣要請 (1) 川崎DMA Tの派遣要請 川崎市において、自然災害をはじめ、都市型の局地災害が発生し、重症者2名以上又は中等症者10名以上の負傷者が発生若しくは発生が見込まれる場合等で、迅速に医療機関に搬送できず、災害現場における救命処置等が必要な場合、市長は、川崎DMA T指定病院の長に対して川崎DMA Tの派遣を要請する。 (2) 神奈川DMA T又はDMA T-Lの派遣要請 局地災害が発生し、20人以上の傷病者が発生若しくは発生が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して神奈川DMA T又は神奈川DMA T-Lの派遣を要請する。 (3) 日本DMA Tの派遣要請</p>	<p>震災対策編との整合。 (健康福祉局) 【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																															
P134	<p><u>うえ、DPAT派遣を要請する。</u></p> <p>(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書) (資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)</p> <p>第5章 物資等の供給【上下水道局、総務企画局、経済労働局、健康福祉局、環境局、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。</p> <p><u>なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</u></p> <p>第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】 (省略)</p> <p>4 災害時確保水量</p> <p>上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池に<u>緊急遮断弁を整備し、災害対策用貯水槽等を含めた次表の水量を確保している。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 4 月現在</p> <table border="1" data-bbox="172 1119 1225 1627"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>水量</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長沢配水池</td> <td>20,311m³</td> <td>川崎市多摩区三田 5-1-1</td> </tr> <tr> <td>生田配水池</td> <td><u>23,849m³</u></td> <td>川崎市多摩区生田 5-30-1</td> </tr> <tr> <td>潮見台配水池</td> <td>13,920m³</td> <td>川崎市宮前区潮見台 4-1</td> </tr> <tr> <td>鷺沼配水池</td> <td><u>54,804m³</u></td> <td>川崎市宮前区土橋 3-1-1</td> </tr> <tr> <td>末吉配水池</td> <td>36,180m³</td> <td>横浜市鶴見区上末吉 1-4-1</td> </tr> <tr> <td><u>黒川配水池</u></td> <td><u>4,061m³</u></td> <td><u>川崎市麻生区黒川 313</u></td> </tr> <tr> <td>高石配水塔</td> <td>3,140m³</td> <td>川崎市多摩区西生田 5-28-1</td> </tr> <tr> <td>黒川高区配水池</td> <td>666m³</td> <td>川崎市麻生区黒川 1643</td> </tr> <tr> <td>災害対策用貯水槽等</td> <td>4,930m³</td> <td>川崎市内 31 箇所</td> </tr> <tr> <td>貯水量合計</td> <td><u>161,861m³</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配水池・配水塔の確保水量は、<u>緊急遮断弁を整備した池(塔)の有効容量</u> <u>末吉配水池は更新工事、潮見台配水池は耐震補強工事を実施中</u></p>	名称	水量	所在地	長沢配水池	20,311m ³	川崎市多摩区三田 5-1-1	生田配水池	<u>23,849m³</u>	川崎市多摩区生田 5-30-1	潮見台配水池	13,920m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1	鷺沼配水池	<u>54,804m³</u>	川崎市宮前区土橋 3-1-1	末吉配水池	36,180m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1	<u>黒川配水池</u>	<u>4,061m³</u>	<u>川崎市麻生区黒川 313</u>	高石配水塔	3,140m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1	黒川高区配水池	666m ³	川崎市麻生区黒川 1643	災害対策用貯水槽等	4,930m ³	川崎市内 31 箇所	貯水量合計	<u>161,861m³</u>		<p>広域・大規模・激甚災害において甚大な人的被害が見込まれる場合、市長は、神奈川県知事に対して他都道府県の日本DMAT派遣を要請する。</p> <p>(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書) (資料編 21 大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書)</p> <p>第5章 物資等の供給【上下水道局、総務企画局、経済労働局、健康福祉局、環境局、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとする。</p> <p>第1節 飲料水・生活水の供給【上下水道局】 (省略)</p> <p>4 災害時確保水量</p> <p>上下水道局では、災害時確保水量として、原則として2池以上ある配水池・配水塔の1池分の<u>水量及び災害対策用貯水槽等の水量を次表のとおり確保している。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 4 月現在</p> <table border="1" data-bbox="1430 1119 2484 1581"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>水量</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長沢配水池</td> <td>20,311m³</td> <td>川崎市多摩区長沢 5-1-1</td> </tr> <tr> <td>生田配水池</td> <td><u>18,533m³</u></td> <td>川崎市多摩区生田 5-30-1</td> </tr> <tr> <td>潮見台配水池</td> <td>13,920m³</td> <td>川崎市宮前区潮見台 4-1</td> </tr> <tr> <td>鷺沼配水池</td> <td><u>56,319m³</u></td> <td>川崎市宮前区土橋 3-1-2</td> </tr> <tr> <td>末吉配水池</td> <td>36,180m³</td> <td>横浜市鶴見区上末吉 1-4-1</td> </tr> <tr> <td>高石配水塔</td> <td>3,140m³</td> <td>川崎市多摩区西生田 5-28-1</td> </tr> <tr> <td>黒川高区配水池</td> <td>666m³</td> <td>川崎市麻生区黒川 1643</td> </tr> <tr> <td>災害対策用貯水槽等</td> <td>4,930m³</td> <td>川崎市内 31 箇所</td> </tr> <tr> <td>貯水量合計</td> <td><u>153,999m³</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※配水池・配水塔の確保水量は、<u>1池分の有効容量として算出</u></p>	名称	水量	所在地	長沢配水池	20,311m ³	川崎市多摩区長沢 5-1-1	生田配水池	<u>18,533m³</u>	川崎市多摩区生田 5-30-1	潮見台配水池	13,920m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1	鷺沼配水池	<u>56,319m³</u>	川崎市宮前区土橋 3-1-2	末吉配水池	36,180m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1	高石配水塔	3,140m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1	黒川高区配水池	666m ³	川崎市麻生区黒川 1643	災害対策用貯水槽等	4,930m ³	川崎市内 31 箇所	貯水量合計	<u>153,999m³</u>		<p>川崎市受援マニュアルの策定を反映。(危機管理室・計画)</p> <p>配水池整備による時点修正。(上下水道局)</p>
名称	水量	所在地																																																																
長沢配水池	20,311m ³	川崎市多摩区三田 5-1-1																																																																
生田配水池	<u>23,849m³</u>	川崎市多摩区生田 5-30-1																																																																
潮見台配水池	13,920m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1																																																																
鷺沼配水池	<u>54,804m³</u>	川崎市宮前区土橋 3-1-1																																																																
末吉配水池	36,180m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1																																																																
<u>黒川配水池</u>	<u>4,061m³</u>	<u>川崎市麻生区黒川 313</u>																																																																
高石配水塔	3,140m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1																																																																
黒川高区配水池	666m ³	川崎市麻生区黒川 1643																																																																
災害対策用貯水槽等	4,930m ³	川崎市内 31 箇所																																																																
貯水量合計	<u>161,861m³</u>																																																																	
名称	水量	所在地																																																																
長沢配水池	20,311m ³	川崎市多摩区長沢 5-1-1																																																																
生田配水池	<u>18,533m³</u>	川崎市多摩区生田 5-30-1																																																																
潮見台配水池	13,920m ³	川崎市宮前区潮見台 4-1																																																																
鷺沼配水池	<u>56,319m³</u>	川崎市宮前区土橋 3-1-2																																																																
末吉配水池	36,180m ³	横浜市鶴見区上末吉 1-4-1																																																																
高石配水塔	3,140m ³	川崎市多摩区西生田 5-28-1																																																																
黒川高区配水池	666m ³	川崎市麻生区黒川 1643																																																																
災害対策用貯水槽等	4,930m ³	川崎市内 31 箇所																																																																
貯水量合計	<u>153,999m³</u>																																																																	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																				
P135	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局地域福祉庶務課、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。</p> <p>1 食料の応急供給の基準</p> <p>(1) 食料応急供給の方法</p> <p>災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。</p> <p>(2) 食料の応急供給の対象者</p> <p>ア 避難所の被災者</p> <p>イ 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者</p> <p>ウ 在宅避難者で物資の確保が困難な者</p> <p>エ その他区長が必要と認める者</p> <p>(3) 応急供給する食料の品目</p> <p>供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。</p> <p>(4) 供給数量の基準</p> <p>一人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）</p> <p>ア アルファ化米等</p> <p>1人、1食当たり精米換算 100g程度</p> <p>イ 乳児用粉ミルク</p> <p>1人、1日当たり粉換算 135g程度</p> <p>(5) 要<u>援護配慮</u>者への優先供給</p> <p>高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>2 食料の調達方法及び手続</p> <table border="1" data-bbox="261 1480 1389 1974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">食料等の調達</td> <td>「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」</td> <td rowspan="5">経済労働局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td>「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における物資の供給に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料の調達</td> <td>「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」</td> <td rowspan="3">健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における緊急措置の支援に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>燃料の調達</td> <td>「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」</td> <td>総務企画局 危機管理室</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等名称	実施者	食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	経済労働局	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」	「災害時における物資の供給に関する協定書」	燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局 危機管理室	<p>第2節 食料等の供給【経済労働局消費者行政センター、農業振興課、中央卸売市場北部市場、総務企画局、健康福祉局地域福祉課、港湾局、区】</p> <p>市は、災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとする。なお、市民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとする。</p> <p>1 食料の応急供給の基準</p> <p>(1) 食料応急供給の方法</p> <p>災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとする。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとする。</p> <p>(2) 食料の応急供給の対象者</p> <p>ア 避難所の被災者</p> <p>イ 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者</p> <p>ウ 在宅避難者で物資の確保が困難な者</p> <p>エ その他区長が必要と認める者</p> <p>(3) 応急供給する食料の品目</p> <p>供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、粉ミルクの他、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とする。</p> <p>(4) 供給数量の基準</p> <p>一人当たりの供給数量は次のとおりとする。（麦製品の精米換算率は100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）</p> <p>ア アルファ化米等</p> <p>1人、1食当たり精米換算 100g程度</p> <p>イ 乳児用粉ミルク</p> <p>1人、1日当たり粉換算 135g程度</p> <p>(5) 要<u>援護</u>者への優先供給</p> <p>高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。</p> <p>2 食料の調達方法及び手続</p> <table border="1" data-bbox="1478 1480 2605 1974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">食料等の調達</td> <td>「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」</td> <td rowspan="5">経済労働局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における物資の供給に関する協定書」</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">燃料の調達</td> <td>「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」</td> <td rowspan="3">健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>「災害時における緊急措置の支援に関する協定」</td> </tr> <tr> <td>燃料の調達</td> <td>「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」</td> <td>総務企画局 危機管理室</td> </tr> </tbody> </table>	区分	協定等名称	実施者	食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」	経済労働局	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」	「災害時における物資の供給に関する協定書」	燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局 危機管理室	<p>名称変更（経済労働局、健康福祉局）</p>
区分	協定等名称	実施者																																					
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」	経済労働局																																					
	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」																																						
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」																																						
	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」																																						
	「災害時における物資の供給に関する協定書」																																						
燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局																																					
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」																																						
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」																																						
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局 危機管理室																																					
区分	協定等名称	実施者																																					
食料等の調達	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」	経済労働局																																					
	「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」																																						
	「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」																																						
	「災害時における生鮮食料品等の供給及び輸送に関する協定書」																																						
	「災害時における物資の供給に関する協定書」																																						
燃料の調達	「災害時における牛乳等の供給協力に関する協定書」	健康福祉局																																					
	「災害時における調理飲食物等の提供に関する協定」																																						
	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」																																						
燃料の調達	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局 危機管理室																																					

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																				
P138	<p>第3節 生活必需品等の供給【総務企画局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、健康福祉局地域福祉庶務課、区】</p> <p>(省略)</p> <p>2 生活必需品等の供給の品目及び基準 (省略)</p> <p>(3) 要援護配慮者への優先供給 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。 (省略)</p> <p>3 生活必需品の調達方法及び手続き (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」</td> <td>総務企画局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」</td> <td>経済労働局</td> </tr> <tr> <td>災害救助法に基づく、生活必需品の要請</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における緊急措置の支援に関する協定」</td> <td>港湾局</td> </tr> </tbody> </table>	協定等名称	実施者	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局	災害救助法に基づく、生活必需品の要請	健康福祉局	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局	<p>第3節 生活必需品等の供給【総務企画局危機管理室、経済労働局消費者行政センター、健康福祉局地域福祉課、区】</p> <p>(省略)</p> <p>2 生活必需品等の供給の品目及び基準 (省略)</p> <p>(3) 要援護者への優先供給 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。 (省略)</p> <p>3 生活必需品の調達方法及び手続き (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定等名称</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」</td> <td>総務企画局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」 「災害時における物資の供給に関する協定書」</td> <td>経済労働局</td> </tr> <tr> <td>災害救助法に基づく、生活必需品の要請</td> <td>健康福祉局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における緊急措置の支援に関する協定」</td> <td>港湾局</td> </tr> </tbody> </table>	協定等名称	実施者	「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局	「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局	災害救助法に基づく、生活必需品の要請	健康福祉局	「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局	<p>名称変更(経済労働局、健康福祉局)</p>
協定等名称	実施者																						
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局																						
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局																						
災害救助法に基づく、生活必需品の要請	健康福祉局																						
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局																						
協定等名称	実施者																						
「災害時における応急救護用燃料の供給協力に関する協定」 「災害時における応急対策用資器材の提供及び燃料の供給協力に関する協定」	総務企画局																						
「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」 「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」 「災害時における物資の供給に関する協定書」	経済労働局																						
災害救助法に基づく、生活必需品の要請	健康福祉局																						
「災害時における緊急措置の支援に関する協定」	港湾局																						
P139	<p>第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】</p> <p>(省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」</td> <td>環境局</td> </tr> <tr> <td>「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」</td> <td>環境局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業株式会社)) <u>(資料編 災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定(総合サービス))</u></p> <p>第5節 義援物資の受付【総務企画局危機管理室、健康福祉局庶務課、区】</p> <p>第6章 混乱防止対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区】</p>	協 定	実 施 者	「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局	「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」	環境局	<p>第4節 災害用トイレの供給【環境局収集計画課、区】</p> <p>(省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協 定</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」</td> <td>環境局</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料編 災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書(旭ハウス工業株式会社))</p> <p>第5節 義援物資の受付【総務企画局危機管理室、健康福祉局地域福祉課、区】</p> <p>第6章 混乱防止対策【総務企画局危機管理室、シティプロモーション推進室、区】</p>	協 定	実 施 者	「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局	<p>平成30年5月に新たに協定を締結したため。 (環境局)</p>										
協 定	実 施 者																						
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局																						
「災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定」	環境局																						
協 定	実 施 者																						
「災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書」	環境局																						
P141	<p>第1節 情報パニックによる混乱防止措置</p> <p>電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、<u>防災アプリ</u>、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。 (省略)</p>	<p>第1節 情報パニックによる混乱防止措置</p> <p>電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。</p> <p>1 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、Twitter、<u>その他の広報可能手段</u>を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。 (省略)</p>	<p>新規に情報配信手段を導入したため。 (危機管理室・システム)</p>																				

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P141	<p>5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、市が行う広報<u>とも</u>連携し実施するものとする。 (省略)</p>	<p>5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、<u>広報班を編成して</u>市が行う広報<u>と</u>連携し実施するものとする。 (省略)</p>	<p>文言修正（防災関係機関が広報班を編成することまでは地域防災計画で規定する必要がないため） (総務企画局)</p>
P142	<p>第7章 輸送計画【総務企画局危機管理室、経済労働局、建設緑政局、港湾局、交通局、消防局、区】</p> <p>第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局】</p> <p>人員、物資等の輸送は、次により行う。</p> <p>1 車両 (1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。 (2) 総務企画局は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、交通局は、<u>総務企画局の要請等に応じて</u>緊急輸送を実施する。</p> <p>2 舟艇 輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。 浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。</p> <p>3 航空機 輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。<u>本市で対応できない場合については、応援航空機を活用し輸送活動を実施する。</u> (省略)</p>	<p>第7章 輸送計画【総務企画局危機管理室、経済労働局、建設緑政局、港湾局、交通局、消防局、区】</p> <p>第2節 輸送の実施【総務企画局危機管理室、港湾局、交通局、消防局】</p> <p>人員、物資等の輸送は、次により行う。</p> <p>1 車両 (1) 輸送活動に必要な車両は、各局区保有車両とする。 (2) 総務企画局は、被災者の輸送のため、市内バス運行者に対して協力要請を行う。また、<u>交通局は、緊急輸送を実施する。</u></p> <p>2 舟艇 輸送活動に必要な舟艇は、港湾局巡視船等の市保有船舶を利用する。 浸水区域の救助、災害対策活動には、市所有ボート、小型船舶等を利用する。</p> <p>3 航空機 輸送活動に必要な航空機は、市所有航空機を利用する。<u>なお、航空機の離発着場所は「臨時離着陸場一覧表」のとおりとし、管制及び離発着場所での誘導は、消防局が統括し、必要に応じて各輸送実施機関の支援を受ける。</u> (省略)</p>	<p>航空機の管制及び離着陸場等については、同章第6節に記載されていることから削除し、文言を一部修正した。 (消防局)</p>
P143	<p>第3節 緊急活動道路の確保【建設緑政局、総務企画局危機管理室、<u>神奈川県警察</u>】</p> <p>災害時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と<u>発災時の救助人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための緊急輸送道路がある</u>。また、踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。</p> <p>1 緊急交通路 県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）と緊急通行車両の確認手続を受けた車両のみの通行に限定される緊急交通路を、各道路管理者と協議の上、災害発生時における緊急交通路指定</p>	<p>第3節 緊急活動道路の確保【建設緑政局、総務企画局危機管理室】</p> <p>災害時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急活動道路を確保する。緊急活動道路には、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制をする緊急交通路と<u>県内の道路管理者等で構成する協議会が事前に指定する緊急輸送道路がある</u>。また、踏切の遮断機が長時間にわたり降りた状態が続くことによる救急車、消防車等の緊急車両の通行障害の解消のため、鉄道事業者に対し、鉄道の復旧見込みを確認後、復旧の見込みが立たない場合、緊急交通路等にある踏切の開放を要請する。</p> <p>1 緊急交通路 県公安委員会は、被災者の避難、救出・救助及び消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車）と緊急通行車両の確認手続を受けた車両のみの通行に限定される緊急交通路を、各道路管理者と協議の上、災害発生時における緊急交通路指定</p>	<p>記載内容の整合（建設緑政局）</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P145	<p>想定路線の中から指定する。</p> <p>2 緊急輸送道路 <u>県内の道路管理者等で構成する「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」が事前に指定する。</u> 機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。 第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線 第2次路線：第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線</p> <p>第5節 ヘリコプターの運用調整及び離着陸場等【消防局】</p> <p><u>1 ヘリコプターの運用調整及び誘導等</u> <u>ヘリコプターの運用調整は消防局航空隊が実施する。また、離着陸場での機体誘導等は、航空隊員、各消防署員、又は応援航空機運航機関が実施するものとする。</u></p> <p>2 離着陸場 <u>人命救助、被害の拡大防止、災害応急活動を行うため</u>、消防局が消防活動を行うために臨時離着陸場一覧表のとおり指定した離着陸場を活用する。 (資料編 臨時離着陸場一覧表)</p> <p>第6節 基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区】</p> <p>第8章 障害物の除去等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】 (省略)</p>	<p>想定路線の中から指定する。</p> <p>2 緊急輸送道路 <u>市は、「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」で協議の上、発災時に救助人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための緊急輸送道路を指定する。</u> 機能区分の考え方、路線及び区間は、次のとおりとする。 第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び臨港地区の耐震強化岸壁等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線 第2次路線：第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線</p> <p>第6節 ヘリコプターの離着陸場及び管制等【消防局】</p> <p>1 離着陸場 <u>災害発生時における、災害応急活動に必要な人員及び物資の受入れや重傷者等の搬送を行うため、消防局が、一般災害、救急搬送その他の消防活動を行うために、臨時離着陸場一覧表のとおり指定した離着陸場を活用する。</u></p> <p>2 ヘリコプターの管制及び誘導等 <u>ヘリコプターの管制及び離着陸場での誘導は、消防局航空隊が統括し、必要により各輸送実施機関の支援を受け行う。</u></p> <p>(資料編 臨時離着陸場一覧表)</p> <p>第5節 基幹的広域防災拠点（東扇島地区）との連携【総務企画局、建設緑政局、港湾局、区】</p> <p>第8章 障害物の除去等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】 (省略)</p>	<p>離着陸場での機体誘導について、所轄消防署の消防力に余裕がある場合に支援を受けるものとした。(消防局)</p>
P146	<p>第2節 除去した障害物の集積場所等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】</p> <p>1 集積場所 除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、<u>公園</u>、緑地帯等を一時使用する。 (1)廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所 (2)保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所 (3)除去した障害物が二次災害の原因にならない場所 (4)避難活動又は避難者収容の支障とならない場所 なお、具体的な集積場所については、<u>災害の状況に応じて</u>環境部長が指定した<u>仮保管場所</u>とする。</p> <p>2 処理方法 集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応する。</p> <p>3 応援要請 市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。</p>	<p>第2節 除去した障害物の集積場所等【環境局、建設緑政局、港湾局、区】</p> <p>1 集積場所 除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、<u>河川敷</u>、緑地帯等を一時使用する。 (1)廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所 (2)保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所 (3)除去した障害物が二次災害の原因にならない場所 (4)避難活動又は避難者収容の支障とならない場所 なお、具体的な集積場所については、<u>環境部長が指定した一時集積所</u>とする。</p> <p>2 処理方法 集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応する。</p> <p>3 応援要請 市長は、除去作業が大規模、広範囲に及び、建設業協会等の応援協力によっても対応が困難な場合、県知事に必要な事項を明らかにして応援派遣の要請を行うものとする。</p>	<p>震災対策編との整合 ① 河川敷は仮置場として使用できない可能性が高いこと ② 公園を一次仮保管場所として使用すること (環境局)</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P148	<p>第9章 大雪・降灰の除去など【建設緑政局、環境局、港湾局、区】</p> <p>第2節 降灰対策【建設緑政局、環境局、港湾局、区、関係局】</p> <p>降灰の除去</p>	<p>第9章 大雪・降灰の除去など【建設緑政局、環境局、港湾局、区】</p> <p>第2節 降灰対策【建設緑政局、環境局、港湾局、区、関係局】</p> <p>除灰の除去</p>	
P149	<p>第10章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】</p> <p>第1節 防疫対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 情報収集及び防疫対策</p> <p>健康福祉部は、<u>国、県、他自治体、医療機関等の関係機関や及び</u>区本部と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施する。また、区より薬剤・機材等の要請があった場合には、<u>必要な調整</u>や調達を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>4 感染症の拡大防止対策</p> <p>感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき感染経路等を調査の上、患者に対する適切な医療の提供を行い、<u>感染症のまん延の防止に努める。また、感染症の拡大及びまん延防止に必要な場合は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会に対し、協定に基づく防疫活動の実施を要請する。</u></p> <p>第2節 環境・食品衛生対策等【健康福祉局、区】</p> <p>1 広報対策・指導</p> <p>健康福祉部長及び区本部長は、感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の<u>衛生対策等</u>について広報・指導を実施する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 環境衛生対策</p> <p>(1) <u>健康福祉部</u>は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、<u>区における</u>環境衛生対策を総括し、<u>区本部</u>と支援や応援要請に関する調整を行う。</p> <p>(2) <u>区本部</u>は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて<u>監視及び</u>衛生指導を行う。</p> <p>4 生活用水等の確保</p> <p><u>区本部</u>は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水<u>や飲料水</u>の確保を図る。</p> <p>5 災害時の動物救護対策</p> <p><u>健康福祉部長及び区本部長は</u>、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。</p>	<p>第10章 防疫・保健衛生【健康福祉局、区】</p> <p>第1節 防疫対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 情報収集及び防疫対策</p> <p>健康福祉部は、医療機関や区本部と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施する。また、区より薬剤・機材等の要請があった場合には、調達を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>4 感染症の拡大防止対策</p> <p>感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき感染経路等を調査の上、患者に対する適切な医療の提供を行い、感染のまん延の防止に努める。</p> <p>第2節 生活衛生【健康福祉局、区】</p> <p>1 広報対策・指導</p> <p>健康福祉部長及び区本部長は、感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の<u>生活衛生</u>について広報・指導を実施する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 環境衛生対策</p> <p>(1) <u>健康福祉局長</u>は、国、県、他自治体や関係団体等との連絡調整を図りながら、<u>区における</u>環境衛生対策を総括し、支援や応援要請を行う。</p> <p>(2) <u>区長</u>は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて<u>監視及び</u>衛生指導を行う。</p> <p>4 生活用水等の確保</p> <p><u>区長</u>は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水等の確保を図る。</p> <p>5 災害時の動物救護対策</p> <p><u>市</u>は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。</p>	<p>震災対策編との整合及び文言等修正(健康福祉局)</p> <p>【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P150	<p>(1) 川崎市動物救援本部の設置</p> <p><u>健康福祉部</u>は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。<u>設置場所は動物愛護センター又は、多摩区役所会議室の一部等とする。</u></p> <p>災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。</p> <p>また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 動物救護センター等の設置</p> <p><u>健康福祉部</u>は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。</p> <p>また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 <p>(3) 避難所における動物の適正飼養</p> <p><u>健康福祉部長及び区本部長</u>は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。</p> <p><u>区本部</u>は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。</p> <p>(4) 逸走した犬の捕獲収容</p> <p><u>健康福祉部</u>は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。</p> <p>(5) 特定動物対策</p> <p><u>健康福祉部</u>は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。</p> <p>特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。</p> <p><u>(資料編 災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱)</u></p> <p><u>(資料編 川崎市災害用井戸の手動ポンプ等設置費補助要綱)</u></p> <p>(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)</p> <p>(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)</p>	<p>(1) 川崎市動物救援本部の設置</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。</p> <p>災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。</p> <p>また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。</p> <p>(2) 動物救護センター等の設置</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。</p> <p>また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 <p>(3) 避難所における動物の適正飼養</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。</p> <p><u>区長</u>は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。</p> <p>(4) 逸走した犬の捕獲収容</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。</p> <p>(5) 特定動物対策</p> <p><u>健康福祉局長</u>は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。</p> <p>特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。</p> <p>(資料編 災害時の動物救援活動に関する協定書)</p> <p>(資料編 災害時における動物の救援活動の協働実施に関する協定書)</p>	<p>震災対策編との整合及び文言等修正（健康福祉局）</p> <p>【以下同様】</p>
P151	<p>第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 <u>被災者の健康管理</u></p> <p><u>(1)保健医療調整本部は、被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）に関する</u></p>	<p>第3節 保健医療対策【健康福祉局、区】</p> <p>1 <u>健康管理・健康相談</u></p> <p><u>被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合は、衛生状態の悪化による感染性疾患</u></p>	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P151	<p><u>ニーズ等の情報の集約、整理及び分析を行うとともに、市内の健康管理にかかる指揮及び派遣されて支援に当たるチーム等に関する必要な調整を行う。</u></p> <p><u>(2)区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。</u></p> <p><u>また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供する。</u></p> <p><u>並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行う。</u></p> <p><u>(3)市または保健医療調整本部は、国、県、他自治体、関係機関等と堅密に情報連携するとともに、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、市は、災害対策基本法、相互応援協定等により国・県・他自治体等に職員等の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(4)保健医療調整本部は、集約した情報を基に、食料調達の関係部局と連携しつつ、食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努めるものとする。</u></p> <p>2 精神保健（メンタルケア）対策</p> <p><u>災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等精神保健医療への需要</u>に対応するため、<u>災害の規模に応じて、健康福祉局長は、災害対策本部健康福祉部内に精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センター等に精神科救護所を設置してDPA T等の保健医療活動チーム、医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行う。</u>なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、国・県・他自治体・医療関係団体等に協力を要請する。</p> <p><u>3 市外への応援要請</u></p> <p><u>市は、保健医療対策の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、保健医療調整本部等における業務を補助する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の人的支援等を国・県・他自治体等に求めるものとする。</u></p>	<p><u>のまん延や栄養不良、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を軽減させるために、次により各保健福祉センターの医師、医療従事者等を中心とした支援を行う。なお、被災者の健康管理に際してスタッフに不足が生じた場合は、国・県・他自治体等に派遣要請をするものとする。</u></p> <p><u>(1) 在宅におけるひとり暮らし高齢者や要介護者、障害者等への訪問</u></p> <p><u>(2) 避難所における生活衛生環境の整備と被災者の健康調査・保健指導</u></p> <p><u>(3) 被災者への保健情報の提供と広報活動</u></p> <p>2 精神保健（メンタルケア）対策</p> <p><u>災害をもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、健康福祉部長は精神科救護本部を設置するとともに、各保健福祉センターに精神科救護所を設置して医療機関及び関係機関とともに精神保健対策活動を行う。</u>なお、精神科救護活動に際してスタッフ又は医薬品等に不足が生じた場合は、他自治体・医療関係団体等に協力を要請するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>震災対策編との整合及び文言等修正（健康福祉局）</p> <p>【以下同様】</p>
P152	<p>第11章 災害廃棄物処理計画【環境局】 (省略)</p> <p>第1節 ごみ処理【環境局】</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 生活環境事業所隊</p> <p>生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。</p> <p>(2) 環境部</p> <p>ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、浸水によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。</p> <p>イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、許可業者への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。</p>	<p>第11章 災害廃棄物処理計画【環境局】 (省略)</p> <p>第1節 ごみ処理【環境局】</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 生活環境事業所隊</p> <p>生活環境事業所隊は、原則として所管区域を担当する。</p> <p>(2) 環境部</p> <p>ア 各生活環境事業所隊と連携し、区本部、各部等からの情報を基に、浸水によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみの処理を計画的に実施する。</p> <p>イ 各区の被災状況、必要車両台数を把握し、状況に応じ各区間の相互応援体制を組織する。また、市の体制で不足する場合は、許可業者への協力要請を、さらに協定都市等へ応援を要請し処理体制を確保する。</p>	<p>平成30年3月に制度化されたDHEATへの応援要請について追記（健康福祉局）</p> <p>防災基本計画との整合（危機管理室・計画）</p> <p>「災害廃棄物一時集積所候補地一覧」は現状存在せず、今後庁内で調整を本格化していく状況であるため文言を修正。（環境局）</p> <p>また、今後被害</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P152	<p>2 処理体制</p> <p>(1) 環境部長は、災害ごみが処理能力を大幅に越えて排出されることを考慮し、一時的な保管や選別作業を行うため、「災害廃棄物一時集積場候補地一覧」の中から、災害の状況に応じて仮保管場所を指定する。</p> <p>ただし、適当な場所がない場合は、関係部及び関係機関と協議の上、仮保管場所を選定する。</p> <p>(2) 環境部及び各生活環境事業所は、災害の状況を把握し、処理場や処分地等の稼働状況を考慮した処理計画を速やかに策定するものとする。</p> <p>(3) 収集作業は、被災地の衛生環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。</p> <p>3 住民等への指導・協力要請</p> <p>(1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管理を行うものとする。また、市が仮保管場所を設置した場合は、自主搬入するものとし、分別して搬入するものとする。</p> <p>(2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。</p> <p>(3) 環境部は、報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。</p> <p><u>※災害に伴う排出量及びごみ処理計画については、被害の想定（倒壊家屋数や浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。</u></p>	<p>2 処理体制</p> <p>(1) 環境部長は、災害ごみが処理能力を大幅に越えて排出されることを考慮し、一時的な保管や選別作業を行うため、「<u>災害廃棄物一時集積場候補地一覧</u>」の中から、災害の状況に応じて一時集積所を指定する。</p> <p>ただし、適当な候補地がない場合は、関係部及び関係機関と協議の上、一時集積所を選定する。</p> <p>(2) 環境部及び各生活環境事業所は、災害の状況を把握し、処理場や処分地等の稼働状況を考慮した処理計画を速やかに策定するものとする。</p> <p>(3) 収集作業は、被災地の衛生環境を保全するため、迅速かつ集中的に行い、廃棄物の適正処理を図る観点から、可燃物、不燃物等を分別して収集する。</p> <p>3 住民等への指導・協力要請</p> <p>(1) 住民は、被災地等のごみが円滑に収集できるよう、共同で使用するごみの集積所等の設置及び管理を行うものとする。また、臨時集積場を設置した場合は、自主搬入するものとし、分別して搬入するものとする。</p> <p>(2) 緊急車両等の円滑な通行を確保するため、建築物の損壊等による廃材・がれき等が通行の障害とならないよう協力を呼びかける。</p> <p>(3) 環境部は、報道機関等を通じ災害ごみ等の収集計画等を広報するとともに、分別収集の協力を呼びかける。</p> <p><u>(本章末資料 廃棄物等処理計画表（風水害時）)</u></p>	<p>想定を設定することにより廃棄物等処理計画表を作成するため注釈を追加・これまでの処理計画表を削除。（環境局）</p> <p>「災害廃棄物一時集積所候補地一覧」は現状存在せず、今後庁内で調整を本格化していく状況であるため文言を修正。（環境局）</p> <p>また、今後被害想定を設定することにより廃棄物等処理計画表を作成するため注釈を追加・これまでの処理計画表を削除。（環境局）</p> <p>【以下同様】</p>
P153	<p>第2節 し尿処理【環境局】</p> <p>(省略)</p> <p><u>※し尿処理計画については、被害の想定（避難者数及び浸水世帯数等）の設定により策定するものとする。</u></p> <p>削除</p>	<p>第2節 し尿処理【環境局】</p> <p>(省略)</p> <p><u>(本章末資料 し尿処理計画)</u></p> <p><u>災害廃棄物等処理計画表（風水害時）</u></p>	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																										
削除		<p>1 災害に伴うごみ排出量（推計）</p> <table border="1" data-bbox="1469 338 2602 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 338 1822 415">事業所別 排出別</th> <th data-bbox="1822 338 1947 415">南部</th> <th data-bbox="1947 338 2071 415">川崎</th> <th data-bbox="2071 338 2196 415">中原</th> <th data-bbox="2196 338 2320 415">宮前</th> <th data-bbox="2320 338 2445 415">多摩</th> <th data-bbox="2445 338 2602 415">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 415 1822 493">被害世帯から排出する ごみ量（冠水たたみを除く）</td> <td data-bbox="1822 415 1947 493">1,023</td> <td data-bbox="1947 415 2071 493">541</td> <td data-bbox="2071 415 2196 493">489</td> <td data-bbox="2196 415 2320 493">675</td> <td data-bbox="2320 415 2445 493">529</td> <td data-bbox="2445 415 2602 493">3,257t</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 493 1822 552">倒壊家屋（全壊・部分壊）</td> <td data-bbox="1822 493 1947 552">1,318</td> <td data-bbox="1947 493 2071 552">58</td> <td data-bbox="2071 493 2196 552">200</td> <td data-bbox="2196 493 2320 552">111</td> <td data-bbox="2320 493 2445 552">341</td> <td data-bbox="2445 493 2602 552">2,028t</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 552 1822 667">冠水たたみ（枚数）</td> <td data-bbox="1822 552 1947 667">1,306 (21,768)</td> <td data-bbox="1947 552 2071 667">559 (9,312)</td> <td data-bbox="2071 552 2196 667">49 (816)</td> <td data-bbox="2196 552 2320 667">552 (9,204)</td> <td data-bbox="2320 552 2445 667">487 (8,124)</td> <td data-bbox="2445 552 2602 667">2,953t (49,224 枚)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 667 1822 745">流出等により道路等に堆積 するごみ量</td> <td data-bbox="1822 667 1947 745">342</td> <td data-bbox="1947 667 2071 745">186</td> <td data-bbox="2071 667 2196 745">194</td> <td data-bbox="2196 667 2320 745">240</td> <td data-bbox="2320 667 2445 745">186</td> <td data-bbox="2445 667 2602 745">1,148t</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 745 1822 808">合計</td> <td data-bbox="1822 745 1947 808">3,989</td> <td data-bbox="1947 745 2071 808">1,344</td> <td data-bbox="2071 745 2196 808">932</td> <td data-bbox="2196 745 2320 808">1,578</td> <td data-bbox="2320 745 2445 808">1,543</td> <td data-bbox="2445 745 2602 808">9,386t</td> </tr> </tbody> </table>	事業所別 排出別	南部	川崎	中原	宮前	多摩	合計	被害世帯から排出する ごみ量（冠水たたみを除く）	1,023	541	489	675	529	3,257t	倒壊家屋（全壊・部分壊）	1,318	58	200	111	341	2,028t	冠水たたみ（枚数）	1,306 (21,768)	559 (9,312)	49 (816)	552 (9,204)	487 (8,124)	2,953t (49,224 枚)	流出等により道路等に堆積 するごみ量	342	186	194	240	186	1,148t	合計	3,989	1,344	932	1,578	1,543	9,386t	(上に同じ)
事業所別 排出別	南部	川崎	中原	宮前	多摩	合計																																							
被害世帯から排出する ごみ量（冠水たたみを除く）	1,023	541	489	675	529	3,257t																																							
倒壊家屋（全壊・部分壊）	1,318	58	200	111	341	2,028t																																							
冠水たたみ（枚数）	1,306 (21,768)	559 (9,312)	49 (816)	552 (9,204)	487 (8,124)	2,953t (49,224 枚)																																							
流出等により道路等に堆積 するごみ量	342	186	194	240	186	1,148t																																							
合計	3,989	1,344	932	1,578	1,543	9,386t																																							

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																																																																																																
削除		<p>2 ごみ処理計画</p> <p>ア 被害世帯から排出されたごみ</p> <table border="1" data-bbox="1507 373 2558 789"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">事業所別</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>南部</th> <th>川崎</th> <th>中原</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">要処理量</td> <td>1,023</td> <td>541</td> <td>489</td> <td>675</td> <td>529</td> <td>3,257t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収集完了計画日数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日平均収集量</td> <td>256</td> <td>180</td> <td>163</td> <td>169</td> <td>176</td> <td>944t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日あたりの必要車両数</td> <td>26</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>95車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日あたりの作業人員</td> <td>78</td> <td>54</td> <td>48</td> <td>51</td> <td>54</td> <td>285人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">終末処理</td> <td>焼却</td> <td>1,023</td> <td>541</td> <td>489</td> <td>675</td> <td>529</td> <td>3,257t</td> </tr> <tr> <td>埋立</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">生活ごみ収集量</td> <td>143</td> <td>169</td> <td>175</td> <td>348</td> <td>292</td> <td>1,127t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被害世帯から排出されたごみは、生活ごみと併せて収集する。</p> <p>イ 倒壊家屋、冠水たたみ及び流出ごみ処理計画</p> <table border="1" data-bbox="1498 970 2558 1255"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="5">事業所別</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>南部</th> <th>川崎</th> <th>中原</th> <th>宮前</th> <th>多摩</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">要処理量</td> <td>2,966</td> <td>803</td> <td>443</td> <td>903</td> <td>1,014</td> <td>6,129t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収集完了計画日数</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日平均収集量</td> <td>593</td> <td>161</td> <td>89</td> <td>181</td> <td>203</td> <td>1,227t</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1車1日あたり収集可能量</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1498 1335 2558 1591"> <tbody> <tr> <td colspan="2">1日あたりの必要車両数</td> <td>30</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>82車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">必要延車両数</td> <td>150</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>410車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">必要延人員</td> <td>450</td> <td>120</td> <td>90</td> <td>270</td> <td>300</td> <td>1,230人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">終末処理</td> <td>焼却</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>埋立</td> <td>2,966</td> <td>803</td> <td>443</td> <td>903</td> <td>1,014</td> <td>6,129t</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 倒壊家屋、冠水たたみ、流出ごみは雇上車両により処理する。 2 処分先は、浮島海面埋立地とする。</p>	項目		事業所別					合計	南部	川崎	中原	宮前	多摩	要処理量		1,023	541	489	675	529	3,257t	収集完了計画日数		4	3	3	4	3	4日	1日平均収集量		256	180	163	169	176	944t	1日あたりの必要車両数		26	18	16	17	18	95車	1日あたりの作業人員		78	54	48	51	54	285人	終末処理	焼却	1,023	541	489	675	529	3,257t	埋立	—	—	—	—	—	—	生活ごみ収集量		143	169	175	348	292	1,127t	項目		事業所別					合計	南部	川崎	中原	宮前	多摩	要処理量		2,966	803	443	903	1,014	6,129t	収集完了計画日数		5	5	5	5	5	5日	1日平均収集量		593	161	89	181	203	1,227t	1車1日あたり収集可能量		20	20	15	10	10	15t	1日あたりの必要車両数		30	8	6	18	20	82車	必要延車両数		150	40	30	90	100	410車	必要延人員		450	120	90	270	300	1,230人	終末処理	焼却	—	—	—	—	—	—	埋立	2,966	803	443	903	1,014	6,129t	(上に同じ)
項目		事業所別					合計																																																																																																																																																												
		南部	川崎	中原	宮前	多摩																																																																																																																																																													
要処理量		1,023	541	489	675	529	3,257t																																																																																																																																																												
収集完了計画日数		4	3	3	4	3	4日																																																																																																																																																												
1日平均収集量		256	180	163	169	176	944t																																																																																																																																																												
1日あたりの必要車両数		26	18	16	17	18	95車																																																																																																																																																												
1日あたりの作業人員		78	54	48	51	54	285人																																																																																																																																																												
終末処理	焼却	1,023	541	489	675	529	3,257t																																																																																																																																																												
	埋立	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																												
生活ごみ収集量		143	169	175	348	292	1,127t																																																																																																																																																												
項目		事業所別					合計																																																																																																																																																												
		南部	川崎	中原	宮前	多摩																																																																																																																																																													
要処理量		2,966	803	443	903	1,014	6,129t																																																																																																																																																												
収集完了計画日数		5	5	5	5	5	5日																																																																																																																																																												
1日平均収集量		593	161	89	181	203	1,227t																																																																																																																																																												
1車1日あたり収集可能量		20	20	15	10	10	15t																																																																																																																																																												
1日あたりの必要車両数		30	8	6	18	20	82車																																																																																																																																																												
必要延車両数		150	40	30	90	100	410車																																																																																																																																																												
必要延人員		450	120	90	270	300	1,230人																																																																																																																																																												
終末処理	焼却	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																												
	埋立	2,966	803	443	903	1,014	6,129t																																																																																																																																																												

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																																																																																	
		<p>し尿処理計画</p> <p>ア 総便槽数及びし尿汚泥量（推定）</p> <table border="1" data-bbox="1457 411 2585 659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所 行政区 項目</th> <th colspan="3">南部</th> <th colspan="4">宮前</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>川崎区</th> <th>幸区</th> <th>中原区</th> <th>高津区</th> <th>宮前区</th> <th>多摩区</th> <th>麻生区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総便槽数</td> <td>153</td> <td>152</td> <td>425</td> <td>797</td> <td>422</td> <td>730</td> <td>435</td> <td>3,114 個</td> </tr> <tr> <td>し尿量及び汚水量</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>47</td> <td>88</td> <td>47</td> <td>81</td> <td>48</td> <td>351kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ し尿及び汚水の処理計画</p> <table border="1" data-bbox="1457 789 2591 1247"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>事業所別</th> <th>南部</th> <th>宮前</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要処理量</td> <td></td> <td>40</td> <td>311</td> <td>351kl</td> </tr> <tr> <td>収集完了計画日数</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1日平均収集量</td> <td></td> <td>14</td> <td>104</td> <td>118kl</td> </tr> <tr> <td>1日平均収集作業延台数</td> <td></td> <td>8</td> <td>58</td> <td>66台</td> </tr> <tr> <td>1日当たり収集作業人員</td> <td></td> <td>9</td> <td>33</td> <td>42人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">搬入 計画</td> <td>入江崎クリーンセンター</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>40kl</td> </tr> <tr> <td>宮前生活環境事業所</td> <td>—</td> <td>311</td> <td>311kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ し尿及び汚水の中継輸送計画</p> <table border="1" data-bbox="1448 1346 2315 1488"> <thead> <tr> <th>中継基地</th> <th>項目</th> <th>要輸送量</th> <th>1日当たり人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮前生活環境事業所</td> <td></td> <td>19 kl</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table>	事業所 行政区 項目	南部			宮前				合計	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	総便槽数	153	152	425	797	422	730	435	3,114 個	し尿量及び汚水量	20	20	47	88	47	81	48	351kl	項目	事業所別	南部	宮前	合計	要処理量		40	311	351kl	収集完了計画日数		3	3	3日	1日平均収集量		14	104	118kl	1日平均収集作業延台数		8	58	66台	1日当たり収集作業人員		9	33	42人	搬入 計画	入江崎クリーンセンター	40	—	40kl	宮前生活環境事業所	—	311	311kl	中継基地	項目	要輸送量	1日当たり人員	宮前生活環境事業所		19 kl	1 人	
事業所 行政区 項目	南部			宮前				合計																																																																												
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区																																																																													
総便槽数	153	152	425	797	422	730	435	3,114 個																																																																												
し尿量及び汚水量	20	20	47	88	47	81	48	351kl																																																																												
項目	事業所別	南部	宮前	合計																																																																																
	要処理量		40	311	351kl																																																																															
収集完了計画日数		3	3	3日																																																																																
1日平均収集量		14	104	118kl																																																																																
1日平均収集作業延台数		8	58	66台																																																																																
1日当たり収集作業人員		9	33	42人																																																																																
搬入 計画	入江崎クリーンセンター	40	—	40kl																																																																																
	宮前生活環境事業所	—	311	311kl																																																																																
中継基地	項目	要輸送量	1日当たり人員																																																																																	
宮前生活環境事業所		19 kl	1 人																																																																																	

頁	修正後	修正前	修正理由等												
P154	<p>第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い【健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>(省略)</p> <p>第2節 遺体の取扱い【区、県警察、健康福祉局】</p> <p>1 遺体安置所</p> <p>(1) 施設の指定</p> <p>遺体安置場所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="320 625 1190 764"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u></td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※平成26年12月から平成29年10月(予定)まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター(川崎区渡田新町3-2-1)を代替施設とする。</small></p>	名 称	所 在 地	<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4	(省略)		<p>第12章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い【健康福祉局、建設緑政局、消防局、区、陸上自衛隊31普通科連隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、第三管区海上保安本部、神奈川県警察】</p> <p>(省略)</p> <p>第2節 遺体の取扱い【健康福祉局生活衛生課、区、県警察】</p> <p>1 遺体安置所</p> <p>(1) 施設の指定</p> <p>遺体安置場所は、次の場所を指定する。なお、必要に応じて、他の施設等を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1578 625 2365 764"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市体育館[※]</td> <td>川崎区富士見1-1-4</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※平成26年12月から平成29年10月(予定)まで再整備で使用不可のため、かわさき健康づくりセンター(川崎区渡田新町3-2-1)を代替施設とする。</small></p>	名 称	所 在 地	川崎市体育館 [※]	川崎区富士見1-1-4	(省略)		<p>震災対策編との整合(健康福祉局)</p>
名 称	所 在 地														
<u>川崎市スポーツ・文化総合センター</u>	川崎区富士見1-1-4														
(省略)															
名 称	所 在 地														
川崎市体育館 [※]	川崎区富士見1-1-4														
(省略)															
P155	<p>(2) 開設・運営</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【総務企画局、関係局室区】</p> <p>災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) 開設・運営</p> <p>(省略)</p> <p>(3) 遺体安置所への職員の配置等【総務局、健康福祉局、区】</p> <p>災害対策本部は、区が遺体安置所を円滑に開設・運営するため、関係局室区から職員の派遣を要請する。</p> <p>(省略)</p>													
P156	<p>第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】</p> <p>遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体に対して、検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>第3節 火葬【健康福祉局生活衛生課、建設緑政局霊園事務所】</p> <p>遺族が火葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない遺体については検視・検案等必要な処理を済ませたうえで、早急に火葬を実施する。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施する。</p> <p>(省略)</p>													
P159	<p>第13章 文教対策【教育委員会、こども未来局】</p> <p>(省略)</p> <p>第4節 学校給食等の措置【教育委員会】</p> <p>1 学校長及び学校給食センター所長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>2 学校長及び学校給食センター所長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合</p> <p>(2) 給食用物資の入手が困難な場合</p> <p>(3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合</p> <p>(4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合</p>	<p>第13章 文教対策【教育委員会、こども未来局】</p> <p>(省略)</p> <p>第4節 学校給食等の措置【教育委員会】</p> <p>1 学校長は、学校給食の施設・設備の被害の程度及び給食用物資の状況から、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。</p> <p>2 学校長は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又は教育長からの指示により、給食中止の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合</p> <p>(2) 給食用物資の入手が困難な場合</p> <p>(3) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合</p> <p>(4) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合</p>	<p>昨年度9月・12月から学校給食センターの運営が開始したため。(教育委員会)</p>												

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P161	<p>3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施に努める。</p> <p>4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第14章 社会福祉施設等の応急対策【こども未来局、健康福祉局】</p> <p>(省略)</p> <p>第3節 施設利用等の提供【こども未来局、健康福祉局】</p> <p>(省略)</p> <p>2 食事の提供</p> <p>(1) 施設管理者は、施設・設備の被害の程度及び物資の状況から、通常の食事の提供が困難な場合は、利用者の持参又は、簡易な食事提供を実施する。</p> <p>(2) 施設管理者は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又はこども未来局長及び健康福祉局長からの指示により、食事提供中止の措置をとるものとする。</p> <p>ア 調理施設が被災し、調理が不可能な場合</p> <p>イ 食料等物資の入手が困難な場合</p> <p>ウ <u>食中毒</u>、その他の危険の発生が予想される場合</p> <p>エ その他食事の提供が適当でないと考えられる場合</p>	<p>3 教育長は、被災状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策をたてて、正常な学校給食の実施に努める。</p> <p>4 その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、児童・生徒、教職員等の健康管理、衛生管理を行う。</p> <p>(省略)</p> <p>第14章 社会福祉施設等の応急対策【こども未来局、健康福祉局】</p> <p>(省略)</p> <p>第3節 施設利用等の提供【こども未来局、健康福祉局】</p> <p>(省略)</p> <p>2 食事の提供</p> <p>(1) 施設管理者は、施設・設備の被害の程度及び物資の状況から、通常の食事の提供が困難な場合は、利用者の持参又は、簡易な食事提供を実施する。</p> <p>(2) 施設管理者は、次のいずれかの事項に該当した場合、自らの判断又はこども未来局長及び健康福祉局長からの指示により、食事提供中止の措置をとるものとする。</p> <p>ア 調理施設が被災し、調理が不可能な場合</p> <p>イ 食料等物資の入手が困難な場合</p> <p>ウ <u>伝染病</u>、その他の危険の発生が予想される場合</p> <p>エ その他食事の提供が適当でないと考えられる場合</p>	<p>文言等修正（健康福祉局）</p>
P162	<p>第4節 要配慮者の二次避難所【健康福祉局、区】</p> <p>健康福祉局長は、協定や要綱に基づき、福祉施設等を<u>災害時要配慮者</u>の二次避難所として使用するため、施設管理者等と人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議、調整するものとし、使用に際し、<u>要配慮者</u>等に係る日常生活品、食料及び医療材料等の必要な物資、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(資料編 災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）</p> <p>(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）</p> <p>(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書）</p> <p>第16章 応急住宅対策【まちづくり局】</p> <p>災害救助法に基づき、<u>県から委任された事務又は県が実施する救助の補助</u>として、市は、<u>住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の供与に関して、県の業務を支援し</u>、被災者の居住安定を図る。 <u>また、被災者の一時的な居住先として、公営住宅等を提供する。</u></p> <p>第1節 住宅の応急修理【まちづくり局住宅整備推進課】</p> <p><u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、被災住宅を応急的に修理する。</u></p> <p><u>1 対象者</u></p>	<p>第4節 災害時要援護者の二次避難所【健康福祉局、区】</p> <p>健康福祉局長は、協定や要綱に基づき、福祉施設等を<u>災害時要援護者</u>の二次避難所として使用するため、施設管理者等と人員体制、連絡体制等、二次避難所の運営について協議、調整するものとし、使用に際し、<u>災害時要援護者</u>等に係る日常生活品、食糧及び医療材料等の必要な物資、看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。</p> <p>(資料編 災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱）</p> <p>(資料編 災害時等に災害時要援護者等の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書）</p> <p>(資料編 21 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書）</p> <p>第16章 応急住宅対策【まちづくり局】</p> <p>災害救助法に基づき、<u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、市は、応急仮設住宅の設置及び住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対し、当該住家の必要最小限度の部分を応急的に修理して、被災者の居住安定を図る。</u></p> <p>第1節 応急仮設住宅【まちづくり局】</p> <p><u>1 供与対象者</u></p> <p><u>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの。</u></p>	<p>震災対策編との整合（まちづくり局） 【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P165	<p><u>原則として以下の要件を満たす者（世帯）</u></p> <p><u>(1) 災害のため半壊若しくは半焼又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者</u></p> <p><u>(2) 自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>(3) 応急修理を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u></p> <p><u>2 修理の範囲</u></p> <p><u>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所であること。</u></p> <p><u>3 期間</u></p> <p><u>原則として、災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u></p> <p>第2節 障害物の除去【まちづくり局住宅整備推進課】</p> <p><u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を行う。</u></p> <p><u>1 対象者</u></p> <p><u>原則として以下の要件を満たす者（世帯）</u></p> <p><u>(1) 災害のため半壊、半焼又は床上浸水の住家被害を受け、当面の日常生活が営み得ない状態にある者</u></p> <p><u>(2) 自らの資力では障害物の除去をすることができない者</u></p> <p><u>(3) 障害物の除去を行うことによって応急仮設住宅等を利用しないと見込まれる者</u></p> <p><u>2 除去の範囲</u></p> <p><u>居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な欠くことができない場所を対象とし、緊急に障害物の除去を行うことが適切な箇所などとする。</u></p> <p><u>3 期間</u></p> <p><u>原則として、災害発生の日から10日以内に完了すること。</u></p> <p>第3節 応急仮設住宅【まちづくり局住宅整備推進課、市営住宅建替推進課】</p> <p><u>県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として、県の「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」に基づき、民間の賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（民賃借上げタイプ）及び買取方式若しくはリース方式により建設した応急仮設住宅（建設タイプ）を被災者へ供与する。</u></p> <p><u>1 建設タイプ</u></p> <p><u>(1) 対象者</u></p>	<p><u>2 建築基準</u></p> <p><u>災害救助法に定める基準に基づく。</u></p> <p><u>3 住宅仕様</u></p> <p><u>「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」による。</u></p> <p><u>4 建築予定場所</u></p> <p><u>まちづくり局長は、県からの要請に応じて、応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則としてあらかじめ定めた「応急仮設住宅建設候補地」の中から、適当な用地を選定する。</u></p> <p><u>ただし、これにより難いときは適当な公有地、私有地とすることができる。</u></p> <p><u>5 供与期間</u></p> <p><u>建築工事完了後原則、2年以内とする。</u></p> <p><u>6 要援護者に対する配慮</u></p> <p><u>仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯にできる限り配慮する。</u></p> <p><u>(資料編 災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会）)</u></p> <p><u>(資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会）)</u></p> <p><u>(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合）)</u></p> <p>第2節 住宅の応急修理【まちづくり局】</p> <p><u>1 住宅の修理を受ける者</u></p> <p><u>住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>2 修理基準</u></p> <p><u>(1) 修理の範囲</u></p> <p><u>世帯単位（居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に限る。）</u></p> <p><u>(2) 修理期間</u></p> <p><u>災害発生の日から1か月以内に完了すること。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>震災対策編との整合（まちづくり局）</p> <p>【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P166	<p><u>災害による被災者（罹災証明書が発行された者又は発行が見込まれる者）で、原則として次のいずれかの項目に該当する者</u></p> <p><u>ア 住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者</u></p> <p><u>イ 二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住宅が全焼、全壊又は流出し、居住する住宅がない者と同等と見なす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない者（災害救助法に基づく、応急修理及び障害物の除去の適用を受けない者）</u></p> <p><u>(2) 住宅仕様</u> <u>「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」による。</u></p> <p><u>(3) 建設用地</u> <u>応急仮設住宅建設場所を選定するにあたっては、原則としてあらかじめ定めた「応急仮設住宅建設候補地」の中から、適当な用地を選定する。ただし、これにより難いときは適当な公有地、私有地とすることができる。</u></p> <p><u>(4) 供与期間</u> <u>建築工事完了後、2年以内とする。（内閣府と県の協議により、変更される場合あり）</u></p> <p><u>(5) 要配慮者に対する配慮</u> <u>応急仮設住宅の建築、供与等にあたっては、高齢者、障害者等の世帯の状況に応じた配慮を行うものとする。</u></p> <p><u>（資料編 災害時における応急対策を行うための協定書（川崎市電設工業会、川崎市空調衛生工業会））</u> <u>（資料編 災害時における応援に関する協定（川崎建設業協会））</u> <u>（資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合））</u></p> <p><u>2 民賃借上げタイプ</u></p> <p><u>(1) 対象者</u> <u>建設タイプと同じ。</u></p> <p><u>(2) 借上げ条件</u> <u>市や不動産団体から県が意見を聴取し、家賃額等の具体的な借上げ条件を設定する。</u></p> <p><u>(3) 供与期間</u> <u>賃貸借契約による。（最長2年間の定期借家契約。ただし、内閣府と県の協議により、変更される場合あり）</u></p> <p>第4節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局市営住宅管理課】</p> <p>災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅等を提供する。</p> <p>1 一時的居住を要する者</p> <p>災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。</p>	<p>第3節 一時的居住先としての公営住宅等の活用【まちづくり局】</p> <p>災害救助法の適用にならない災害が発生した場合に、避難所の許容量及び被災者の状況等により、一時的居住先として公営住宅を提供する。</p> <p>1 一時的居住を要する者</p> <p>災害のため住家が居住不能になり、当該住家が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者。</p>	<p>震災対策編との整合（まちづくり局） 【以下同様】</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
	<p>2 認定方法 区が認定し、罹災証明書を交付する。</p> <p>3 供与 使用可能な市営住宅の空家を提供する。 供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。</p> <p>(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)</p>	<p>2 認定方法 区が認定し、罹災証明書を交付する。</p> <p>3 供与 使用可能な市営住宅の空家を提供する。 供与にあたっては、高齢者、障害者等の世帯はでき得る限り配慮する。 また、供与期間は原則として3か月間とし、やむを得ない場合に限り延長するものとする。</p> <p>(資料編 災害による市営住宅の一時使用に関する要綱)</p>	
P167	<p>第5節 民間住宅等の提供【まちづくり局】 (省略)</p>	<p>第4節 民間住宅等の提供【まちづくり局】 (省略)</p>	
	<p>第17章 広域応援体制</p>	<p>第17章 広域応援体制</p>	
P168	<p>災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。<u>その際、平成29年7月に策定した「川崎市受援マニュアル」に基づき、円滑に外部の応援を受ける体制等を整えるものとする。</u> (省略)</p>	<p>災害による大規模な被害が発生、又は被害が拡大したことにより、市の災害対応のみでは困難と予測される事態が発生したときにそなえ、広域応援体制を確立し、次により、国、他都県市、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。 (省略)</p>	<p>国の施策を踏まえた修正。 (危機管理室・計画)</p>
	<p>第3節 総合的な応援要請【総務企画局危機管理室、陸上自衛隊第31普通科連隊】 (省略)</p>	<p>第3節 総合的な応援要請【総務企画局危機管理室、陸上自衛隊第31普通科連隊】 (省略)</p>	
P169	<p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、県知事に対し、自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣の要請を<u>求</u>めるものとする。 (省略)</p>	<p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、県知事に対し、自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣の要請を、<u>求</u>めるものとする。 (省略)</p>	
	<p>4 被災地区市区町村応援確保システム及び災害マネジメント総括支援員に係る調査 <u>被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づく県による応援職員のニーズ等の調査に備え、次に掲げる応援職員のニーズ等を把握するものとする。</u> <u>(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性</u> <u>(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)</u> <u>(3) 災害マネジメント総括支援員の派遣の必要性</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等																
P173	<p>第4節 活動拠点の配置【総務局危機管理室、建設緑政局河川課、区、関東地方整備局、<u>消防局</u>】 (省略)</p> <p>5 水道事業者の活動拠点 水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="240 447 1320 684"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平間会館</td> <td>中原区上平間1-6-6-8 平間配水所構内</td> </tr> <tr> <td>水運用センター</td> <td>宮前区土橋3-1-2</td> </tr> <tr> <td>長沢浄水場</td> <td>多摩区三田5-1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>8 応援航空機による輸送拠点及び資機材の集積拠点 <u>応援航空機</u>による輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区古市場の多摩川河川敷一帯に設置する。なお、運航支援実施場所を川崎市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町5-1）とし、<u>消防局航空隊が応援航空機との連絡調整にあたり、指揮本部からの活動指示を付与するものとする。</u></p>	名 称	所 在 地	平間会館	中原区上平間1-6-6-8 平間配水所構内	水運用センター	宮前区土橋3-1-2	長沢浄水場	多摩区三田5-1-1	<p>第4節 活動拠点の配置【総務局危機管理室、建設緑政局河川課、区、関東地方整備局】 (省略)</p> <p>5 水道事業者の活動拠点 水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置する。</p> <table border="1" data-bbox="1501 447 2582 684"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平間会館</td> <td>中原区上平間1 6 6 8 平間配水所構内</td> </tr> <tr> <td>水運用センター</td> <td>宮前区土橋3-1-2</td> </tr> <tr> <td>長沢浄水場</td> <td>多摩区三田5-1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p> <p>8 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点 <u>ヘリコプター</u>による<u>応援部隊</u>の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区<u>古市場</u>多摩川河川敷一帯に配置する。なお、<u>消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は市立川崎総合科学高等学校屋上（幸区小向仲野町5-1）とする。</u></p>	名 称	所 在 地	平間会館	中原区上平間1 6 6 8 平間配水所構内	水運用センター	宮前区土橋3-1-2	長沢浄水場	多摩区三田5-1-1	<p>活動拠点の修正（危機管理室・初動）</p> <p>応援航空機の連絡調整等を実施する消防局を担当部に追加し、運航支援実施場所における航空隊の任務について明記するとともに、文言を一部修正した。（消防局）</p>
名 称	所 在 地																		
平間会館	中原区上平間1-6-6-8 平間配水所構内																		
水運用センター	宮前区土橋3-1-2																		
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1																		
名 称	所 在 地																		
平間会館	中原区上平間1 6 6 8 平間配水所構内																		
水運用センター	宮前区土橋3-1-2																		
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1																		
P174	<p>第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、<u>交流推進担当</u>、健康福祉局<u>庶務課</u>、総務企画局危機管理室、<u>庶務課</u>、消防局】</p>	<p>第6節 災害ボランティアの活動支援【市民文化局市民活動推進課、健康福祉局<u>地域福祉課</u>、総務企画局危機管理室、<u>庶務課</u>、消防局】</p>	<p>公益財団法人川崎市国際交流協会の所管課が総務企画局庶務課ではなく市民文化局交流推進担当のため。（市民文化局）</p>																
P176	<p>第18章 災害救助法【健康福祉局<u>地域福祉庶務課</u>】 災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。 市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用申請を行う。<u>なお、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について神奈川県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど調整を行っておくものとする。</u></p> <p>第1節 災害救助法の実施【健康福祉局<u>庶務課</u>】 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。 ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の</p>	<p>第18章 災害救助法【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】 災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 市は、適切な救助活動ができるよう災害救助法の適用基準をもとに、法の適用要請を行う。</p> <p>第1節 災害救助法の実施【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。 ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の</p>																	

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P176	<p>規定による県知事 <u>（災害対策課）</u> が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>第2節 災害救助法の適用基準【健康福祉局<u>庶務課</u>】</p> <p>（省略）</p> <p>第3節 災害救助法の適用要請【健康福祉局<u>庶務課</u>】</p> <p>1 健康福祉局長は、風水害による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事 （災害対策課） に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。</p> <p>2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。</p>	<p>規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>第2節 災害救助法の適用基準【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】</p> <p>（省略）</p> <p>第3節 災害救助法の適用要請【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】</p> <p>1 健康福祉局長は、風水害による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事（災害対策課）に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。</p> <p>2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。</p>	<p>所管課の変更 （健康福祉局）</p>
P177	<p>第4節 救助の内容【健康福祉局<u>庶務課</u>】</p> <p>（省略）</p> <p>第5節 費用の負担【健康福祉局<u>庶務課</u>】</p> <p>（省略）</p>	<p>第4節 救助の内容【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】</p> <p>（省略）</p> <p>第5節 費用の負担【健康福祉局<u>地域福祉課</u>】</p> <p>（省略）</p>	

頁	修正後	修正前	修正理由等
P179	<p>第5部 復旧計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置【市民文化局、健康福祉局、財政局、こども本部、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】</p> <p>第2節 義援金等の配分【健康福祉局庶務課】</p> <p>第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局庶務課、こども未来局こども家庭課】</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 【健康福祉局庶務課】</p> <p>2 災害見舞金及び弔慰金の支給 【健康福祉局庶務課】</p> <p>第4節 資金の貸付【健康福祉局庶務課、まちづくり局住宅整備推進課、経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】</p>	<p>第5部 復旧計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置【市民文化局、健康福祉局、財政局、こども本部、まちづくり局、経済労働局、区、関係局】</p> <p>第2節 義援金等の配分【健康福祉局地域福祉課】</p> <p>第3節 弔慰金・見舞金等の支給【健康福祉局地域福祉課、こども未来局こども家庭課】</p> <p>1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 【健康福祉局地域福祉課】</p> <p>2 災害見舞金及び弔慰金の支給 【健康福祉局地域福祉課】</p> <p>第4節 資金の貸付【健康福祉局地域福祉課、まちづくり局住宅整備課、経済労働局金融課、農業振興課、社会福祉協議会】</p>	
P182	<p>(省略)</p> <p>3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備推進課】(平成30年4月現在)</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 融資対象者及び融資限度額</p> <p>ア 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた所有者で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者</p> <p>(ア)</p> <p>(イ)</p> <p><u>(ウ) 削除</u></p>	<p>(省略)</p> <p>3 災害復興住宅融資【まちづくり局住宅整備課】(平成27年4月現在)</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 融資対象者及び融資限度額</p> <p>ア 住宅金融支援機構が指定した災害により、被害を受けた所有者で、所有する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた者</p> <p>(ア)</p> <p>(イ)</p> <p><u>(ウ) 特例加算 450万円</u></p> <p>※補修資金の場合は利用できない。</p>	<p>所管課名等の修正(まちづくり局)</p>
P183	<p>4 災害対策資金 【経済労働局金融課】</p> <p>火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。</p> <p><u>(1) 危機対策資金</u></p> <p><u>ア 融資対象者</u></p> <p><u>中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等</u></p> <p><u>イ 融資条件</u></p> <p><u>(ア) 融資限度額 2億8,000万円</u></p> <p><u>(イ) 金利 年1.7%以内</u></p> <p><u>(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金10年以内(据置期間2年以内を含む)</u></p> <p><u>(エ) 返済方法 割賦返済</u></p> <p><u>(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要(保証料は、市が半額補助)</u></p> <p>(2) 災害対策資金</p> <p>ア 融資対象者</p> <p>(ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等</p> <p>(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等</p>	<p>4 災害対策資金 【経済労働局金融課】</p> <p>火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者等に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(1) 災害対策資金</p> <p>ア 融資対象者</p> <p>(ア) 火災、風水害等の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等</p> <p>(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等</p>	<p>新たな災害対策資金の創設(経済労働局)</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P184	<p>イ 融資条件</p> <p>(ア) 融資限度額 8,000 万円</p> <p>(イ) 金利 年 1.7%以内</p> <p>(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）</p> <p>(エ) 返済方法 割賦返済</p> <p>(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）</p> <p>(3) 激甚災害対策資金</p> <p>ア 融資対象者 国が指定した激甚災害の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等</p> <p>イ 融資条件</p> <p>(ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円</p> <p>(イ) 金利 年 1.7%以内</p> <p>(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）</p> <p>(エ) 返済方法 割賦返済</p> <p>(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）</p>	<p>イ 融資条件</p> <p>(ア) 融資限度額 8,000 万円</p> <p>(イ) 金利 年 1.7%以内</p> <p>(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）</p> <p>(エ) 返済方法 割賦返済</p> <p>(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）</p> <p>(2) 激甚災害対策資金</p> <p>ア 融資対象者 国が指定した激甚災害の被害を受け、罹災証明を受けた中小企業者等</p> <p>イ 融資条件</p> <p>(ア) 融資限度額 2 億 8,000 万円</p> <p>(イ) 金利 年 1.7%以内</p> <p>(ウ) 返済期間 運転資金・設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）</p> <p>(エ) 返済方法 割賦返済</p> <p>(オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が半額補助）</p>	
P186	<p>第 5 節 市税・保険料の減免措置等【<u>財政局税制課</u>、<u>健康福祉局保険年金課</u>、<u>長寿・福祉医療課</u>、<u>介護保険課</u>】</p> <p>(省略)</p> <p>2 市国民健康保険【<u>健康福祉局収納管理課</u>、<u>保険年金課</u>】</p> <p>(省略)</p> <p>3 後期高齢者医療保険料【<u>健康福祉局長寿・福祉医療課</u>】</p> <p><u>神奈川県</u>広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>5 国民年金保険料【<u>健康福祉局保険年金課</u>】</p> <p>災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、<u>家財</u>、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた<u>場合には</u>、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。（日本年金機構の査定により決定）</p>	<p>第 5 節 市税・保険料の減免措置等【<u>財政局税制課</u>、<u>健康福祉局収納管理課</u>、<u>長寿医療課</u>、<u>介護保険課</u>】</p> <p>(省略)</p> <p>2 市国民健康保険【<u>健康福祉局収納管理課</u>、<u>保健年金課</u>】</p> <p>(省略)</p> <p>3 後期高齢者医療保険料【<u>健康福祉局長寿医療課</u>】</p> <p>広域連合長は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の定めるところにより、被保険者等の申請に基づき、次の各号に定める措置を実施することができる。</p> <p>(省略)</p> <p>5 国民年金保険料【<u>健康福祉局保険年金課</u>】</p> <p>災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、<u>家財</u>その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）が、その価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた<u>ときは</u>、申請に基づき、納付すべき保険料を免除する。（日本年金機構の査定により決定）</p>	<p>業務移管及び組織変更等（健康福祉局）</p>

【風水害対策編】新旧対照表

頁	修正後	修正前	修正理由等
P187	<p>第6節 罹災証明書の発行【区、消防署】</p> <p>国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を発行する。また、罹災証明書の発行にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、</u>平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保<u>や応援の受入れ体制の構築等</u>に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>第6節 罹災証明書の発行【区、消防署】</p> <p>国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を発行する。また、罹災証明書の発行にあたっては、各種の支援措置を早期に実施するため、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保に努め、発災時に遅延なく住家等の被害の程度を調査することとする。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>防災基本計画との整合（危機管理室・計画）</p>
P188	<p><u>4 標準処理期間</u></p> <p><u>申請に対する応答は、申請があった日から概ね14日以内に行うものとする。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとする。</u></p> <p>第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局庶務課】</p>	<p>第7節 被災者生活再建支援金の支給【健康福祉局地域福祉課】</p>	

頁	修正後	修正前	修正理由等																								
P193	<p>第6部 公共事業施設防災計画</p> <p>第1章 東京電力株式会社 (省略)</p> <p>第2節 防災対策機関の所在地</p> <table border="1" data-bbox="231 491 1291 856"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> <u>川崎支社</u></td> <td>川崎支社高津営業センター</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>幸区柳町26</td> <td>高津区久本 3-2-17</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044</td> <td>平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044</td> </tr> <tr> <td>受持区域</td> <td><u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u></td> <td>中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区</td> </tr> </table> <p>第3節 応急活動 (省略)</p> <p>5 電力の安定供給</p> <p>電力系統は、<u>東京電力グループ</u>の発・変電所、送配電線と電源開発(株)の発・変電所、送電線が一体となって運用されているほか、常時、東北電力(株)の電力系統とも接続されており、さらに緊急時には、新信濃、佐久間両周波数変換所を通じて<u>中部電力(株)</u>、<u>関西電力(株)</u>など60ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける。</p>	機 関 名	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> <u>川崎支社</u>	川崎支社高津営業センター	所 在 地	幸区柳町26	高津区久本 3-2-17	電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044	平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044	受持区域	<u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u>	中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区	<p>第6部 公共事業施設防災計画</p> <p>第1章 東京電力株式会社 (省略)</p> <p>第2節 防災対策機関の所在地</p> <table border="1" data-bbox="1362 491 2436 856"> <tr> <td>機 関 名</td> <td><u>東京電力</u> <u>川崎支社</u></td> <td><u>川崎支社高津営業センター</u></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>幸区柳町26</td> <td><u>高津区久本 3-2-17</u></td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044</td> <td><u>平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044</u></td> </tr> <tr> <td>受持区域</td> <td><u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u></td> <td><u>中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区</u></td> </tr> </table> <p>第3節 応急活動 (省略)</p> <p>5 電力の安定供給</p> <p>電力系統は、<u>東京電力</u>の発・変電所、送配電線と電源開発(株)の発・変電所、送電線が一体となって運用されているほか、常時、東北電力(株)の電力系統とも接続されており、さらに緊急時には、新信濃、佐久間両周波数変換所を通じて<u>中部</u>、<u>関西電力</u>など60ヘルツ系統からも供給力の応援を受ける。</p>	機 関 名	<u>東京電力</u> <u>川崎支社</u>	<u>川崎支社高津営業センター</u>	所 在 地	幸区柳町26	<u>高津区久本 3-2-17</u>	電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044	<u>平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044</u>	受持区域	<u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u>	<u>中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区</u>	<p>社名変更を反映（東京電力パワーグリッド(株)）</p>
機 関 名	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> <u>川崎支社</u>	川崎支社高津営業センター																									
所 在 地	幸区柳町26	高津区久本 3-2-17																									
電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044	平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044																									
受持区域	<u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u>	中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区																									
機 関 名	<u>東京電力</u> <u>川崎支社</u>	<u>川崎支社高津営業センター</u>																									
所 在 地	幸区柳町26	<u>高津区久本 3-2-17</u>																									
電 話	平日 044-576-2010 土休日・夜間 044-576-2044	<u>平日 044-844-8263 土休日・夜間(川崎支社にて対応) 044-576-2044</u>																									
受持区域	<u>川崎市・幸区・中原区(東横線以東)</u>	<u>中原区(東横線以西)・高津区・ 宮前区・多摩区・麻生区</u>																									

頁	修正後	修正前	修正理由等														
P195	<p>第2章 東京ガス株式会社</p> <p>第4節 応急対策 (省略)</p> <p>2 非常体制の確立</p> <p>災害が発生するおそれがある場合、予想され又は発生した場合に対処するための、次 の非常体制の区分は次による。を確立する。</p> <table border="1" data-bbox="278 472 1288 1381"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td> <td>1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u></td> </tr> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>1. <u>震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</u> 2. 供給停止(予想)支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td>1. <u>震度6弱以上の地震が発生した場合</u> 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 3. <u>地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合</u> 5. 2. <u>自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</u> 6. 3. <u>当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	適用条件	第0次非常体制	1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u>	第一次非常体制	1. <u>震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</u> 2. 供給停止(予想)支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	第二次非常体制	1. <u>震度6弱以上の地震が発生した場合</u> 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 3. <u>地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合</u> 5. 2. <u>自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</u> 6. 3. <u>当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</u>	<p>第2章 東京ガス株式会社</p> <p>第4節 応急対策 (省略)</p> <p>2 非常体制の確立</p> <p>災害が予想され、又は発生した場合、次の非常体制を確立する。</p> <table border="1" data-bbox="1406 472 2433 1066"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次非常体制</td> <td>1. 供給停止(予想)期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 3. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</td> </tr> <tr> <td>第二次非常体制</td> <td>1. 供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 3. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	適用条件	第一次非常体制	1. 供給停止(予想)期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 3. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	第二次非常体制	1. 供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 3. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合	<p>非常体制区分の見直しに伴い、修正(東京ガス株)</p>
体制区分	適用条件																
第0次非常体制	1. <u>震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</u>																
第一次非常体制	1. <u>震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</u> 2. 供給停止(予想)支障となる期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合																
第二次非常体制	1. <u>震度6弱以上の地震が発生した場合</u> 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 3. <u>地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合</u> 4. <u>供給支障となる期間が24時間以上の地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合</u> 5. 2. <u>自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合</u> 6. 3. <u>当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合</u>																
体制区分	適用条件																
第一次非常体制	1. 供給停止(予想)期間が24時間以内の地震以外の自然災害が発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 3. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合																
第二次非常体制	1. 供給停止(予想)期間が24時間を超える地震以外の自然災害の発生、または非常事態が発生した場合 2. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 3. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合																